

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会
マルチメディア放送システム作業班
アドホックグループ3 報告（案）

3.3 ISDB-Tsb

3.3.1 要求条件との整合性

要求条件との整合性について検討した結果、全てを満たすことが確認された。

表3.3.1-1 要求条件と技術方式案の整合性比較

1 システム

項目	要求条件	整合性
サービスの高機能化／多様化	<p>①「映像・音響・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることが可能であること。</p> <p>②多様で柔軟な高機能サービスを可能とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H.264 M P E G - 4 A V C の採用により、限られた帯域の中で高品質な動画サービスが可能である。 ・ M P E G A A C (Advanced Audio Coding) およびM P E G S u r r o u n d の採用により高音質マルチチャンネルステレオサービスが可能である。 ・ X M L をベースとするマルチメディア符号化B M L (Broadcast Markup Language) の採用により文字、図形、画像、音声、制御情報などのデータを組み合わせたマルチメディアサービスが可能である。 ・ メタデータを用いたE C G (Electronic Contents Guide) の採用により、ユーザーが容易に操作可能なダウンロードサービスが可能である。 ・ 多重方式としてM P E G - 2 S y s t e m s を採用することにより、映像、音声、データといった種々のデータやリアルタイム、ダウンロードといったサービスを自由に組み合わせ、多様で柔軟な高機能サービスの提供が可能である。 ・ M P E G - 2 のD S M C C 等により、上り回線に各種の通信を用いた双方向サービスが実現できる。

番組選択性	<p>①複数番組を放送する場合に容易な番組選択を実現するため、これを支援する情報が伝送可能であること。</p> <p>②番組の切替に要する時間はできる限り短いこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ M P E G - 2 S y s t e m s に準拠した S I 等を用いて E P G 情報を伝送することが可能である。 ・ E P G を用いて物理チャンネル内の番組選択を容易にできるとともに、M P E G - 2 S y s t e m s の N I T により他物理チャンネルへのアクセスを容易にすることが可能である。 ・ E C G を用いて、ダウンロードコンテンツの予約、再生を容易に行うことが可能である。 ・ 同一セグメント内の番組切り替えは、R F 系の同期引込動作が不要のため、切り替えに要する時間を短くすることが可能である。 ・ 異なるセグメント間の番組切り替えも、連結送信により各セグメントを同期して送信できるため、R F 系の同期引込動作を簡略化することが可能で、切替に要する時間を短くすることが期待できる。 ・ M P E G - 2 S y s t e m s の N I T にチャンネル配列情報等が記述でき、自動チューニングなど受信機での対応が期待できる。
サービス拡張性	<p>①将来の新たなサービスへの拡張性を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重化方式にM P E G - 2 S y s t e m s を採用しているため、将来新たなサービスに対応した情報源符号化方式を追加することで、新たなサービスへの拡張が可能である。
緊急警報放送等	<p>①非常災害時における対象受信機への起動制御信号及びメッセージの迅速な放送について考慮されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ T M C C により、非常災害時における対象受信機への起動制御信号の迅速な放送が可能である。 ・ A C により、メッセージの迅速な放送の拡張も可能である。
受信の形態	<p>①携帯及び移動受信が可能であること。なお、移動受信とは列車、自動車、歩行等により地上を移動しながら受信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝送路符号化方式としてO F D M 方式を採用し、ガードインターバル、各種インターリーブを併用しているため、フェージング・マルチパス・フラッタに強く、携帯及び移動で安定した受

	することをいう。	<p>信が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 帯域幅がテレビジョン放送に比べ狭いことからFFTサイズが小さくクロック速度が遅いため、小型、軽量、省電力化された受信機が期待できる。 地上デジタルテレビジョン放送の部分受信用受信機と共に化できるため、安価な受信機の実現が期待できる。
実時間性	①リアルタイム放送の場合、できるだけ遅延時間が短いこと。また、緊急警報放送等の迅速性が重要な場合は、遅延時間を最小化する工夫がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> 遅延時間に影響する時間インターリーブ長が複数用意されており、伝送特性との兼ね合いで最適値を選択できる。 非常災害時における対象受信機への起動制御信号及びメッセージの伝送が可能なTMC、ACには時間インターリーブがないため、遅延を最小化することが期待できる。
インター オペラビリティ	①他メディア等との互換性が、出来る限り考慮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 多重化方式に国際標準のMPEG-2 Systemsを採用しており、OSIレイヤモデルの第3層（ネットワークレイヤ）と第2層（データリンクレイヤ）のインターフェースに相当するMPEG-2 TS以上の層で信号の互換性を図っている。
著作権保護	①放送コンテンツの利用及び記録に関して制御できる機能を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> SID中にコピー制御機能を有しており、著作権保護が可能である。
使用周波数	①周波数帯は、90–108MHz帯(V-LOW)及び207.5–222MHz帯(V-HIGH)を使用する。 ②「全国向け放送」については、V-HIGHを、「地方ブロック向け放送」については、V-LOWを使用する。 ③新型コミュニティ放送については、地方ブロック向け放送の空き周波数を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> VHF帯での高速移動受信およびSFNに有効な伝送パラメータが用意されている。 また、新型コミュニティ放送との両立が可能な周波数の利用が可能となるよう、帯域幅の柔軟なシステムを有している。
伝送帯域幅	①割り当てられた周波数内での運用が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> 1セグメントの帯域幅が6MHzの1/14と狭帯域であり、これらを最大14個まで複数組み合わせた連結送信が可能であるため、

		割り当てられた周波数内で柔軟な帯域幅のチャンネルプランが可能である。
周波数の有効利用	①周波数利用効率が高いこと。 ②サービスエリア内において、基本的には、同一周波数の利用（S FN）によりあまねくカバーを達成する置局が技術的に可能となる方式であること。	<ul style="list-style-type: none"> 連結送信によりガードバンドを不要にできるため、割り当てられた周波数内に無駄なくセグメントを配置することが可能である。 伝送路符号化方式としてマルチパスに強いOFDM方式を採用しているため、S FNの実現が可能である。

2 技術方式

伝送路 符号化 方式	搬送波	①混信及び都市雑音による受信障害に強いこと。 ②他のサービスに干渉妨害を与えることなく他のサービスからの干渉妨害に強いこと。	<ul style="list-style-type: none"> 強力な誤り訂正方式とインターリーブを採用しているため、所要C/Nを小さくすることができる。したがって、送信電力を下げことができ既存アナログサービスへの妨害を与えないようにすることができる。また、既存サービスからの妨害や混信・都市雑音に対しても所要C/Nが小さいことで強い方式となっている。
	変調方式・誤り訂正方式	①フェージング、マルチパス、フラッタに強い伝送方式であること。 ②安定な移動受信が可能であること。 ③上記①、②を満足するために、送信電力が有効に使える技術方式であること。	<ul style="list-style-type: none"> 伝送路符号化方式としてOFDM方式を採用し、ガードインターバル、各種インターリーブを併用しているため、フェージング・マルチパス・フラッタに強い方式であり、安定な移動受信が可能である。 誤り訂正方式として畳み込み符号（最強符号化率1/2）とRS(204, 188)の連接符号や変調方式により所要C/Nを小さくでき、少ない送信電力で所要のサービスエリアをカバーすることができる。
	伝送容量	①周波数有効利用、隣接チャンネルへの妨害などを考慮した上で、できるだけ高い伝送ビットレートを確保で	<ul style="list-style-type: none"> 連結送信、OFDM伝送方式、誤り訂正技術などにより、周波数有効利用が可能で、所要C/Nを小さくできるため過剰な送

		きること。	信電力を必要とせず隣接チャンネルへの妨害も低減できる上、多様なデータサービスが提供可能な十分な伝送容量が確保できる。
多重化方式	①複数番組やデータ放送等の多様なサービスの提供、自在な番組編成、広範囲な伝送レートの設定等の柔軟性があること。 ②新しいサービスの導入等の拡張性があること。 ③番組選択の容易性と多様な受信形態に適応する操作性があること。	・ 多重化方式として国際標準のISO／IEC 13818-1 (MPEG-2 Systems)を採用している。 ・ MPEG-2 Systemsの採用により、多様なサービスの柔軟な編成に対応可能であり、番組数の変更や番組伝送レートの設定変更にも対応可能である。 ・ 上記方法により、新サービスの導入が可能である。 ・ MPEG-2 SystemsのPSIを利用し、容易な番組選択操作性をもつ多様な受信形態に適応した各種の受信機の実現が期待できる。	
映像入力フォーマット および符号化方式	①国際標準に一致または準拠した方式を用いること。 ②将来の拡張性を考慮した符号化方式であること。	・ 映像符号化方式として国際標準のH.264 MPEG-4 AVCを採用している。 ・ 高品質な簡易動画サービスが可能である。 ・ 将来的に更に優れた映像符号化の国際標準が策定されれば情報源符号化方式に追加し、拡張することは可能である。	
音声入力フォーマット および符号化方式	①国際標準に一致または準拠した方式を用いること。 ②将来の拡張性を考慮した符号化方式であること。	・ 音声符号化方式として国際標準のMPEG AACおよびMPEG Surroundを採用している。 ・ 高音質2チャンネルのみならず、マルチチャンネルステレオなど多様な音声フォーマットへの対応が可能である。 ・ 将来的に更に優れた音声符号化の国際標準が策定されれば情報源符号化方式に追加し、拡張することは可能である。	
データ符号化方式	①多様なデータサービスに柔軟に対応する符号化方式であること。	・ モノメディア符号化においては既存データ符号化方式を含んでおり、マルチメディア符号化方式はXMLをベースとすることによりインターネットなどとの親和性が考慮されている。また、	

		<p>MPEG-2 TS等のインターフェースにより、インターフェースについて考慮されている。(ARIB-STD-B-24に準拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に更に優れたデータ符号化の国際標準が策定されれば情報源符号化方式に追加し、拡張することは可能である。
アクセス制御方式	<p>①十分に秘匿性を保ち、不正アクセスに対して十分な技術的対策がとられていること。</p> <p>②視聴者に対して利用条件/利用方法を明確に提示でき、視聴者が扱いやすい方法であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイム系のコンテンツには、限定受信方式としてMULTI-2方式を採用している。MULTI-2方式の秘匿性、安全性についてはBSデジタル放送等すでに実績がある。 ダウンロード系のコンテンツの限定再生方式では、複数の暗号方式が使用可能であり、将来の技術進展に合わせ、十分に秘匿性を保ち、不正アクセスに対して十分な技術的対策が可能である。 受信機での多重化フラグによる限定受信の識別が可能である。 ECM、EMMの関連情報により、視聴者に対して利用条件/利用方法を視聴者が扱いやすい方法で明確に提示できる。

3 放送品質

画質	①サービスに応じて画像のビットレートを変化できること。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な画像フォーマットへの対応が可能であり、サービスに応じた映像ビットレートの選択が可能である。
音質	①サービスに応じて音声のビットレートを変化できること。	<ul style="list-style-type: none"> マルチチャンネルステレオなど多様な音声フォーマットへの対応が可能であり、サービスに応じた音声ビットレートの選択が可能である。
伝送品質	①サービス内容に応じ、情報ビットレートや誤り訂正能力等の伝送パラメータの変更がスムーズにできること。	<ul style="list-style-type: none"> MPEG-2 SystemsのNITおよびTMCC内のカウントダウン情報により伝送パラメータの変更を行うことが可能である。

4 受信機への対応

受信機への対応	<p>①簡単な操作を支援するための制御信号等が備わっていること。</p> <p>②高齢者、障害者などの受信機操作に配慮した技術的工夫がなされていること。</p> <p>③受信機の低廉化が図られる技術的工夫がなされていること</p> <p>④受信機の省電力化に寄与できる技術的工夫がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none">• M P E G - 2 S y s t e m s に準拠した S I 等を用いて E P G 情報を伝送することが可能である。• E P G を用いて物理チャンネル内の番組選択を容易にできるとともに、M P E G - 2 S y s t e m s の N I T により他物理チャンネルへのアクセスを容易にすることが可能である。• E C G を用いて、ダウンロードコンテンツの予約、再生を容易に行うことが可能である。• 番組選択は必要な情報を制御信号として伝送し、画面構成などは、受信機側で柔軟に設計できることから、高齢者、障害者などの受信機操作に配慮した画面設計が可能である。• 地上デジタルテレビジョン放送の部分受信用受信機と共に通化できるため、安価な受信機の実現が期待できる。• 帯域幅がテレビジョン放送に比べ狭いことから F F T サイズが小さくクロック速度が遅いため、小型、軽量、省電力化された受信機が期待できる。
---------	---	--

5 方式公募にあたっての前提条件との整合性

公募に当たっての前提条件	整合性
放送方式に係わる工業所有権について、送信機・受信機の製造を行うものに対し、	• A R I B での標準化を前提としており、放送方式に係わる工業

適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に権利の実施が許諾されること。	所有権について、送信機・受信機の製造を行うものに対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に権利の実施が許諾される。
送信機・受信機の製造を行うもの・サービスの提供を行うもの等に対し、必要な技術情報が開示されること。	<ul style="list-style-type: none"> • A R I Bでの標準化を前提としており、送信機・受信機の製造を行うもの・サービスの提供を行うもの等に対し、必要な技術情報が開示される。
2011年7月に技術的に実現可能な放送方式であること。	<ul style="list-style-type: none"> • 既に国際規格化、A R I B規格化された技術をベースとしており、2011年7月に技術的に実現可能な放送方式である。
日本の国際競争力強化に資する放送方式であること。	<ul style="list-style-type: none"> • 本方式は、日本で開発し、I T U – Rに提案して国際規格となるなど、日本の技術による放送方式である。 本方式は、世界的に見ても、テレビとの共通性を図った唯一の方式であり、ヨーロッパのD V B・D A B、米国のA T S Cとならび、デジタル放送の主流を成す方式として認知されている。 • I S D B – Tは、ブラジルなど南米を中心に導入が進められるなど、国をあげた展開を図っているところであり、本方式を日本で導入することは、海外展開に有利となるだけでなく、知的所有権、送信・受信機の開発競争力においても、日本が優位に立っている。

3.3.2 周波数の条件

3.3.2.1 適用周波数帯域

VHF周波数帯(90–108MHz)を対象とする。

3.3.2.2 伝送帯域幅

伝送帯域幅は、省令 無線設備規則 第二節 第六条（占有周波数帯幅の許容値）関連 別表第二号第32を適用することが望ましい。

周波数帯幅は以下の通りとする。

($6000/14 \times n + 38.48$) kHz を小数点以下切り上げた値

n : 1 セグメント形式、3セグメント形式または連結したOFDM フレームに含まれるOFDM セグメントの数

(理由)

周波数帯幅は

- ・帯域上下端のキャリアの中心周波数の間隔= $6000/14 \times n$ (kHz)
 - ・帯域下端キャリアの99%のエネルギーを含む帯域の半分=19.24 (kHz)
 - ・帯域上端キャリアの99%のエネルギーを含む帯域の半分=19.24 (kHz)
- とを加えたものである。

3.3.2.3 送信周波数の許容偏差

送信周波数の許容偏差は、無線設備規則 第二節 第五条（周波数の許容偏差）関連 別表第一号を基本とする。ただし、別表第一号では送信周波数が100MHzを超える周波数に対して適用することになっているが、本方式の適用周波数帯域に合わせ90MHz以上に対して適用する。また、中継局に関する考慮も行う。

送信周波数の許容偏差は、表3.3.2.3-1の通りとする。

表3.3.2.3-1 送信周波数の許容偏差

	上位局がない場合	上位局がある場合		
		5 W超	0.5W超～5W以下	0.5 W以下
周波数許容偏差 (注2)	500 Hz (注1)	3 kHz	10 kHz	20 kHz(注3)

(注1) SFN運用する場合には、上位局がない局にあっては1Hzとする。

(注2) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の相対偏差が10Hz以内であるものとする。

(注3) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

(理由)

SFN運用を行う場合で上位局がない局の許容偏差は、SFN 時に生じるキャリア間干渉の許容量からの制限によるものである。その他の値は、平成19年1月の「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条

件」に準じる。

3.3.2.4 IFFTサンプル周波数の許容偏差

OFDM に使用する IFFT サンプル周波数の許容偏差は、 n を連結セグメント数とするとき、 $\pm 0.3\text{ppm} \times (13/n)$

以内とする。

(理由)

この許容偏差は、IFFT サンプル周波数の偏差により、帯域端キャリアの偏差が 1Hz 以内となることを条件に定めたものである。

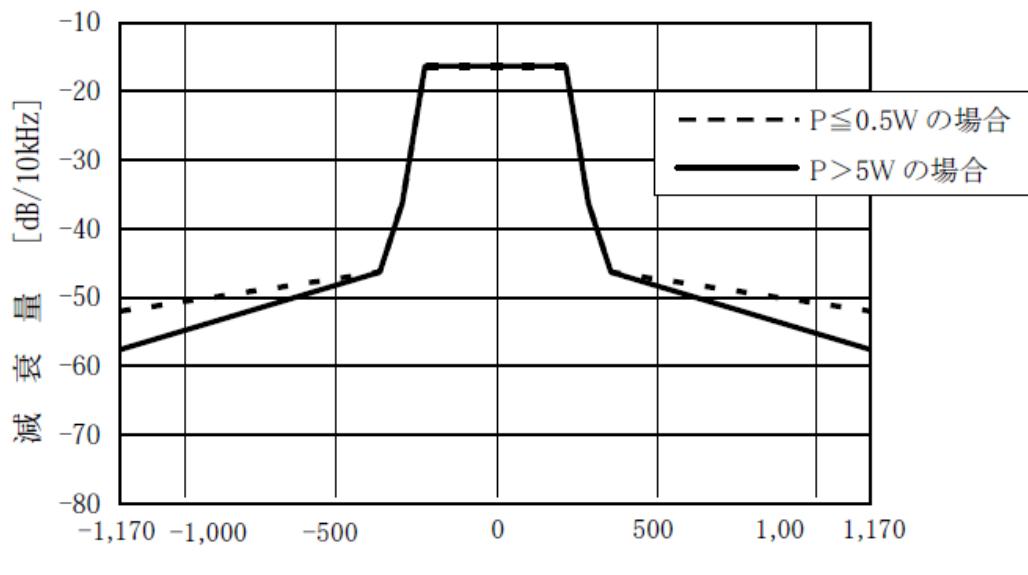
3.3.2.5 送信スペクトルマスク

送信スペクトルマスクは、省令 無線設備規則 第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の無線設備 第三十七条の二十七の八（許容偏差等）を適用することをベースとする。ただし、適用周波数帯端を含む送信スペクトルマスクについては、別途検討が必要となる可能性がある。

送信スペクトルマスクを以下の図3.3.2.5.1-1 (1 セグメント形式) 及び図3.3.2.5.2-1 (3 セグメント形式) により規定する。また、スペクトルマスクのブレークポイントを表3.3.2.5.1-1 (1 セグメント形式) 及び表3.3.2.5.2-1 (3 セグメント形式) に示す。尚、送信スペクトルマスクは、各周波数スペクトルの平均電力の相対値で表す。

3.3.2.5.1 1セグメント形式

1セグメント形式の送信スペクトルマスクは、省令 無線設備規則 別図四号の八の五 (1) を適用することをベースとする。



搬送波の周波数からの差 [kHz]

図3.3.2.5.1-1 1セグメント形式の送信スペクトルマスク

表3.3.2.5.1-1 1セグメント形式の送信スペクトルマスクのブレークポイント

搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	規定の種類
±220kHz	-16.3dB/10kHz	上限
±290kHz	-36.3dB/10kHz	上限
±360kHz	-46.3dB/10kHz	上限
±1,170kHz	-57.6dB/10kHz*	上限

* 空中線電力が0.5W を超え5W 以下の無線設備にあっては $-(53.6 + 5.6 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力が0.5W 以下の無線設備にあっては-52.0dB/10kHz とする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、上表にかかわらず平均電力P からの減衰量-16.3 dB/10kHz を上限とすることができます。

3.3.2.5.2 3セグメント形式

3セグメント形式の送信スペクトルマスクは、省令 無線設備規則 別図四号の八の五(2)を適用することをベースとする。

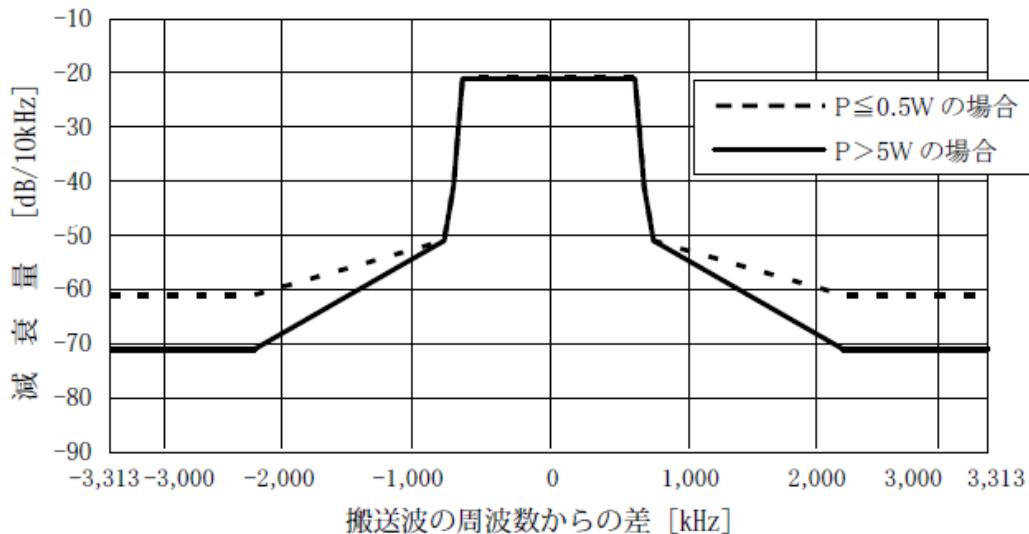


図3.3.2.5.2-1 3セグメント形式の送信スペクトルマスク

表3.3.2.5.2-1 3セグメント形式の送信スペクトルマスクのブレークポイント

搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	規定の種類
±650kHz	-21.0dB/10kHz	上限
±720kHz	-41.0dB/10kHz	上限
±790kHz	-51.0dB/10kHz	上限
±2,220kHz	-71.0dB/10kHz*	上限

* 空中線電力が0.5Wを超える5W以下の無線設備にあっては $-(64.0 + 10 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあっては -61.0 dB/10kHzとする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、上表にかかわらず平均電力Pからの減衰量 -21.0 dB/10kHzを上限とすることができる。

3.3.2.5.3 連結送信時の送信スペクトルマスク

連結送信時の送信スペクトルマスクは、省令 無線設備規則 別図四号の八の五（3）を適用することをベースとする。

連結送信時の連結スペクトルマスクのブレークポイントを表3.3.2.5.3-1に示す。

表3.3.2.5.3-1 連結送信時の連結送信スペクトルマスクのブレークポイント

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
$\pm(3 \times n/14 + 0.25/126) \text{MHz}$	$10 \times \log(10/(6000/14 \times n)) \text{ dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm(3 \times n/14 + 0.25/126 + 1/14) \text{MHz}$	$-20 + 10 \times \log(10/(6000/14 \times n)) \text{ dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm(3 \times n/14 + 0.25/126 + 2/14) \text{MHz}$	$-30 + 10 \times \log(10/(6000/14 \times n)) \text{ dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm(3 \times n/14 + 0.25/126 + 22/14) \text{MHz}$	$-50 + 10 \times \log(10/(6000/14 \times n)) \text{ dB}/10\text{kHz}^*$	上限

* 空中線電力0.5Wを超える5W以下の無線設備にあっては $-(10 \log(6000/14 \times n/10) + 43 + 10 \log P)$ dB/10kHz、空中線電力0.5W以下の無線設備にあっては $-(40 + 10 \log(6000/14 \times n/10))$ dB/10kHzとする。

注1 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、上表にかかわらず平均電力Pからの減衰量 $-10 \times \log(6000/14 \times n/10)$ dB/10kHzを上限とすることができる。

2 スペクトルマスクの規定範囲は、搬送波の周波数を中心として $\pm(2.5 \times (6/14 \times n + 38.48/1000))$ MHzとする。

3 搬送波の周波数からの差は、その絶対値に対し小数点以下3桁目を切り上げし、±の符号をつけるものとする。

4 nは標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数。

3.3.2.6 スピアス発射又は不要発射の強度の許容値

スピアス発射又は不要発射の強度の許容値は、省令 無線設備規則 第二節 第七条（スピアス発射又は不要発射の強度の許容値）別表第三号 5（4）を適用することが望ましい。

スピアス発射又は不要発射の強度の許容値を表3.3.2.6-1に示す。

表3.3.2.6-1 スピアス発射又は不要発射の強度の許容値

空中線電力	帯域外領域におけるスピアス発射の強度の許容値	スピアス領域における不要発射の強度の許容値
500W を超えるもの 1W を超え 500W 以下	1mW 以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 60dB 低い値	基本周波数の平均電力より 70dB 低い値
1W 以下	100 μW 以下	50 μW 以下

用語の意義等

1) 帯域外領域及びスピアス領域の境界の周波数

境界の周波数 : $f_c \pm 2.5BN$

* 「BN」とは、帯域外領域及びスピアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅とは占有周波数帯幅の許容値とする。

* 「 f_c 」とは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。

2) 参照帯域幅

参照帯域幅 : 100kHz

* 「参照帯域幅」とは、スピアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯域幅をいう。

3.3.3 情報源符号化方式

3.3.3.1 映像符号化

映像符号化方式は、ARIB 標準規格「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式」(ARIB STD-B24) のモノメディア符号化方式の規定をベースとすることが適当である。

(理由)

本方式の映像符号化方式は、受信機の共用化などの観点から、既存メディアである「ワンセグ」とできる限り整合性を取ることが望ましい。

「ワンセグ」の映像符号化方式は、ARIB STD-B24 のモノメディア符号化方式 映像符号化のうちの H.264 | MPEG-4 AVC をベースとしている。映像符号化方式として、H.264 | MPEG-4 AVC が符号化効率の点で最も優れ、受信機製造の面からも最も容易に実装が可能であると考えられる。

これらのことから、映像符号化方式として ARIB STD-B24 記載の H.264 | MPEG-4 AVC をベースとし、運用にあたっては、本方式のサービスがより魅力的になるような符号化パラメータを設定することが望ましい。

3.3.3.1.1 映像符号化方式

映像符号化は、ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10に規定される方式を用いる。

Baselineプロファイルに準拠した条件で符号化することとする。レベルは、1, 1.1, 1.2, 1.3, 2, 2.1, 2.2, 3のいずれかとする。

表3.3.3.1-1に符号化パラメータの制約条件を示す。バッファサイズなど、ここに制約条件として記載されていないパラメータに関しては、ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10の規定に従うものとする。

表 3.3.3.1-1 符号化パラメータの制約条件

項目	制約条件
信号形式	YC _B C _R 4 : 2 : 0
量子化ビット数	8 bit
走査方式	プログレッシブ
最大画面サイズ	表3.2.1.1-2による
最大ビットレート	表3.2.1.1-2による
ピクチャの時間間隔	0.7秒以内
カラー記述	Rec. ITU-R BT.1361 (Rec. ITU-R BT.709) 準拠

表 3.3.3.1-2 最大画面サイズと最大ビットレート

プロファイル	レベル	最大画面サイズ[マクロブロック数] (対応する典型的な水平画素数 × 垂直ライン数)
Baseline	Level 1	99 (176 × 144)
	Level 1.1	396 (352 × 288)

Level 1.2	396(352×288)
Level 1.3	396(352×288)
Level 2	396(352×288)
Level 2.1	792(352×576)
Level 2.2	1620(720×576)
Level 3	1620(720×576)

3.3.3.1.2 H.264 | MPEG-4 AVC の運用ガイドライン

ITU-T Rec. H.264 | ISO/IEC 14496-10では、レベルに応じて、最大の画面サイズとフレームレート（単位時間当たりのマクロブロック数）が定められており、リソースのフォーマット、受信表示装置及びその処理等を考慮し、運用するレベルと符号化映像フォーマットを定めることが望ましい。

3.3.3.1.2.1 想定する映像フォーマット

想定する映像フォーマットと対応するシンタックスを表3.3.3.1.2.1-1に示す。SQVGA, QVGAにおける16:9画面は、画素アスペクトは4:3画面と同じとし、垂直画素数を減らした画面サイズとする。

表3.3.3.1.2.1-1 想定する映像フォーマット

フォーマット	画面サイズ	アスペクト比	seq_parameter_set_rbsp()		vui_parameters()	
			pic_width_in_mbs_minus1	pic_height_in_map_units_minus1	aspect_ratio_info_present_flag	aspect_ratio_info
SQVGA	160x120	4:3	9	7 ※	1	1
SQVGA	160x90	16:9	9	5 ※		1
525QSIF	176x120	4:3	10	7 ※		3
525QSIF	176x120	16:9	10	7 ※		5
QCIF	176x144	4:3	10	8		2
QVGA	320x240	4:3	19	14		1
QVGA	320x180	16:9	19	11 ※		1
525SIF	352x240	4:3	21	14		3
525SIF	352x240	16:9	21	14		5
CIF	352x288	4:3	21	17		2
525HHR	352x480	4:3	21	29		3
525HHR	352x480	16:9	21	29		5
VGA	640x480	4:3	39	29		1
525 SD	720x480	4:3	44	29		3
525 SD	720x480	16:9	44	29		5

※ 画面幅あるいは高さが16で割り切れない場合、有効サンプルの右側あるいは有効ラインの下側に架空の映像データ（ダミーデータ）を付加し、実際には16の倍数のサンプル数あるいはライン数で符号化処理される。デコーダではダミーデータを除いた有効サンプルあるいは有効ラインの映像信号として出力される。

3.3.3.1.2.2 フレームレート

フレームレートは、VUI Parameters の変数を用いて、フレームレート =

`time_scale/num_units_in_tick`で計算し、 $1000/1001$ の整数倍とする。フレームスキップを制限しないこととする。ただし、運用する映像フォーマットに対し、各レベルにおける最大のフレームレート[Hz]は表3.3.3.1.2.2-1に示す通りとする。

表3.3.3.1.2.2-1 各レベルにおける最大フレームレート [Hz]

	1	1.1	1.2	1.3	2	2.1
SQVGA (4:3)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
SQVGA (16:9)	24000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525QSIF (4:3)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525QSIF (16:9)	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QCIF	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QVGA (4:3)	-	10000/1001	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
QVGA (16:9)	-	12000/1001	24000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525SIF (4:3)	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525SIF (16:9)	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
CIF	-	15000/2002	15000/1001	30000/1001	30000/1001	30000/1001
525HHR (4:3)	-	-	-	-	-	30000/1001
525HHR (16:9)	-	-	-	-	-	30000/1001
VGA	-	-	-	-	-	-
525 SD	-	-	-	-	-	-
525 SD	-	-	-	-	-	-

	2.2	3
SQVGA (4:3)	30000/1001	30000/1001
SQVGA (16:9)	30000/1001	30000/1001
525QSIF (4:3)	30000/1001	30000/1001
525QSIF (16:9)	30000/1001	30000/1001
QCIF	30000/1001	30000/1001
QVGA (4:3)	30000/1001	30000/1001
QVGA (16:9)	30000/1001	30000/1001
525SIF (4:3)	30000/1001	30000/1001
525SIF (16:9)	30000/1001	30000/1001
CIF	30000/1001	30000/1001
525HHR (4:3)	30000/1001	30000/1001
525HHR (16:9)	30000/1001	30000/1001
VGA	15000/1001	30000/1001
525 SD	15000/1001	30000/1001
525 SD	15000/1001	30000/1001

3.3.3.1.2.3 カラー記述

カラー記述は、Rec. ITU-R BT.1361 (Rec. ITU-R BT.709)に準拠する。VUI Parametersにおいて、`video_signal_type_present_flag = 0`あるいは`colour_description_present_flag = 0`の場合、`colour_primaries`, `transfer_characteristics`, `matrix_coefficients`のすべての値は2 (`Unspecified`)となるが、デコーダ側ですべての値を1 (Rec. ITU-R BT.709)と等価であると解釈することとする。

3.3.3.1.2.4 チャンネル切替時間の考慮

IDRタイプのI-pictureを最大5秒、通常2秒周期で挿入する。また、Sequence Parameter Setのパラメータが異なる場合、異なるseq_parameter_set_idを使用することが望ましい。

3.3.3.1.2.5 運用上の制限

FMO (Flexible Macroblock Ordering), ASO (Arbitrary Slice Order), RS (Redundant Slices)は運用せず、Sequence Parameter Setで、constraint_set0_flag=1かつconstraint_set1_flag=1とする。

3.3.3.2 音声符号化

3.3.3.2.1 音声入力フォーマット

音声入力フォーマットは、省令「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」第一章第七条（音声信号）を適用することが望ましい。

(1) 入力標本化周波数

入力標本化周波数は、32 kHz、44.1 kHz および 48 kHz とする。

(2) 入力量子化ビット数

入力量子化ビット数は、16 ビット以上とする。

(3) 入力音声チャンネル数

入力音声チャンネル数の最大入力音声チャンネル数は、5 チャンネル+1 チャンネル（低域強調用チャンネル）とする。

（理由）

- ① 入力標本化周波数としては BS デジタル放送、および地上デジタルテレビジョン放送において上記の 3 種の周波数が規定されており、本方式についても放送機器の互換性を考慮して同一のパラメータを選定することとした。
- ② 本方式の要求条件にある将来の拡張性を考慮した符号化方式であることには、スピーチを明瞭かつ低ビットレートでのサービスを実現することも含まれる。低ビットレート符号化においては上記 3 種の周波数より低い標本化周波数、具体的には上記 3 種の周波数のハーフレートとなる 16 kHz、22.05 kHz、24 kHz の標本化周波数の導入が有用であると考えられる。しかしながら放送機器の物理的インターフェース仕様においては、これらハーフレート周波数は一般的でない状況であるため、音声入力フォーマットとしての標本化周波数は 32 kHz、44.1 kHz および 48 kHz の 3 種のみを規定し、ハーフレートの標本化周波数については音声符号化時の符号化パラメータとして規定することとした。
- ③ MPEG-2 AAC 方式は最大 96 kHz までの入力標本化周波数に対応可能であるが、高い標本化周波数の使用はハードウェア規模へのインパクトが大きく、かつ要求条件に鑑みてその有用性も明らかでないことから 48 kHz を越える周波数は規定しないこととした。

- ④ 量子化ビット数についてはハードウェア規模やコストへの影響が比較的少ないと、16 ビットを越える量子化ビット数を備えた音響機器が普及しつつあることから将来の拡張を可能とする 16 ビット以上とした。
- ⑤ 入力チャンネル数としては、最大は BS デジタル放送、および地上デジタルテレビジョン放送に規定される 5 チャンネル+1 チャンネル（低域強調用チャンネル）(5.1ch) とするのが適切と考えられる。なお、MPEG-2 AAC 方式は最大 7 チャンネル+1 チャンネル（低域強調用チャンネル）(7.1ch) まで対応可能であるが、伝送容量の制限、ハード規模への影響等を考慮して最大 5.1ch を規定することとした。

3.3.3.2.2 音声符号化方式

音声符号化方式は、ARIB 標準規格「デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式」(ARIB STD-B32) 及び MPEGSurround (ISO/IEC 23003-1) をベースとすることが適当である。

(1) 機能

入力されたベースバンドの PCM デジタル音声信号を圧縮符号化し、MPEG-2 で規定されたエレメンタリーストリームを出力する。

(2) 技術規格

MPEG-2 AAC Audio (ISO/IEC 13818-7) 及び MPEGSurround (ISO/IEC 23003-1) に準拠する。

(3) 符号化標本化周波数

入力標本化周波数 (32 kHz、44.1 kHz、48 kHz) に加えて 16 kHz、22.05 kHz、24 kHz とする。

(理由)

- ① AAC 方式は BS デジタル放送、および地上デジタルテレビジョン放送の音声符号化方式として規定されており、共用化のメリットが大きいと考えられる。
- ② AAC 方式の音質特性については、LC/SSR プロファイルにおいても 144 kbps/ステレオで ITU-R 放送品質を満足することが ARIB 音声符号化作業班の実験結果から示されており、高音質の条件を満たすことができると考えられる。
- ③ 低ビットレート符号化に関しては、MPEG にて実施された低ビットレート符号化評価試験において 18 kbps／モノラルの AAC LC プロファイル（標本化周波数 16 kHz）及び 24 kbps／モノラルの AAC LC プロファイル（標本化周波数 16 kHz）で AM 相当以上の音質を有することが示されている。さらに ARIB で実施された AAC 低ビットレート音質評価実験でも 32 kbps／ステレオの AAC LC プロファイル（標本化周波数 24 kHz）の音質が AM 模擬音と同等以上であることが示されている。これらのことからスピーチクラスのサービスに対応するための低ビットレート符号化においても AAC の

採用が妥当であると考えられる。

- ④ AAC 符号化のパラメータとしての符号化標本化周波数は低ビットレート符号化に際して規定の入力標本化周波数（32 kHz、44.1 kHz、48 kHz）に加えて、これらの周波数よりも低い標本化周波数の採用が必要である。具体的には規定の入力標本化周波数のハーフレート周波数であれば、受信機等へのインパクトを最小限に止めることができるとなるので、規定の入力標本化周波数 32 kHz、44.1 kHz、48 kHz に加えて 16 kHz、22.05 kHz、24 kHz の採用が適切であると考えられる。
- ⑤ AAC 方式は誤りのない伝送路での使用を前提とした方式ではあるが、音声ストリームの中に誤り検出手段を備えるなど、符号誤りに対する対応が考慮されており誤り補正などの工夫が可能である。また、予測符号化を使用しない LC プロファイルなどの採用により誤りの伝搬を極力抑えることが可能である。さらに、伝送路符号化において接続符号の外符号としてリードソロモン符号が使用されていることから実用 C/N 状態において疑似エラーフリーが達成できることが示されており、伝送パラメータの選択に留意すればシステムとしての符号誤り耐性は大きいものと考えられる。
- ⑥ AAC 方式は、低ビットレートかつ高品質な音声符号化方式であるが、マルチチャンネル放送サービスを実現するにあたっては、例えば MPEG の主観評価試験においても 320kbps/5.1ch のビットレートが必要であることが示されている。

近年、音源の性質に依存する代わりに、さらに低ビットレートにマルチチャンネル音声符号化を可能とする MPEG Surround 方式が ISO/IEC23003-1 として規格化されている。同音声符号化方式では 160kbps/5.1ch のビットレートで良好な品質のマルチチャンネル音声符号化を実現できることが、MPEG の主観評価試験で示されている。（MPEG 寄与文書 N8851 によれば、MUSHRA 法による評価で ‘Excellent な品質’ であることが示されている。）

また、MPEG-2 AAC 方式との後方互換性を持っており、MPEG Surround 方式による音声符号化ストリームからステレオあるいはモノラルの音声を MPEG-2 AAC 方式のデコーダにより復号することが可能である。

電波資源の有効利用の観点からも、ごく低ビットレートにおいても、高臨場感放送を実現できる可能性のある方式の採用は有効な選択肢であると考えられる。

ただし、MPEG-Surround 規格は MPEG-2 AAC 方式にも、MPEG-4 AAC 方式のどちらの規格でも使用することのできる方式である。MPEG-2 AAC 方式と MPEG-4 AAC 方式には技術上はほぼ同等の技術を使用しているため、効率、音質という面ではどちらも同等である。しかし、現放送システムでは MPEG-2 AAC 方式が採用されていること、現状の携帯端末等では MPEG-4 AAC 方式が採用されている機種も存在することから、受信器の作成のコストに関する調査を実施し、MPEG-4 AAC 方式に関する検討を行うことが有効である。

3.3.3.3 データ符号化

データ符号化方式は、ARIB標準規格「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式」(ARIB STD-B24) のデータ符号化方式、XMLベースのマルチメディア符号化方式についての規定をベースとすることが適当である。データ符号化方式では、データ放送のためのリファレンスモデル、モノメディア符号化、字幕・文字スーパーの符号化が規定され、XMLベースのマルチメディア符号化方式では、マルチメディア表現のための応用言語BML (Broadcast Markup Language) などが規定されている。

(理由)

本方式のデータ放送においては、BSデジタル放送方式、および地上デジタルテレビジョン放送方式の間で、メディア横断的に整合性を確保することが望ましい。

また、本方式では車載、携帯等のさまざまな形態の受信機が想定され、それらに柔軟に対応できる方式であることが要求される。文字、図形、画像、音声及び制御情報などのデータを組み合わせたマルチメディア型の放送サービスを、異なる表示装置、ユーザインタフェース、メモリ規模を有する受信機に効率良く提供する仕組みが不可欠である。

さらに、今後の技術進歩にも対応し得る十分な拡張性、柔軟性を有することも重要である。

これらの条件を考慮した結果、民間で標準化されたARIB標準規格「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式」(ARIB STD-B24) のモノメディア符号化方式、マルチメディア符号化方式についての規定をベースとすることとした。

なお、上記「ARIB STD-B24」で規定するマルチメディア符号化方式は、1999年7月21日の旧郵政省電気通信技術審議会デジタル放送システム委員会報告において、「マルチメディア符号化方式については、XMLベースの方式を基本に、詳細については民間の標準化機関においてフレキシブルに標準化されるのが望ましい。」との指針が示されたのを受けて策定されたものである。

3.3.3.4 メタデータ符号化

本方式では、コンテンツを受信機に蓄積した後に視聴するサービスも想定している。このサービスではコンテンツ蓄積の予約機能や蓄積したコンテンツを一覧表示する機能が必要になる。このようなコンテンツナビゲーションとしてはECG (Electronic Contents Guide) を用いることを想定する。ECGを構成するためには、コンテンツの内容や利用期間、利用条件などの様々な情報が必要であり、メタデータを用いることによって実現可能となる。

メタデータの符号化方式は、ARIB標準規格「サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式」(ARIB STD-B38) をベースとすることが適當である。

ARIB STD-B38は、XMLに準拠した記述言語型のメタデータ符号化方式であり、MPEG やTV-Anytime Forum 等の国際的な標準規格と整合性がある。ARIB STD-B38本文では、記述言語型メタデータの名前空間やメタデータの記述形式、コンテンツ参照識別子(CRID) 等について規定しており、また、付録にはメタデータのジャンル辞書等が記載されている。

(理由)

これまでのデジタル放送は、放送時刻や番組のタイトルなど放送番組に関する情報は「番組配列情報」として送出されるが、放送時点までの情報を対象とした内容に限られている。一方、メタデータは、蓄積後のコンテンツに対して作用することから、放送経由だけではなく通信経由での取得を考慮する必要がある。

メタデータ符号化方式は、MPEG やTV-Anytime Forum 等の国際的な民間標準機関において規定されており、本方式のメタデータ符号化方式においても、将来の拡張性や国際的な標準規格との整合性を確保するために、民間で標準化された規格をベースとした標準化が望ましい。日本におけるメタデータの符号化方式としては、ARIB標準規格「サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式」(ARIB STD-B38) が規格化されている。ARIB STD-B38は、MPEG やTV-Anytime Forum 等の国際的な標準規格と整合性があるとともに、将来のサービスの発展、高度化を考慮して標準化されたものである。このことから、本方式においては、メタデータ符号化方式としてARIB STD-B38の規格をベースとすることが適當である。

3.3.4 アクセス制御方式

リアルタイム型コンテンツのアクセス制御方式としての限定受信方式とファイル型コンテンツのアクセス制御方式としての限定再生方式を規定する。

3.3.4.1 限定受信方式

限定受信方式として、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第8条（スクランブル等）第1号、告示第40号第1項および告示第37号第1項と第3項を適用することが望ましい。

（理由）

BSデジタル放送および地上デジタルテレビジョン放送において、限定受信方式は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第8条（スクランブル等）第1号、告示第40号第1項および告示第37号第1項と第3項に従い、メディア横断的に適用されている。引続き、携帯端末向けマルチメディア放送においても、メディア横断的に限定受信方式を導入すべきと考える。携帯端末向けマルチメディア放送では、携帯受信機だけでなく車載型受信機も想定されており、例えば地上デジタルテレビジョン放送との共用受信機も考慮する必要がある。

従って、携帯端末向けマルチメディア放送では、地上デジタルテレビジョン放送との共用受信機も想定し、地上デジタルテレビジョン放送に適用されている限定受信方式を採用することとした。

3.3.4.1.1 スクランブルサブシステム

スクランブルサブシステムは、告示第40号を適用することが望ましい。

（1）スクランブル方式は次の2つの方式を組み合わせた方式とする。

- ①それぞれ64ビット、256ビットで構成される変数を用いて64ビットの符号列を他の二値の符号列に置き換える方式
- ②64ビット未満の符号列に対しては、上記に規定する方式を利用して発生した擬似乱数符号系列を重畳する方式

(2) スクランブルの手順は以下のとおりとする。

①スクランブルの手順

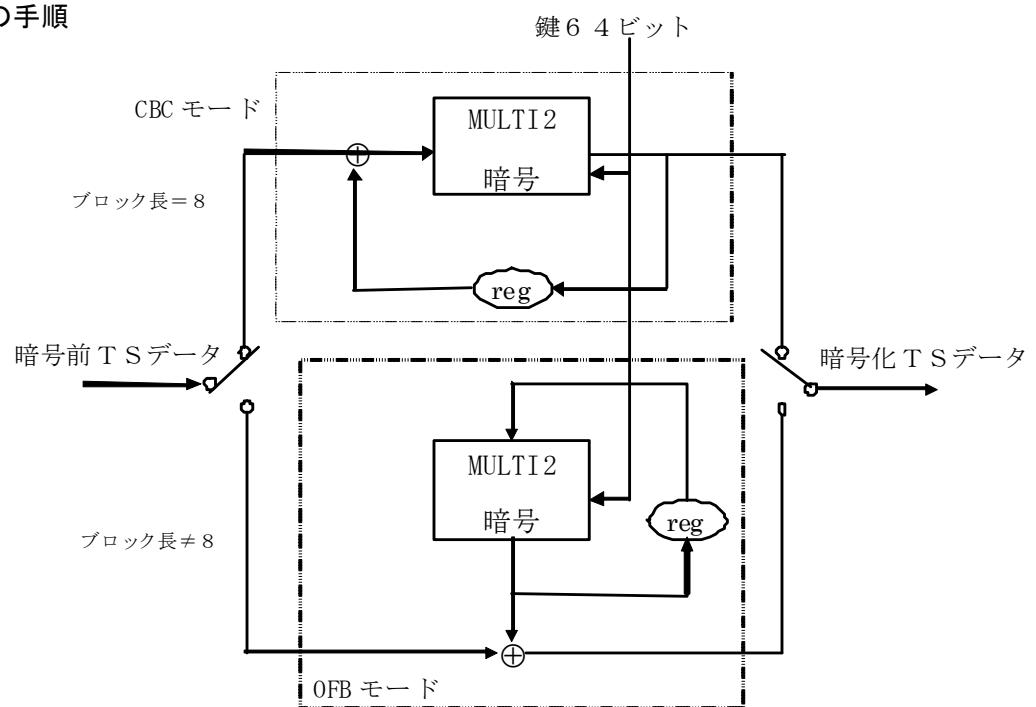


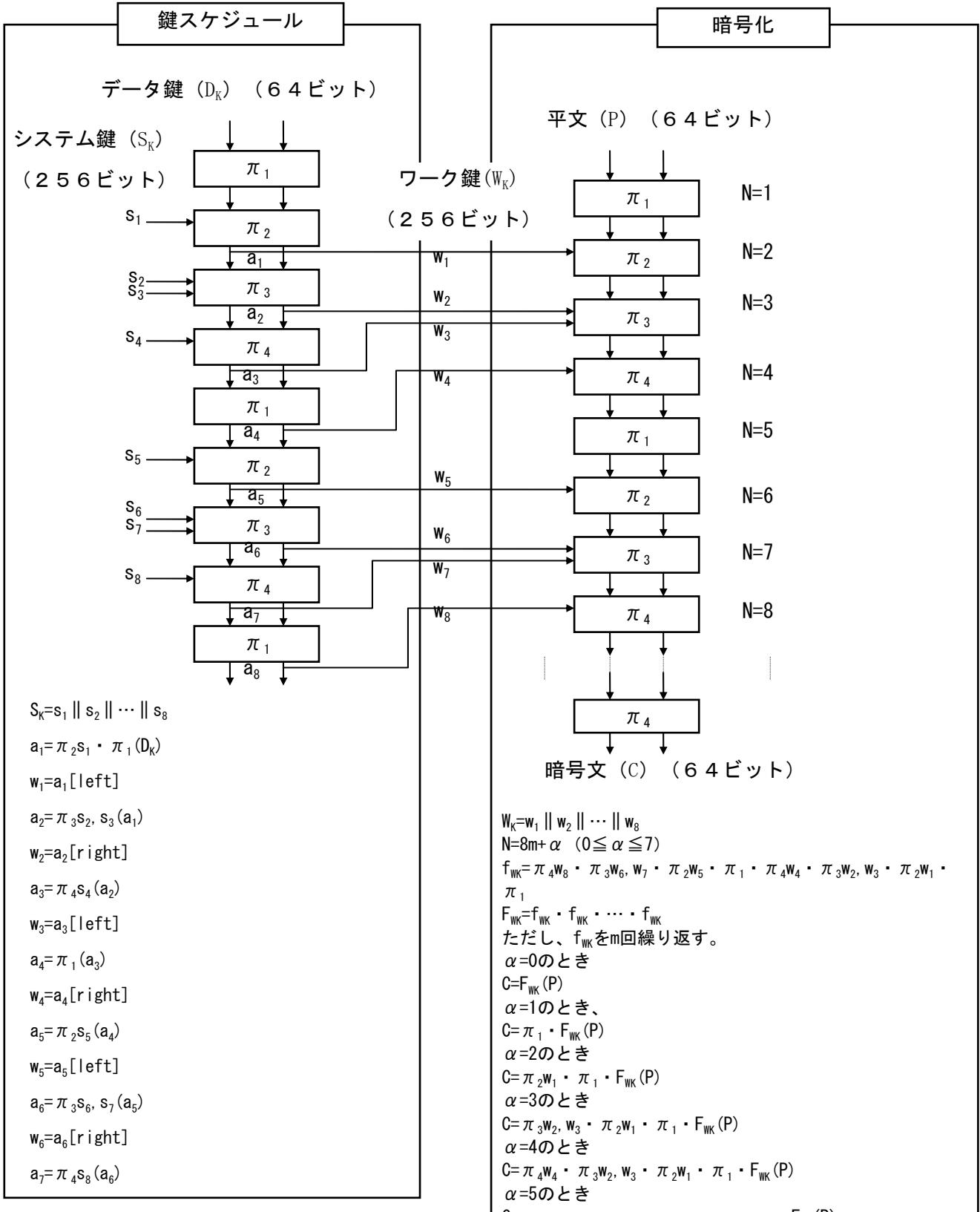
図 3.3.4.1.1-1 スクランブル方式

注1 MULTI2 暗号は、別記第1に示す。

2 (reg) は、レジスターを示す。

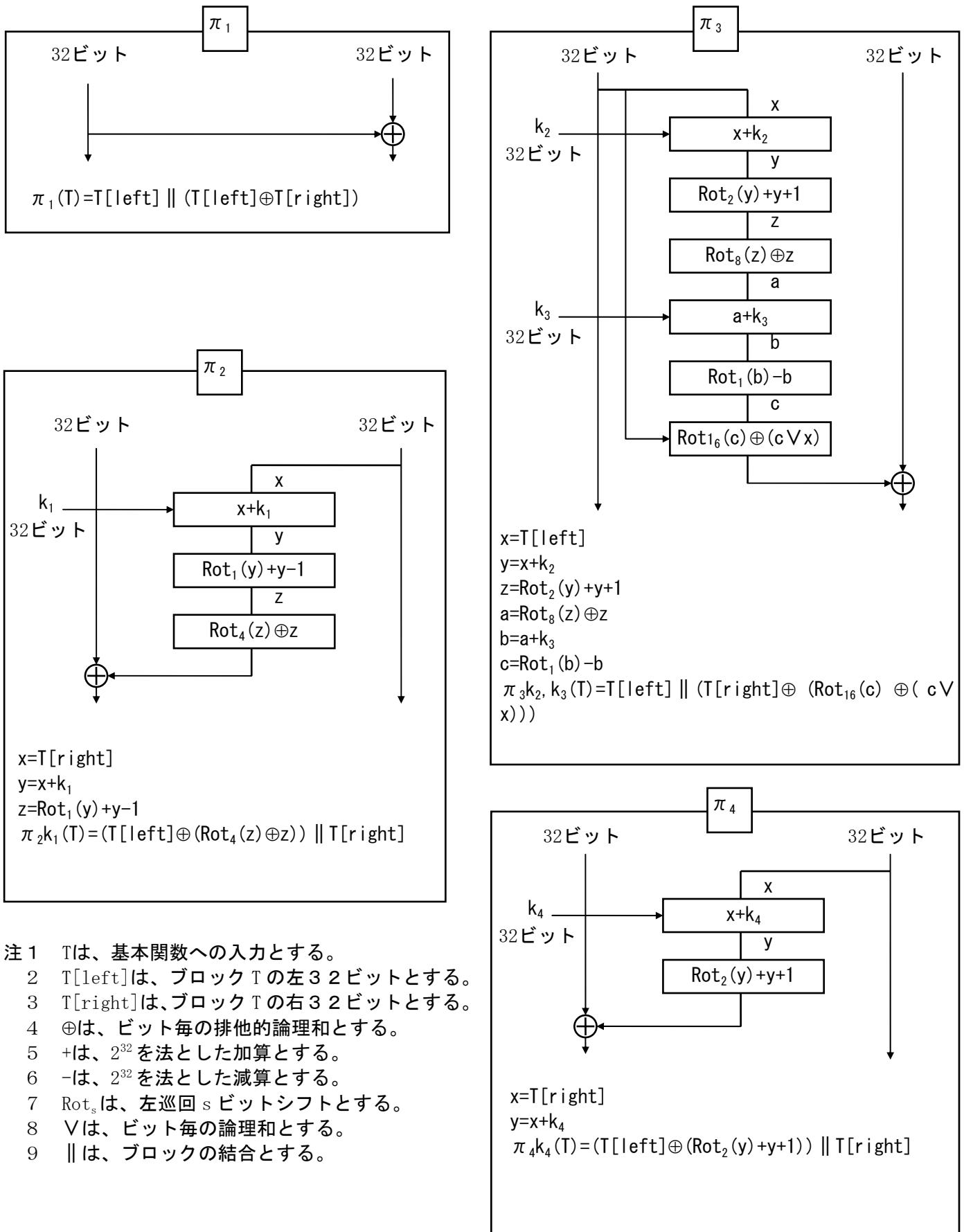
3 ⊕は、排他的論理和を表す。

②MULTI 2暗号



- 1 $\pi_1 \sim 4$ は、基本関数とし③に示す。
- 2 N は、暗号段数とする。
- 3 \parallel は、ブロックの結合とする。
- 4 $a_x[\text{left}]$ は、ブロック a_x の左32ビットとする。
- 5 $a_x[\text{right}]$ は、ブロック a_x の右32ビットとする。

③基本関数



注 1 T は、基本関数への入力とする。

- 2 $T[\text{left}]$ は、ブロック T の左 32 ビットとする。
- 3 $T[\text{right}]$ は、ブロック T の右 32 ビットとする。
- 4 \oplus は、ビット毎の排他的論理和とする。
- 5 $+$ は、 2^{32} を法とした加算とする。
- 6 $-$ は、 2^{32} を法とした減算とする。
- 7 Rot_s は、左巡回 s ビットシフトとする。
- 8 \vee は、ビット毎の論理和とする。
- 9 \parallel は、ブロックの結合とする。

- (3) 放送の基本的サービスである音声信号のスクランブルの範囲は、伝送制御信号及び関連情報を送るため TS パケット以外の TS パケットのペイロード部とする。
- (4) TS パケットのペイロードのスクランブルモードを識別するトранスポートスクランブル制御は、下表のように定める。

表 3.3.4.1.1-1 トランスポートスクランブル制御

値	説明
‘00’	スクランブルなし
‘01’	未定義
‘10’	偶数鍵
‘11’	奇数鍵

3.3.4.1.2 関連情報サブシステム

関連情報サブシステムは、告示第 37 号を適用することが望ましい。ただし、放送波以外によるライセンスの配達の技術的条件については、放送端末の標準として民間で策定されるか、事業者任意規格として放送方式の技術的条件の対象には含めないことにした。

関連情報の構成及び送出手順は次のとおりとする。

3.3.4.1.2.1 メディア横断的に使用する場合

- (1) 限定受信方式の識別は限定受信方式識別子により表される。
- (2) 有料放送の関連情報を伝送する TS パケットのパケット識別子は伝送制御信号である PMT 及び CAT により指定される。
- (3) CAT の構成は下記のとおりとする。



注 1 ヘッダ部及び CRC は、セクション形式の拡張形式と同様とするが、ヘッダ部内の「テーブル識別子拡張」は未定義とする。

2 テーブル識別子の値は、CAT を示す 0×01 とする。

- (4) 限定受信方式記述子の構成は下記のとおりとする。

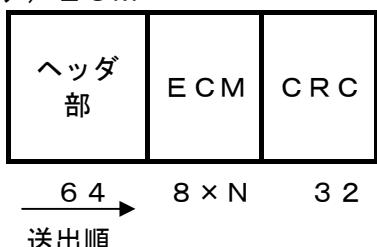
記述子タグ	記述子長	限定受信方式識別子	‘111’	限定受信 PID	データ
8	8	16	3	13	8 × N

→
送出順

- 注 1 記述子タグの値は、限定受信方式記述子を示す 0×09 とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 限定受信方式識別子は、限定受信方式の種類を識別するために使用する領域で、別途指定する。
- 4 限定受信 P I D は、関連情報を含む T S パケットの P I D を書き込む領域とする。
- 5 本記述子は、C A T の記述子領域、あるいはP M T の記述子 1 の領域又は記述子 2 の領域で传送するものとする。

(5) 関連情報の構成及び送出手順は以下のとおりとする。

ア) E C M



- 注 1 ヘッダ部及びC R Cは、セクション形式の拡張形式と同様とするが、ヘッダ部内の「テーブル識別子拡張」を未使用とする。
- 2 テーブル識別子の値は、E C Mを示す0x82又は0x83とする。
- 3 E C Mは、以下に示す情報を伝送するための領域とする。

[E C Mの構成]

E C Mは表3.3.4.1.2.1-1に示す情報を含むものとする。

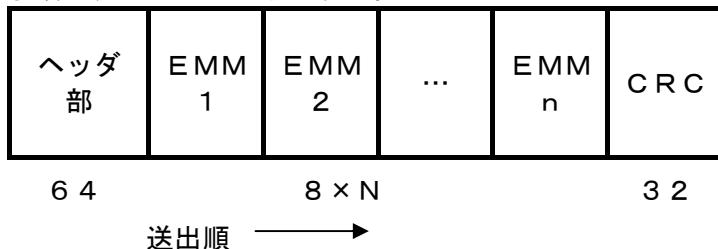
表 3.3.4.1.2.1-1 E C Mに含まれる項目

項目	説明	領域のバイト数 [*] ₂
プロトコル番号	共通情報を処理する為の識別情報	1バイト
有料事業体識別 ^{*1}	有料放送運用上の事業体（有料放送を行う1つ又は複数の放送事業者）を識別するコード	1バイト
ワーク鍵識別	共通情報を復号化するためのワーク鍵を特定するための情報	1バイト
スクランブル鍵	スクランブルを制御するための鍵情報で、現在と次の2つの鍵を送る	(偶数鍵)8バイト (奇数鍵)8バイト
判定タイプ	無料、ティア、ペイパービューなどの視聴判定のタイプを示す情報	1バイト

年月日時分	視聴判定に使用する現在の年月日時分を示す情報	5バイト
録画制御 ^{*1}	当該番組の録画条件を示す情報	1バイト
改ざん検出	ECMへの改ざんを検出するための情報	4バイト

イ) EMM

EMMの構成及び送出手順は、以下のとおりとする。



- 注 1 ヘッダ部及びCRCは、セクション形式の拡張形式と同様とする。
- 2 セクション形式の拡張形式の範囲で複数のEMMを多重出来る。
- 3 EMM（EMMメッセージを除く。）は、下記に示す情報を伝送するための領域とする。EMMメッセージの場合は、受信機へメッセージ情報を伝送するためのデータを配置する。
- 4 ヘッダ部のテーブル識別子の値は、EMMを示す0x84又は0x85とし、EMMメッセージを伝送する場合0x85^{*3}とする。
- 5 EMMメッセージが個別の受信機向けメッセージの場合、ヘッダ部内の「テーブル識別子拡張」を0x0000とし、全受信機共通の定型文の場合、定型文の識別にヘッダ部内の「テーブル識別子拡張」を0x0001～0xFFFFとして使用するものとする^{*3}。

[EMMの構成]

EMMは表3.3.4.1.2.1-2に示す情報を含むものとする。

表 3.3.4.1.2.1-2 EMMに含まれる項目

項目	説明	領域のバイト数 ^{*2}
デコーダ識別番号	対象とするICカードを識別する番号	6バイト
関連情報バイト長 ^{*1}	当EMMの長さを知るための情報	1バイト
プロトコル番号	暗号アルゴリズム等の識別を示す情報	1バイト
有料事業体識別 ^{*1}	有料放送運用上の事業体（有料放送を行う1つ又は複数の放送事業者）を識別するコード	1バイト
更新番号 ^{*1}	個別情報の更新を識別するための情報	2バイト
有効期限 ^{*1}	個別情報の有効期限	2バイト
改ざん検出	EMMへの改ざんを検出するための情報	4バイト

その他、必要に応じてワーク鍵識別（ICカード内の複数のワーク鍵を識別するためのコード）、ワーク鍵（ECMの暗号を復号するための鍵）を含むものとする。

3.3.4.1.2.2 メディア毎独自に使用する場合

（1）放送波以外によるライセンスの配信方法

マルチメディア放送では、他メディアとの共通性との観点から、放送波での関連情報の配信を基本とする。しかし、放送波による伝送容量が限られることから、EMMの関連情報の配信に関しては、固定通信網や移動通信網による通信回線やメモリカードなどのリムーバブルメディアを用いた配信も可能とする。

3.3.4.2 限定再生方式

限定再生方式は、暗号化したコンテンツをファイルとして放送し、受信機に暗号化したまま蓄積させ、そのコンテンツの利用時に、暗号の復号に必要となるライセンスを用いてアクセス制御を行う。この限定再生方式として、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第8条（スクランブル等）第2号、告示第40号第2項および告示第37号第2項と第3項を適用することが望ましい。

ただし、エンクリプトアルゴリズムとその識別方法については、ARIB 標準規格「デジタル放送におけるアクセス制御方式」(ARIB STD-B25) 第2部第3章に規定されているファイル型コンテンツのアクセス制御方式をベースとすることが適当である。

(理由)

マルチメディア放送のダウンロードサービスでは、映像や音声だけでなく、データ等の多様なファイル情報を提供することが想定されることから、ファイル情報の伝送とそのアクセス制御に適しているファイル型コンテンツのアクセス制御方式を限定再生方式として採用した。

3.3.4.2.1 エンクリプト方式

エンクリプト方式は、ARIB STD-B25 第2部第3章をベースとする。

(1) エンクリプトの対象

ARIB STD-B24 第三編で規定されるデータカルーセルの DDB メッセージの blockDataByte とする。

(2) エンクリプトの単位

ARIB STD-B24 第三編で規定されるデータカルーセルのリソース（ファイル）単位とする。

(3) エンクリプトアルゴリズム

ARIB STD-B25 第2部 3.4.4.6 で規定される LLI (License Link Information) の encryption でエンクリプトアルゴリズムを識別する。

(4) エンクリプトの識別

ARIB STD-B25 第2部 3.4.4.6 で規定される LLI により、エンクリプトファイルであることを識別する。

3.3.4.2.2 関連情報サブシステム

関連情報サブシステムは、ARIB STD-B25 第2部第3章をベースとする。ただし、放送波以外によるライセンス配達の技術的条件については、放送端末の標準として民間で策定されるか、事業者任意規格として放送方式の技術的条件の対象には含めないことにした。

関連情報の構成及び送出手順は次のとおりとする。

(1) ACI (Account Control Information) の構成と送出方法

- ・ACI は、ARIB STD-B24 第三編で規定されるデータカルーセルの 1 つのリソース（ファイル）として伝送される。また、エンクリプトファイルと対応する ACI は、同一カルーセル内に配置される。
- ・コンテンツごとに定義される視聴者の利用判定を行うための利用条件、利用条件に応じてエンクリプトを解除するためのコンテンツ鍵等が記述された情報を含む。
- ・ACI は、プロトコル番号及び事業体識別以外は暗号化を施すことが可能である。
- ・エンクリプトファイルと ACI との対応付けは、LLI で指定する。

ACI の構成を以下に示す。

表 3.3.4.2.2-1 ACI の構成

構成	備考
プロトコル番号	1 Byte
事業体識別	2 Byte
ワーク鍵識別	10 Byte
事業者領域	各種の情報を配置

1) プロトコル番号

ACI に含まれる情報、それぞれの情報の長さ、ACI 全体の構造などを識別するコード

2) 事業体識別

運用上のサービス事業者を識別するコード

3) ワーク鍵識別

ACI の復号鍵を識別するコード

4) 事業者領域

サービスの形態に応じて異なる情報が配置可能な領域である。配置を行う情報の例を以下に示す。

・契約判定に関する情報

・利用条件（有効期限等）に関する情報

・コンテンツ鍵に関する情報

・改ざん検出に関する情報

(2) EMM の構成と送出方法

- ・EMM は、総務省告示平成 15 年第 37 号で規定される EMM セクションで伝送される。
- ・EMM は、ユーザごとに異なるサービス事業者／ユーザ間の契約に関する情報であり、個々のユーザに対してコンテンツの配信とは非同期に配信される。
- ・EMM は、一部に暗号化を施すことが可能である。

EMMの構成を以下に示す。

表 3.3.4.2-2 EMMの構成

構成	備考
デコーダ識別番号	6 Byte
関連情報バイト長	2 Byte
プロトコル番号	1 Byte
事業者領域	各種の情報を配置

1) デコーダ識別番号

対象とするユーザを識別するコード

2) 関連情報バイト長

プロトコル番号、事業者領域を合計したバイト長で、複数の個別情報を1セクションで送る場合、次の個別情報の先頭位置を示すオフセットバイト数

3) プロトコル番号

EMMに含まれる情報、それぞれの情報の長さ、EMM全体の構造を識別するコード

4) 事業者領域

サービス事業者/ユーザ間の契約形態に応じて異なる情報が配置可能な領域である。配置を行う情報の例を以下に示す。以下に情報の例を示す。

- ・事業体識別に関する情報
- ・更新番号に関する情報
- ・有効期限に関する情報
- ・ワーク鍵に関する情報
- ・契約に関する情報
- ・改ざん検出に関する情報

(3) LLI の構成と送出方法

- ・LLIは、ARIB STD-B24第三編で規定されるデータカルーセルの1つのリソース（ファイル）として伝送される。
- ・コンテンツに対するACIの位置指定を行う。
- ・LLIの符号化にはXMLを用いる。

LLIの構成を以下に示す。

構造	説明	備考
content_crid	コンテンツの識別子	
CA_system	CAシステムの識別情報	
aci_uri	ACIのURI	
key_id	コンテンツ鍵ID	
Encryption	リソース暗号化方式	
resource_url	リソースのURI	

ライセンスリンク情報の意味 :

- 1) content_crid
コンテンツを識別する情報
- 2) CA_system
CAシステムを識別する情報
- 3) aci_uri
ACIのURIを示す情報
- 4) key_id
コンテンツ鍵を識別する情報
- 5) encryption
リソースの暗号化方式を識別するする情報
- 6) resource_url
リソースのURI

3.3.4.2.3 放送波以外によるライセンスの配送方法

マルチメディア放送では、放送波の伝送容量が小さく、また、ダウンロードサービスではコンテンツ単位の課金も想定されたため、鍵情報の配送によるトラフィックの増加が予想される。そのため、ACIおよびEMMの関連情報の配送に関しては、固定通信網や移動通信網による通信回線やメモリカードなどのリムーバブルメディアを用いた配送も可能とする。

3.3.5 多重化方式

3.3.5.1 多重化方式の概要

多重化方式の基本方式は国際的にデジタル放送やパッケージメディアなどで標準的に使用されている国際標準規格MPEG-2 Systems (ITU-T H.222.0, ISO/IEC 13818-1) に準拠する。

3.3.5.2 リアルタイム型放送サービスのための多重化方式

リアルタイム型放送サービスの多重化方式は MPEG-2 Systems (ITU-T H.222.0, ISO/IEC 13818-1) をベースとし、省令第二十六号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式」第一章第三条「多重化」および告示第三十七号「関連情報の構成及び送出手順、PES パケット等の送出手順並びに伝送制御信号および識別子の構成等」を適用することが望ましい。

また、番組選択に必要な番組配列情報などの多重化の詳細は、ARIB 標準規格 STD-B10 「デジタル放送に使用する番組配列情報」をベースとすることが適当である。

ただし上記の規格において、伝送路符号化方式の固有性に密接に関わる規定については本方式の中で以下に定める。

(理由)

多重化方式は国際標準への整合性と情報メディア間の相互運用性を考慮することが求められており、MPEG-2 Systems の規定に基づくこと、国内規格においては既に放送が行われている地上デジタルテレビジョン放送の方式規格と共通化することが望ましい。

3.3.5.2.1 伝送制御信号の運用

(1) 階層伝送におけるPAT、NIT、CATの多重方法

伝送制御信号の中で、PAT、NIT、CAT^{*1}は、表3.4.1-1に示す階層で伝送することを規定する。

(理由)

PAT、NIT、CATの各テーブルは正常に受信されないと、サービスのストリームの抽出などサービスの受信、再生が困難になる。したがってこれらのテーブルは、所要CN比の少ない伝送劣化に最も耐性のある階層（以降：最強階層）で伝送することを原則とする。

拡張型の1セグメント形式の場合は、部分受信階層のみを受信する1セグメント受信機にとり、上記のテーブルを再生する必要があるので部分受信階層に多重する必要がある。ただし、部分受信階層以外に最強階層が存在する場合には、部分受信階層と最強階層の両者に多重する必要がある。

表3.3.5.2.1-1 PAT, NIT, CATの伝送階層

条件 ^{*2}		PAT, NIT, CATの伝送階層
1	部分受信を行わない放送の場合	最強階層に多重
2	部分受信を想定し、部分受信階層が最強階層	部分受信階層に多重

	となる放送の場合	
3	部分受信階層を想定し、部分受信階層以外が最強階層となる放送の場合	部分受信階層と最強階層の両方に多重

*1 : CATは限定受信を行う場合に必須

*2 : 1セグメント形式は、条件1に対応する。3セグメント形式は、条件2もしくは条件3に対応する。

(2) 複数階層での伝送制御信号の多重方法

表3.3.5.2.1-1の条件3で伝送制御信号を複数の階層に多重する場合は、デュプリケートパケット伝送を用いるものとする。

(理由)

部分受信階層を含む複数階層で伝送制御信号を伝送する場合、伝送制御信号を伝送するトランスポストリームパケットの連続性指標(continuity_counter)の連続性に留意する必要がある。部分受信階層のみを再生する1セグメント受信機に対しては、連続性指標の連続性を保つため、デュプリケートパケットを用いる必要がある。

(3) PMTの多重方法

PMTは、表3.3.5.2.1-2に示す階層で伝送するものとする。

表3.3.5.2.1-2 PMTの伝送階層

(ケース1) 部分受信サービスの場合 PMTは部分受信階層で伝送する
(ケース2) PMT中で階層伝送記述子を用いる場合 ³ PMTは、エレメンタリーストリーム（以降：ES）を伝送する階層の中で強い階層で伝送する。ただし、すべての階層の中でより強い階層があれば、その階層で伝送しても良い。
(ケース3) 上記に当てはまらないサービスの場合 PMTは、ESを伝送する階層のいずれか、あるいは、すべての階層の中でより強い階層があれば、その階層で伝送しても良い。

*3 : 受信状況に応じて段階的にサービス品質を変化させるサービスが該当する。

(理由)

ケース1について

部分受信階層のみを受信する1セグメント受信機にとって、部分受信サービスのPMTは、必ず部分受信階層で伝送される必要があるため。

ケース 2について

階層伝送記述子をPMT中に用いることで、受信状況に応じて段階的にサービス品質の変化が可能なサービスでは、品質が劣化するような厳しい受信条件となった場合でもPMTを受信できる必要があるため、強い階層でPMTを传送することとした。たとえば、表3.3.5.2.1-3の組合せaのようにサービスのESが弱階層と強階層の2階層に存在する場合は、PMTの传送階層は強階層で传送することとなる。

ケース 3について

ケース3は、すべてのESを受信することで、はじめてサービスが成り立つケースである。このケースではES传送階層よりも弱い階層ではPMTを传送するべきではない。たとえば、表3.4.1-3の組合せcのように、サービスのESが強階層に存在する場合、PMTを弱階層で传送してしまうと、受信状況によってはすべてのESが受信できているにも関わらずサービスを受信できなくなってしまうためである。

表3.3.5.2.1-3 ES传送階層とPMT传送階層⁴

条件	組合せ	ESの传送階層		PMTの传送階層	
		弱	強	弱	強
ケース2	a	●	●		●
ケース3	b	●		●	●
	c		●		●
	d	●	●	●	●

*4：地上デジタル音声放送方式では拡張型の3セグメント形式の場合、2階層传送となる。表はそれぞれの階層の受信強度を弱階層と強階層に分けている。

(4) 部分受信階層でのPCRパケット多重方法

部分受信階層を用いたサービスを行う場合、該当サービスのPCRパケットは、表3.3.5.2.1-4に基づき传送する。

(理由)

1セグメント受信機の再生TSレートは消費電力を抑えるため、3セグメント受信機より低速度となる。このため、1セグメント受信機で再生されるTSパケットの間隔は、広帯域受信機で再生される部分受信階層のTSパケット間の間隔と必ずしも一致せず、PCRジッタが発生する恐れがある(図3.4.1-1)。これを避けるため、表3.3.5.2.1-4のようなPCRの传送制限を設ける。传送制限により、1セグメント受信機で再生されるPCRパケットと広帯域受信機で再生されるPCRパケットはオフセット差が発生するのみで、PCR間隔は等しくなり、PCRジッタ補正処理を行う必要が無くなる。

表3.3.5.2.1-4 部分受信階層でのPCRパケットの传送規定

(Mode1の場合)

1 多重フレーム期間において1サービスにつきPCRパケット1つのみを多重し、多重する位置は、多重フレーム毎に変動しないものとする。(図3.3.5.2.1-2)

(Mode2の場合)

1 多重フレーム期間において1サービスにつき2個のPCRパケットが同一周期で多重される。(図3.3.5.2.1-3)

(Mode3の場合)

1 多重フレーム期間において1サービスにつき4個のPCRパケットが同一周期で多重される。(図3.3.5.2.1-4)

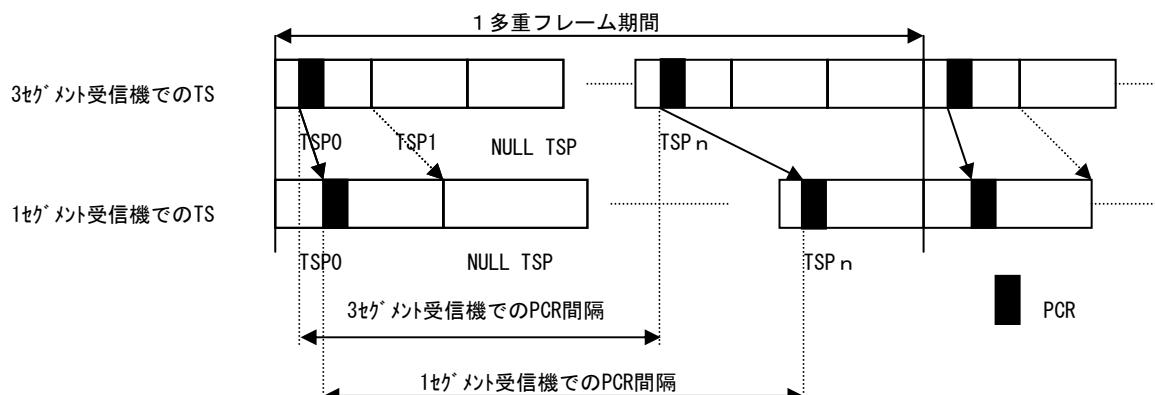


図3.3.5.2.1-1 広帯域受信機と1セグメント受信機で再生されるTS(PCR伝送制限をしない場合)

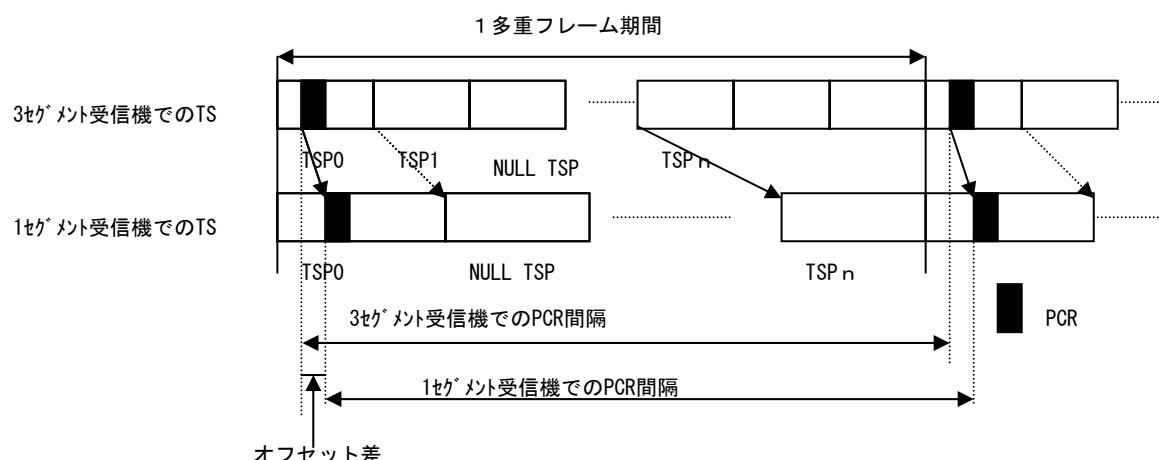


図3.3.5.2.1-2 Mode1でのPCRパケット伝送

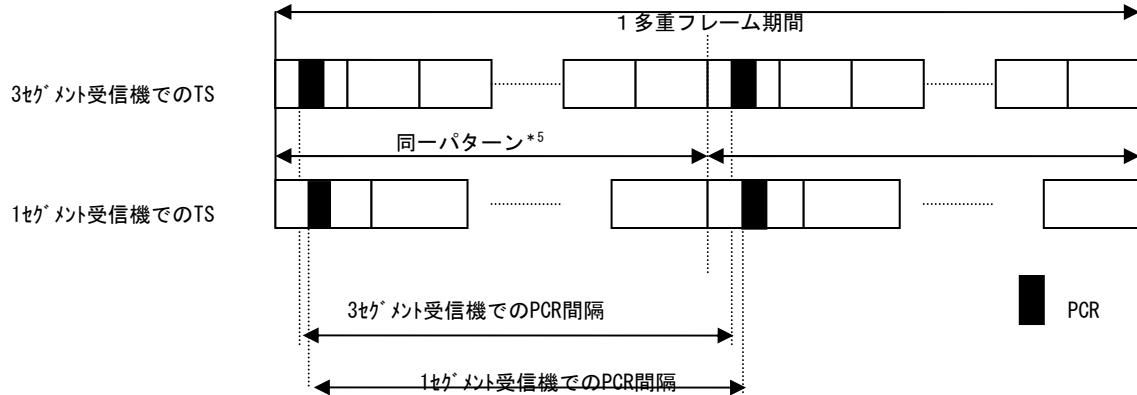


図3.3.5.2.1-3 Mode2でのPCRパケット伝送

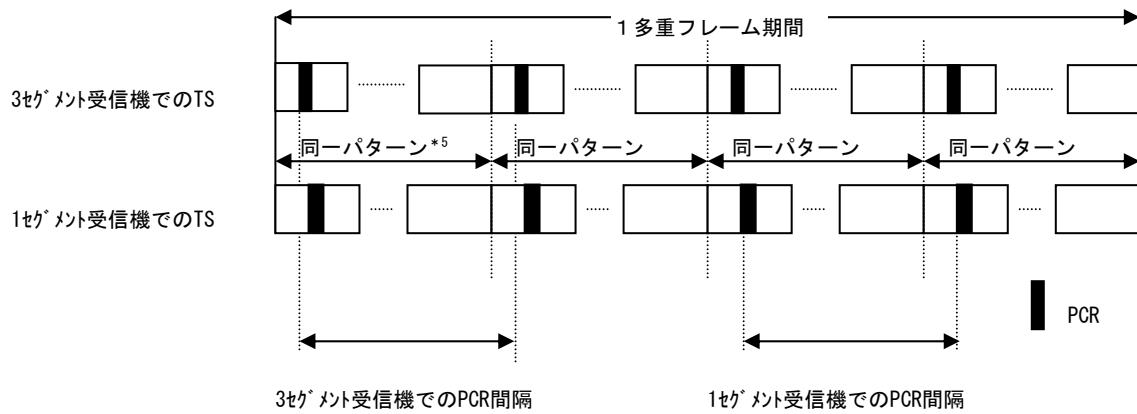


図3.3.5.2.1-4 Mode3でのPCRパケット伝送

*5：図中の同一パターンとは、PCRを配置するパケットのストリーム上の位置関係が同じであることを意味する。

3.3.5.3.2 システム管理記述子の標準方式の種別

システム管理記述子のシステム管理識別において、地上デジタル放送の標準方式を種別として、次の表に示す値を付与する必要がある。

告示第三十七号「関連情報の構成及び送出手順、PESパケット等の送出手順並びに伝送制御信号および識別子の構成等」別表第十二号 別記7 システム管理記述子の構成において、放送の標準方式の種別は表3.3.5.2.2-1に示すようになっている。

表3.3.5.2.2-1 放送の標準方式の種別

値	割当て
000000	未定義
000001	標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送 <CS>
000010	標準方式第5章に規定するデジタル放送 <BS>
000011	標準方式第3章に規定するデジタル放送 <地上TV>
000100	標準方式第6章第3節に規定するデジタル放送 <CS>
000101	標準方式第2章に規定するデジタル放送 <地上R>
000110	標準方式第4章に規定するデジタル放送 <2.6G>
000111	標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送 <CS>
001000 – 111111	未定義

3.3.5.3 蓄積型放送サービスのための多重化方式

蓄積型放送サービスの多重方式は、省令第二十六号第四条第二項及び第五条第二項の規定にもとづいて、ダウンロード・データの構成を定めた告示第三十九号「映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順」に従うことが望ましい。蓄積も含めた仕様については、ARIB標準規格「データ伝送方式」（ARIB STD-B24 第三編）データカルーセル伝送方式および民間で標準化されたARIB標準規格「サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式」（ARIB STD-B38）の規定をベースとすることが適当である。

（理由）

本方式の蓄積型放送サービスにおいては、BSデジタル放送方式、地上デジタルテレビジョン放送方式の間で、メディア横断的に整合性を確保することが望ましいため。

また、本方式では車載、携帯、固定受信等のさまざまな形態の受信機が想定され、それらに柔軟に対応できる方式であることが要求される。映像ファイル、文字、図形、静止画、簡易動画、音声および制御情報などのデータを組み合わせた本方式での放送サービスを、異なる表示装置、ユーザインタフェース、メモリ規模を有する受信機に効率良く提供する仕組みが不可欠である。また、コンテンツをダウンロードして利用するファイル型サービスにも対応することが望ましい。これらの条件を考慮すると、告示第三十九号に従って民間で標準化されたARIB標準規格をベースとすることが望ましい。具体的には、データカルーセル伝送方式については、平成11年7月の「データ放送方式に関するデジタル放送システム委員会報告」（第119回電気通信技術審議会デジタル放送システム委員会報告別紙、平成11年7月21日）を受けメディア横断的な民間のデータ放送規格として策定されたARIB B-24規格をベースとし、蓄積フォーマットやコンテンツ識別情報については、民間規格として標準化されたARIB STD-B38をベースとすることが望ましい。本方式に適用する際の、運用制限事項等の詳細については今後の検討課題として、将来のサービスの発展、高度化に対応するために、ARIB規格としてフレキシブルに標準化することが望ましい。

3.3.5.3.1 DSM-CCデータカルーセル伝送方式

本方式のデータカルーセル伝送方式は、告示第三十九号を適用することが望ましい。

【告示第三十九号】

- 1 映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順は以下のとおりとする。
 - 一 モジュール化
 - 二 ダウンロード・データ・ブロックメッセージ化
 - 三 ダウンロード・データ・ブロックメッセージに関する情報のダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージ化
 - 四 ダウンロード・データ・ブロックメッセージ及びダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージのDSM-CCセクション形式化

- 2 モジュールは映像信号又は音声信号を符号化した情報等を分割したもの又は別表第一号の手順により複数の映像信号又は音声信号を符号化した情報等により構成されるマルチパート形式のモジュールとする。
- 3 ダウンロード・データ・ブロックメッセージの構成は別表第二号のとおりとする。
- 4 ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの構成は別表第三号のとおりとする。
- 5 セクション形式化されたダウンロード・データ・ブロックメッセージ及びダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの構成は別表第四号のとおりとする。

別表第一号 マルチパート形式のモジュール

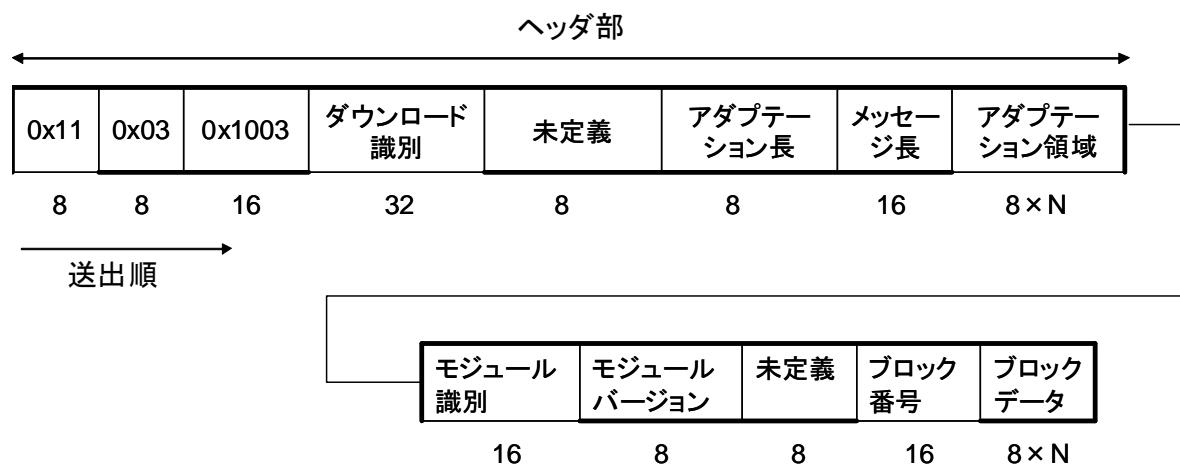
マルチパート形式のモジュール						
ヘッダ部	本体部					
	リソース部1		リソース部2		...	リソース部n
	リソース ヘッダ1	リソース1	リソース ヘッダ2	リソース2		リソース ヘッダn
						リソースn

→ 送出順

注1 ヘッダ部は、以下の条件を満たすテキスト形式の情報とする。

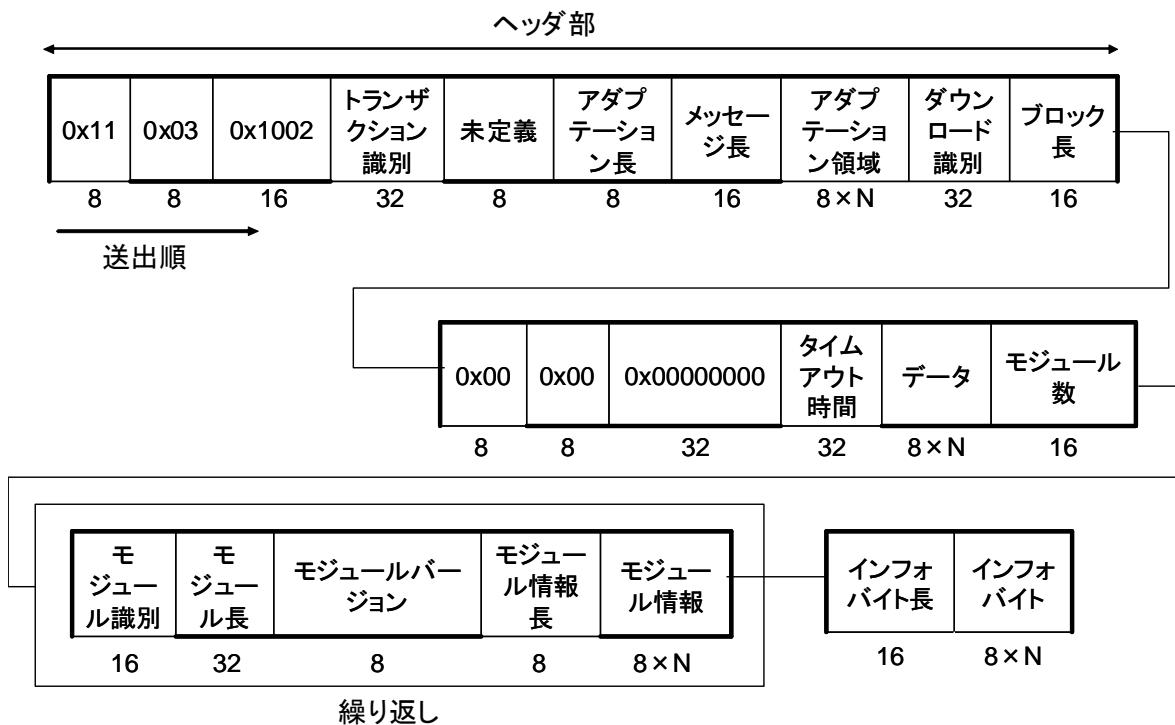
- (1) 先頭に「Content-Type:multipart/mixed;boundary=」と記述し、次にヘッダ部と本体部及び各リソース部の最後であることを示す文字列（以下「セパレータ」という。）を「“」で囲んで記述し、次に「CR+LF」を付加した情報を記述すること。
- (2) 最後に、「--」と記述し、次にセパレータを記述し、さらに「CR+LF」を付加した情報を記述すること。
- 2 リソースヘッダは、以下の条件を満たすテキスト形式の情報とする。情報を含む情報を「CR+LF」で切り分けて記述したテキスト形式の情報とする。
 - (1) 「Content-Type:」と記述し、次にリソース本体の形式を記述し、次に「CR+LF」を付加した情報を記述すること。
 - (2) 「Content-Location:」と記述し、次にリソース本体を受信設備に蓄積する際の論理的な位置を記述し、次に「CR+LF」を付加した情報を記述すること。
 - (3) 最後に「CR+LF」を2回続けて記述すること。
- 3 リソースは、映像信号又は音声信号の最後に、「--」と記述し、次にセパレータを記述し、次に「CR+LF」を付加した情報をとする。但し、最後のリソースについては、映像信号又は音声信号の最後に、「--」と記述し、次にセパレータを記述し、次に「--」を記述し、次に「CR+LF」を付加した情報をとする。

別表第二号 ダウンロード・データ・ブロックメッセージの構成



- 注1 ダウンロード識別は、ダウンロード・データ・ブロックメッセージと関連するダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージを識別するために使用する領域とする。
- 2 アダプテーション長は、アダプテーション領域のデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 メッセージ長は、メッセージ長領域より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、この値は、4072を超えてはならない。
- 4 アダプテーション領域は、ヘッダ部の拡張を行う領域とする。
- 5 モジュール識別は、ダウンロード・データ・ブロックメッセージで伝送するモジュールを識別するために使用する領域とする。
- 6 モジュールバージョン領域は、ダウンロード・データ・ブロックメッセージで伝送するモジュールのバージョンを書き込む領域とする。
- 7 ブロック番号は、ダウンロード・データ・ブロックメッセージで伝送するモジュールにおけるブロックデータ領域のデータの順序を書き込む領域とする。
- 8 ブロックデータは、モジュールを分割したデータの一部とする。なお、ブロックデータのデータバイト数は、モジュールの最後のデータである場合を除き、ダウンロード・データ・ブロックメッセージと関連するダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージのブロック長と同じでなければならない。

別表第三号 ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの構成



- 注 1 トランザクション識別は、ISO/IEC13818-6に従うものとする。
- 2 アダプテーション長は、アダプテーション領域のデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 メッセージ長は、メッセージ長領域より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 4 アダプテーション領域は、ヘッダ部の拡張を行う領域とする。
- 5 ダウンロード識別は、ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージを識別するために使用する領域とする。
- 6 ブロック長は、ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージと関連するダウンロード・データ・ブロックメッセージのブロックデータ領域のデータバイト数を書き込む領域とする。
- 7 タイムアウト時間は、ダウンロードを開始してから終了するまでのタイムアウト時間をマイクロ秒単位で書き込む領域とする。
- 8 データは、ISO/IEC 13818-6に従うものとする。
- 9 モジュール数は、モジュール識別領域からモジュール情報までの繰り返し数を書き込む領域とする。
- 10 モジュール識別は、モジュール情報領域に情報を書き込まれるモジュール識別するために使用する領域とする。
- 11 モジュール長は、モジュール情報領域に情報を書き込まれるモジュールのデータバイト数を書き込む領域とする。
- 12 モジュールバージョンは、モジュール情報領域に情報を書き込まれるモジュールのバージョンを書き込む領域とする。
- 13 モジュール情報長は、モジュール情報長の後に続くモジュール情報領域のデータバイト数を

書き込む領域とする。

- 14 モジュール情報は、別記第1、別記第3及び別記第4に示す情報を含むモジュールに関する情報を書き込む領域とする。
- 15 インフォバイト長は、インフォバイト長の後に続くインフォバイト領域のデータバイト数を書き込む領域とする。
- 16 インフォバイトは、別記第2及び別記第3に示す情報を含むダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージと関連する全てのダウンロード・データ・ブロックメッセージに関する情報等を書き込む領域とする。

別記1 ファイル形式記述子

記述子タグ	記述子長	ファイル形式
8	8	8×N

→ 送出順

- 注1 記述子タグの値は、ファイル形式記述子を示す0×01とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 ファイル形式は、モジュールのファイル形式をテキスト形式で記述する領域とする。

別記第2 蓄積ルート記述子

記述子タグ	記述子長	データ	ディレクトリ名
8	8	8	8×N

→ 送出順

- 注1 記述子タグの値は、蓄積ルート記述子を示す0xC5とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 ディレクトリ名は、モジュールを受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、最上位のディレクトリの名称をテキスト形式で記述する領域とする。

別記第3 サブディレクトリ記述子

記述子タグ	記述子長	ファイル形式
8	8	8×N

→ 送出順

- 注1 記述子タグの値は、サブディレクトリ記述子を示す0xC6とする。

- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 3 サブディレクトリ名は、モジュールを受信設備に蓄積する際のディレクトリ構造のうち、蓄積ルート記述子で指定される構造を除くディレクトリ構造をテキスト形式で記述する領域とする。

別記第4 蓄積名記述子

記述子タグ	記述子長	蓄積名
8	8	$8 \times N$

→
送出順

- 注1 記述子タグの値は、蓄積記述子を示す 0×02 とする。
- 2 記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
 - 3 蓄積名は、モジュールを受信設備に蓄積する際の名称をテキスト形式で記述する領域とする。

別表第四号 セクション形式

ヘッダ部

テーブル識別	セクションシンタクス指示	'1'	'11'	セクション長	テーブル識別拡張	'11'	バージョン番号	カレントネクスト指示	セクション番号	最終セクション番号	データ	CRC
8	1	1	2	12	16	2	5	1	8	$8 \times N$	32	

→
送出順

- 注1 テーブル識別は、データ領域に書き込むデータがダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージの場合 $0 \times 3B$ を、ダウンロード・データ・ブロックメッセージの場合は $0 \times 3C$ を書き込む。
- 2 セクションシンタクス指示は、「1」とする。
 - 3 セクション長は、セクション長領域より後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、この値は、 4093 を超えてはならない。
 - 4 テーブル識別拡張は、テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3B$ の場合は別記第3号に示すトランザクション識別領域の下位16ビットと同一の値を、テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3C$ の場合は別記第2号に示すモジュール識別領域と同一の値を書き込む領域とする。
 - 5 バージョン番号は、テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3B$ の場合は「 00000 」を、テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3C$ の場合は別表第2号に示すモジュールバージョン領域と同一の値を書き込む領域とする。

- 6 カレントネクスト指示は、‘1’とする。
- 7 セクション番号は、テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3B$ の場合は、‘00’を、
テーブル識別領域に書き込まれる値が $0 \times 3C$ の場合は、別表第2号に示すブロック番号領域
の下位8ビットと同一の値を書き込む領域とする。
- 8 最終セクション番号は、データ領域に書き込むデータが同一のダウンロード・インフォ・
インディケーションメッセージ又はダウンロード・データ・ブロックメッセージのセクション
形式のうち、メッセージの最後のデータを書き込むセクションのセクション番号領域と同一の
値を書き込む領域とする。
- 9 データは、ダウンロード・インフォ・インディケーションメッセージ又はダウンロード・
データ・ブロックメッセージを分割した一部のデータとする。
- 10 CRCは、ITU-T勧告H. 222. 0に従うものとする。

3.3.5.3.2 コンテンツ伝送方式

コンテンツ伝送方式は、ARIB STD-B24 第三編 データ伝送方式 第6章 データカルーセル伝送方
式」をベースとすることが望ましい。

データカルーセルで伝送されるコンテンツは、コンテンツの受信と同時に視聴できず、コンテンツ
の一部または、全部が蓄積後に初めて視聴・複製ができるることを前提としている。

このようにコンテンツの受信と同時に視聴されることを前提としていない送信形態を「ダウンロード
コンテンツ伝送方式」と呼び、この送信形態で送信されるコンテンツを「ダウンロードコンテンツ」と
呼ぶ。

本方式では、伝送されるダウンロードコンテンツのファイル形式を受信装置で一意に識別させる仕組
みとして「ARIB STD-B24 第三編 データ伝送方式」に示されるDII (DownloadInforIndication) のモ
ジュール情報領域等で用いられるType記述子を用いる。

ダウンロード型伝送方式で伝送される映像信号及び音声信号は、当該ファイルのすべてを受信して初
めて視聴可能であることから、それを視聴させるに当たり、必要となる映像信号及び音声信号を復号す
る機能は、視聴者が視聴するときまで入手可能とすることで十分である。そのため、映像信号及び音
声信号のパラメータ、符号化方式及びファイル形式を特定のものに限定する必要はない。

3.3.5.3.3 コンテンツ識別情報

コンテンツ識別情報は、ARIB STD-B38第4章で規定されているコンテンツ参照識別子 (CRID: Content
Reference Identifier) をベースとすることが望ましい。

マルチメディア放送において、魅力的なサービスを行うためには、コンテンツの蓄積、検索、再生、及
び管理をきめ細かく制御する必要がある。そのために、放送事業者がコンテンツに対して一意に識別可
能な名称を与えることが求められる。それらを考慮してコンテンツ参照識別子 (CRID: Content
Reference Identifier) を用いる。コンテンツ参照識別子 (CRID) は、ロケーション解決を行うことによ
って、最終的に放送事業者によって与えられた当該コンテンツを取得可能とするロケータを得ること
ができる。ロケータを利用することで、ユーザは所望のコンテンツを取得できるようになる。また、放

送時刻が確定していない放送番組においても当該コンテンツを取得可能とするためには、コンテンツの時間的・空間的(放送チャンネル番号等)ロケーションとは独立にコンテンツを指示示すことができる。

3.3.5.3.3.1 コンテンツ参照識別子 (CRID)

コンテンツ参照識別子(CRID)はコンテンツを取得するために必要な識別子であり、一意な値である。また、CRIDは、異なるメタデータ間を関係づけるリンクとしての機能も有する。(例: ProgramInformationとProgramLocationを結びつける)

コンテンツ参照識別子 (CRID) は、「IETF-RFC2396」に従い、以下のように記述するものとする。

CRID://<authority>/<data>

<authority>はDNS (Domain Name System) 名を記述し(「3.3.5.3.3.2 Authority」参照)、<data>は URI に準拠したフリーフォーマットの文字列を記述する。

3.3.5.3.3.2 Authority

AuthorityとはCRIDを生成する本体である。受信装置内で複数のAuthorityを使い分けるためにこれらを区別する必要があるので、各Authorityにはユニークな名前を持たせる。Authorityには「IETF-RFC1034」及び「IETF-RFC1035」によって規定されたDNS (Domain Name System) 名を記述する。

3.3.5.3.3.3 ロケータ

ロケータとはコンテンツが取得可能な時間情報、空間情報を明示するものであり、当該コンテンツを取得するためのIDである。本ロケータは、コンテンツ参照識別子 (CRID) を解決(ロケーション解決)することによって得られるコンテンツのロケーション情報であり、受信機がコンテンツを取得することを可能とする。

3.3.5.3.3.4 形式

マルチメディア放送におけるロケータは以下のように記述する。

<transport mechanism>:<transport system specific>

<transport mechanism>部にはコンテンツを取得するために必要なメカニズム(「IETF-RFC2396」での<scheme>に相当)を記述する。

例)

ARIBに準拠した放送ストリームによって伝送されている場合

<transport mechanism> = arib

DVBに準拠した放送ストリームによって伝送されている場合

<transport mechanism> = dvb

<transport system specific>には、<transport mechanism>部によって規定されたメカニズムにおいて一意となる値を記述する。

3.3.5.3.3.5 ロケータとして指定可能なURI

ロケータの値は、「ARIB STD-B24 第二編 9.2 名前空間」に規定されたURIを用いること。なお、IPネットワークを通じたコンテンツ取得に関するURIスキームは、IANA(Internet Assigned Numbers Authority)によって登録されたスキーム (<http://www.iana.org/assignments/uri-schemes>) に準拠することとする。

3.3.5.3.3.6 ロケーション解決

ロケーション解決とは、ロケータによりコンテンツが取得可能な時間情報、空間情報を取得することである。コンテンツ参照識別子 (CRID) によるロケーション解決は、ARIB STD-B38 の規定をベースとする。

3.3.5.3.4 アプリケーションレイヤFEC(Forward Error Correction)

受信機の仕様、伝送路の品質により、様々なデータ損失が生ずることが予想される。データ損失は、コンテンツ配信のサービス品質の低下を招く。そのため、欠損したデータを受信側で復元する技術として、前方誤り訂正 (FEC) を伝送路レイヤより上位のレイヤ（アプリケーションレイヤ）に適用することが有効と考えられる。アプリケーションレイヤFECの方式は、将来のサービスの発展、高度化を考慮し、民間規格として標準化することを提案する。具体的には、通信サービスなどで利用されている方式をベースとすることが望ましい。ただし、FEC付加によるデータのビットレートの低下などに留意が必要で、伝送路上に必ずしも必要とは限らず、伝送路の品質を考慮して利用することが必要である。

(理由)

データ損失によるコンテンツ配信サービス品質の低下を、アプリケーションレイヤにFECを適用することで、防ぐことができる。現在、データ損失の種類などに依存した複数の方式が通信サービス用にすでに存在しており、受信機コストの低廉化なども期待されるため、既存の民間規格をベースとしてフレキシブルに標準化することが望ましい。

3.3.5.4 IPパケットの多重化方式

3.3.5.4.1 IPパケット多重化方式の基本的な考え方

IPパケットを放送伝送路に多重することにより、通信系コンテンツ配信との親和性を確保できる。IPパケットは、テキスト情報や大容量のバイナリ情報、そして映像や音声の伝送にも広く用いられており、IPパケットを伝送可能とすることで、さまざまなフォーマットの情報の伝送に対応することが可能である。

IPパケット多重化方式の選定にあたっては、現在のデジタル放送方式との整合性を確保すること、限られた資源である放送波を有効に活用することおよび国際動向、技術動向を考慮した。

なお、本IPパケット多重化方式は、平成15年総務省令第26号(一部改正:平成19年総務省令第25号)第1章第3条および平成15年総務省告示第37号(一部改正:平成19年総務省告示第133号)に示される、PESパケットあるいはセクション形式によらない構成で伝送するため、省令および告示への追加が必要な方式である。

3.3.5.4.2 IPパケットの多重化方式

IPパケットの多重にあたり、IPヘッダおよびUDPヘッダの圧縮をおこなう場合、3.3.5.4.2.1に示す方式に基づきIPヘッダ情報を圧縮する。IPパケットおよびヘッダ圧縮したIPパケットは、3.3.5.4.2.2に示す方式に基づきカプセル化し、MPEG-2 トランスポートストリームに多重する。IPパケット多重化方式のプロトコルスタックを図3.3.5.4.2-1示す。

IPパケット多重用SI AMT	IPv4 packet	IPv6 packet
	ヘッダ圧縮 IPパケット	
ULE		
Section	Private Stream	
MPEG-2 Transport Stream		

図3.3.5.4.2-1 IPパケット多重化方式のプロトコルスタック

(理由)

IPパケットをカプセル化し、MPEG-2 トランスポートストリームに多重する方式とすることで、現在のデジタル放送システムとの整合性を確保すると同時に、IPv4パケットおよび今後普及が見込まれるIPv6パケットの伝送に対応可能とした。

IPパケットをトランスペアレントに伝送可能とすることで、ヘッダ拡張したIPパケットなど任意のIPパケットの伝送に対応する拡張性・発展性を担保している。しかしながら、放送伝送路上では必ずしも必要ではないIPヘッダ情報が伝送オーバーヘッドの増加を招く可能性がある。そこで、一方向の伝送において主に用いられるパケット形式であるIP / UDPヘッダを備えるIPパケットについては、それらのヘッダを圧縮し、ヘッダ圧縮したIPパケットを多重することで伝送オーバーヘッドの増加を抑制した。

3.3.5.4.2.1 IPパケットのヘッダ圧縮方式

IPパケットのヘッダを圧縮する場合、図3.3.5.4.2.1-1および表3.3.5.4.2.1-1に示すヘッダ圧縮方式に基づくこととする。本方式は、2008年7月に情報通信審議会 情報通信技術分科会において答申された「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」に示されるIPヘッダ圧縮方式である。

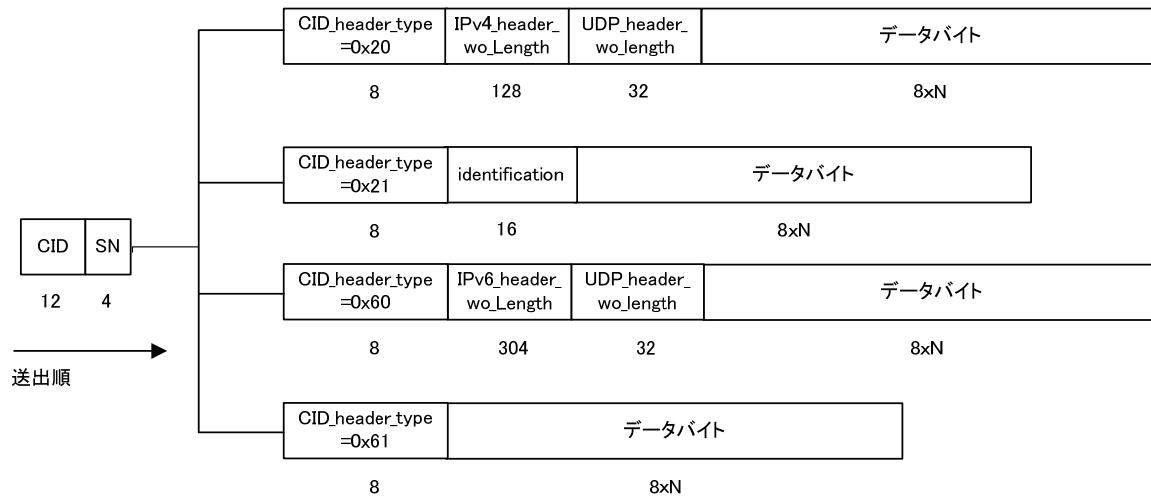


図3.3.5.4.2.1-1 ヘッダ圧縮したIPパケットの構成

表3.3.5.4.2.1-1 ヘッダ圧縮したIPパケットの構成および送出手順

データ構造	ビット数	データ表記
compressed_ip_packet() {		
CID	12	uimsbf
SN	4	uimsbf
CID_header_type	8	uimsbf
if (CID_header_type==0x20) {		
IPv4_header_wo_length()		
UDP_header_wo_length()		
for (i=0;i<N;i++) {		
packet_data_byte	8	bslbf
}		
}		
else if (CID_header_type==0x21) {		
Identification	16	bslbf
for (i=0;i<N;i++) {		
packet_data_byte	8	bslbf
}		
}		
else if(CID_header_type==0x60) {		
IPv6_header_wo_length()		
UDP_header_wo_length()		
for (i=0;i<N;i++) {		

packet_data_byte	8	bs\bf
}		
}		
else if(CID_header_type==0x61) {		
for (i=0; i<N; i++) {		
packet_data_byte	8	bs\bf
}		
}		
}		

compressed_ip_packetの意味

- CID : Context IDentification (コンテクスト識別) : ヘッダ圧縮をおこなったフローを特定するID。フローとは、IPヘッダおよびUDPヘッダの「IPv4ヘッダではprotocolフィールド、IPv6ヘッダではnext_headerフィールドにより示されるプロトコル種別、source_address、destination_address、source_port、destination_port」の5つのフィールドの値がユニークな組み合わせを持つIPパケットの集合とする。
- SN : Sequence Number (シーケンス番号) : 同一CIDを持つヘッダ圧縮パケットの順序を示す。
- CID_header_type (CIDヘッダ種別) : 圧縮IPパケットに付加されるヘッダ情報のタイプを示し、表3.3.5.4.2.1-2に従って符号化される。

表3.3.5.4.2.1-2 CIDヘッダ種別

CID_header_typeの値	意味
0x20	IPv4/UDPヘッダを持つIPパケット圧縮時のフルヘッダ
0x21	IPv4/UDPヘッダを持つIPパケット圧縮時の圧縮ヘッダ
0x60	IPv6/UDPヘッダを持つIPパケット圧縮時のフルヘッダ
0x61	IPv6/UDPヘッダを持つIPパケット圧縮時の圧縮ヘッダ
上記以外	reserved

- identification : IPv4Header()のidentificationを格納する。
- IPv4_header_wo_length() : IPv4ヘッダからtotal_length、header_checksum、option_or_paddingのフィールドを除いたものであり、図3.3.5.4.2.1-2および表3.3.5.4.2.1-3に示す通り。

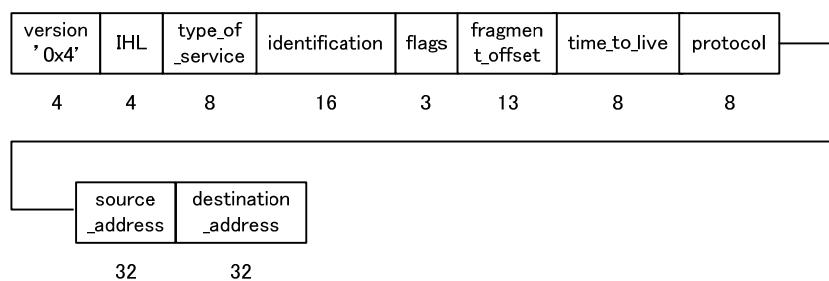


図3.3.5.4.2.1-2 IPv4_header_wo_length()の構成

表3.3.5.4.2.1-3 IPv4_header_wo_length()の構成および送出手順

データ構造	ビット数	データ表記
IPv4_header_wo_length() {		
version	4	uimsbf
IHL	4	uimsbf
type_of_service	8	bslbf
identification	16	bslbf
flags	3	bslbf
fragment_offset	13	uimsbf
time_to_live	8	uimsbf
protocol	8	bslbf
source_address	32	bslbf
destination_address	32	bslbf
}		

- IPv6_header_wo_length() : IPv6ヘッダからpayload_lengthフィールドを除いたものであり、図3.3.5.4.2.1-3および表3.3.5.4.2.1-4に示す通り。

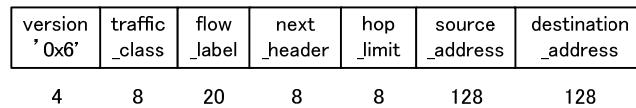


図3.3.5.4.2.1-3 IPv6_header_wo_length()の構成

表3.3.5.4.2.1-4 IPv6_header_wo_length()の構成および送出手順

データ構造	ビット数	データ表記
IPv6_header_wo_length() {		
version	4	uimsbf
traffic_class	8	bslbf
flow_label	20	bslbf
next_header	8	bslbf
hop_limit	8	uimsbf
source_address	128	bslbf
destination_address	128	bslbf
}		

- UDP_header_wo_length() : UDPヘッダからlengthおよびchecksumのフィールドを除いたものであり、図3.3.5.4.2.1-4および表3.3.5.4.2.1-5に示す通り。



図3.3.5.4.2.1-4 UDP_header_wo_length()の構成

表3.3.5.4.2.1-5 UDP_header_wo_length()の構成および送出手順

データ構造	ビット数	データ表記
UDP_header_wo_length() {		
source_port	16	uimsbf
destination_port	16	uimsbf
}		

(理由)

IPパケットを用いてコンテンツを伝送する場合、ほぼ同一内容のヘッダを持つパケットが連続するため、IPパケットのヘッダを圧縮することによって传送オーバーヘッドを削減する。限られた資源である放送電波を有効利用する観点から、可能な限り多くのフローでヘッダ圧縮をおこなうことが望ましい。全てのパケットのヘッダ情報を全て伝送する代わりに、コンテクストID (CID) およびヘッダ情報の全てを含むパケット（フルヘッダのパケット）を間欠的に伝送し、他のパケットではCIDおよびヘッダ情報の一部のみを含む圧縮ヘッダに付け替えて伝送する。受信側では、CIDを参照してヘッダ情報を復元する。

3.3.5.4.2.2 IPパケットおよびヘッダ圧縮したIPパケットのカプセル化

IPパケットおよびヘッダ圧縮したIPパケットは、RFC 4326 ‘Unidirectional Lightweight Encapsulation (ULE) for Transmission of IP Datagrams over an MPEG-2 Transport Stream (TS)’ (※)に基づきカプセル化し、MPEG-2 トランスポートストリームに多重することとする。

IPパケットをカプセル化しトランスポートストリームに多重する概要を図3.3.5.4.2.2-1に示す。

(※) <http://www.ietf.org/rfc/rfc4326.txt>

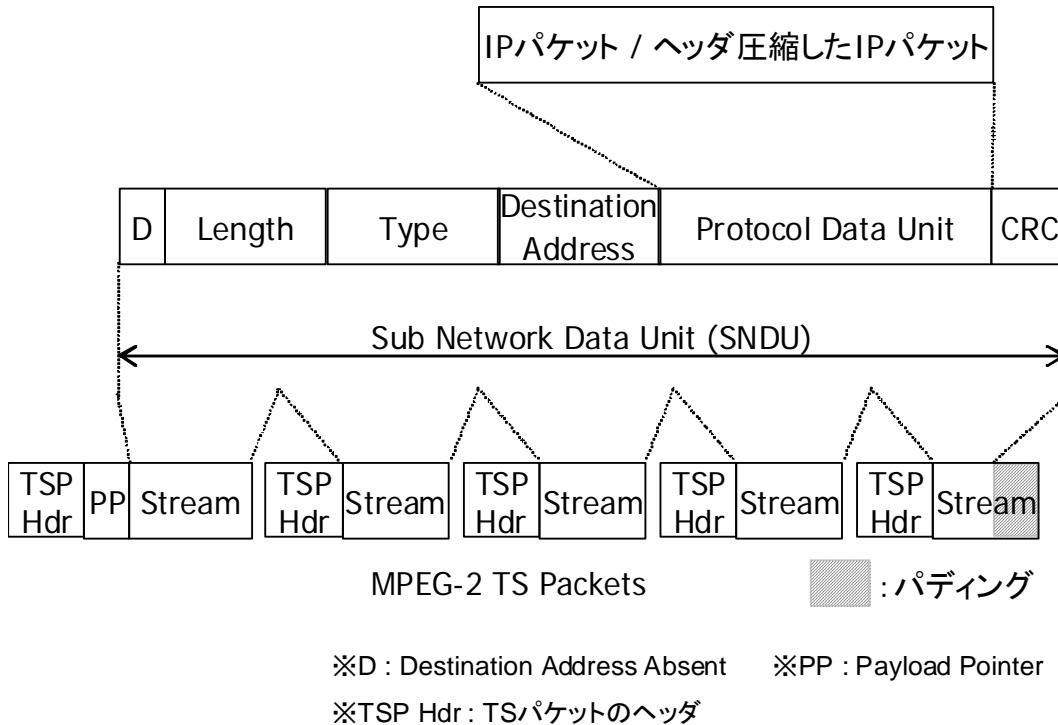


図3.3.5.4.2.2-1 IPパケットをULEによりカプセル化し、トランスポートストリームに多重する例

図では、1つのSNDUを格納する最終のTSパケットの余剩領域をEnd Indicatorを用いてパディングするpadding処理の例を示した。ULEでは、あるTSパケットに余剩領域が存在する場合、後続のSNDUを格納するpacking処理も可能である。IPパケットの遅延および遅延揺らぎが許容される場合、packing処理を用いる方が伝送帯域を有効利用できる。

(理由)

現在のデジタル放送システムとの整合性を確保するため、MPEG-2 Systems (ISO/IEC 13818-1)に規定するTSパケットに、IPパケットを多重する方式とした。ULEは、RFC標準として国際標準化された規格であり、国際動向、技術動向を考慮して採用した。

3.4.3.2.2.1 EtherTypeの追加規定

ULEを用いてIPパケットをカプセル化する際、ヘッダ圧縮をおこなったIPパケットを識別する必要がある。このため、Internet Assigned Number Authority (IANA)が管理するEtherTypeの値として、ヘッダ圧縮をおこなったIPパケットを識別する値を追加して規定する必要がある。

3.3.5.4.3 伝送制御信号

3.3.5.4.3.1 アドレスマップテーブル (Address Map Table : AMT)

AMTは、そのネットワークにおいて伝送される、各サービスを構成するIPパケットのマルチキャスト

グループの一覧を提供する。AMTは、図3.3.5.4.3.1-1および表3.3.5.4.3.1-1に示す構成とする。本テーブルは、2008年7月に情報通信審議会 情報通信技術分科会において答申された「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」に示されるAMTである。

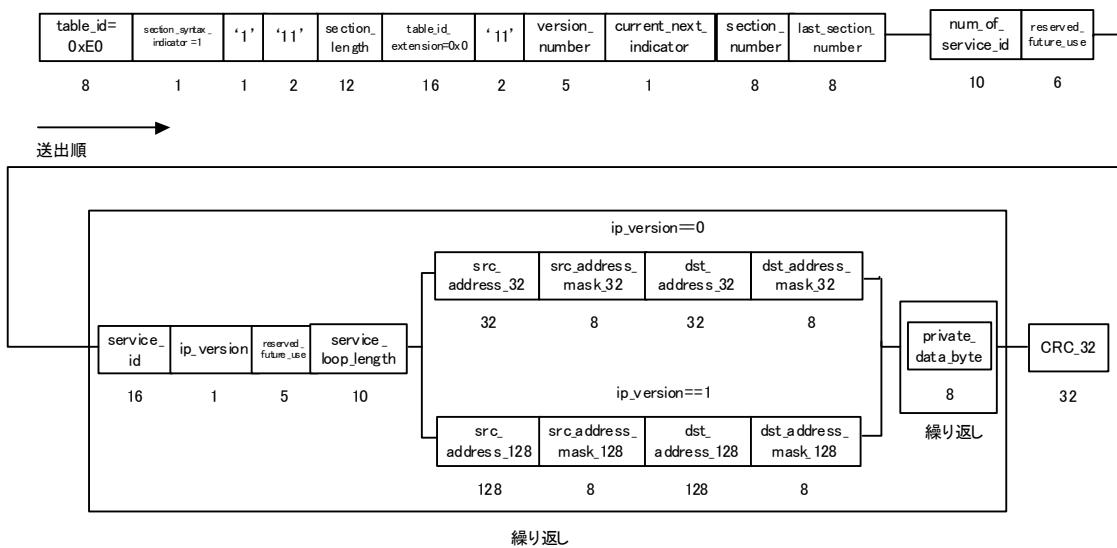


図3.3.5.4.3.1-1 AMTの構成

表3.3.5.4.3.1-1 AMTの構成および送出手順

データ構造	ビット数	データ表記
address_map_table() {		
table_id	8	uimsbf
section_syntax_indicator	1	bslbf
‘1’	1	bslbf
‘11’	2	bslbf
section_length	12	uimsbf
table_id_extension	16	uimsbf
‘11’	2	bslbf
version_number	5	uimsbf
current_next_indicator	1	bslbf
section_number	8	uimsbf
last_section_number	8	uimsbf
num_of_service_id	10	uimsbf
reserved_future_use	6	bslbf
for (i=0; i<num_of_service_id ; i++) {		
service_id	16	uimsbf
ip_version	1	bslbf
reserved_future_use	5	bslbf
service_loop_length	10	uimsbf
if (ip_version=='0') { /*IPv4*/		
src_address_32	32	bslbf

src_address_mask_32	8	uimsbf
dst_address_32	32	bslbf
dst_address_mask_32	8	uimsbf
}		
else if (ip_version=='1')		
{ /*IPv6*/		
src_address_128	128	bslbf
src_address_mask_128	8	uimsbf
dst_address_128	128	bslbf
dst_address_mask_128	8	uimsbf
}		
for (j=0; i<N; j++) {		
private_data_byte	8	bslbf
}		
}		
CRC_32	32	rpchof
}		

アドレスマップテーブルの意味

- table_id (テーブル識別) : テーブル識別拡張の値によりテーブルを識別することを示す0xFEとする。
- section_syntax_indicator (セクションシンタクス指示) : 拡張形式を示す'1'とする。
- section_length (セクション長) : セクション長フィールドの直後からCRC_32を含む最後までのセクションのバイト数を規定する。
- table_id_extension (テーブル識別拡張) : AMT (Address Map Table) を示す0x0000とする。
- version_number (バージョン番号) : テーブルのバージョン番号を書き込む領域とする。テーブル内の情報に変化があった場合に1加算される。その値が31になった場合は、その次は0に戻る。
- current_next_indicator (カレントネクスト指示) : '1'の場合はそのテーブルが現在有効であることを示す。'0'の場合は、送られているテーブルはまだ適用されず、次に有効となる予定のテーブルであることを示す。
- section_number (セクション番号) : セクションの番号を表す。最初のセクションのセクション番号は0x00である。セクション番号は同一のテーブル識別とテーブル識別拡張を持つセクションの追加ごとに1加算される。
- last_section_number (最終セクション番号) : そのセクションが属するテーブルの最後のセクション(すなわち、最大のセクション番号を持つセクション)の番号を規定する。
- num_of_service_id (サービス識別数) : このアドレスマップテーブルに記述されるservice_idの数を示す。
- service_id (サービス識別) : サービスを識別するためのラベルの役割をする。サービスリスト記述子に記述されるサービス識別と同一の役割を持つ。
- ip_version (IPバージョン) : リストに記述するIPパケットのバージョンを示し、表3.3.5.4.3.1-2に従って符号化される。

表3.3.5.4.3.1-2 IPバージョン

ip_version	IPパケットのバージョン
0	IPv4を示す
1	IPv6を示す

- service_loop_length (サービスループ長) : このフィールドの直後から、次のサービス識別フィールドの直前までのバイト長を示す。
- src_address_32 (送信元IPv4アドレス) : サービスを構成するIPv4パケットの送信元IPアドレスを記述する。
- src_address_mask_32 (送信元IPv4アドレスマスク) : 送信元IPv4アドレスに指定するIPアドレスに対し、有効となる先頭(MSB)からのビット数を指定する。32より大きな値を取らない。
- dst_address_32 (宛て先IPv4アドレス) : サービスを構成するIPv4パケットの宛て先IPアドレスを記述する。
- dst_address_mask_32 (宛て先IPv4アドレスマスク) : 宛て先IPv4アドレスに指定するIPアドレスに対し、有効となる先頭(MSB)からのビット数を指定する。32より大きな値を取らない。なお、サービスを構成するマルチキャストグループは、送信元IPv4アドレスマスクにより有効と識別される送信元IPv4アドレス、および宛て先IPv4アドレスマスクにより有効と識別される宛て先IPv4アドレスの両方のアドレスに合致するマルチキャストグループとする。
- src_address_128 (送信元IPv6アドレス) : サービスを構成するIPv6パケットの送信元IPアドレスを記述する。
- src_address_mask_128 (送信元IPv6アドレスマスク) : 送信元IPv6アドレスに指定するIPアドレスに対し、有効となる先頭(MSB)からのビット数を指定する。128より大きな値を取らない。
- dst_address_128 (宛て先IPv6アドレス) : サービスを構成するIPv6パケットの宛て先IPアドレスを記述する。
- dst_address_mask_128 (宛て先IPv6アドレスマスク) : 宛て先IPv6アドレスに指定するIPアドレスに対し、有効となる先頭(MSB)からのビット数を指定する。128より大きな値を取らない。なお、サービスを構成するマルチキャストグループは、送信元IPv6アドレスマスクにより有効と識別される送信元IPv6アドレス、および宛て先IPv6アドレスマスクにより有効と識別される宛て先IPv6アドレスの両方のアドレスに合致するマルチキャストグループとする。
- private_data_byte : 個別に定義されたデータを格納する。

(理由)

受信端末が、所望のIPパケットのフローを、IPアドレスを示すことで受信するためには、IPパケットのフローが多重される放送波を特定する必要がある。放送波に多重されるIPパケットのIPアドレスとサービス識別子とを対応付けるため、答申された高度衛星デジタル放送方式に採用されたAMTをセクション拡張形式としてトランスポートストリームに多重することとした。AMTを用いることでIPパケットの

受信に対応するアプリケーションは、放送・通信の区別なくコンテンツを受信することができるため、通信系コンテンツ配信との親和性を確保可能である。アプリケーションが、放送波に多重されるIPパケットのフローを、IPアドレスを用いて選局する例を図3.3.5.4.3.1-2に示す。

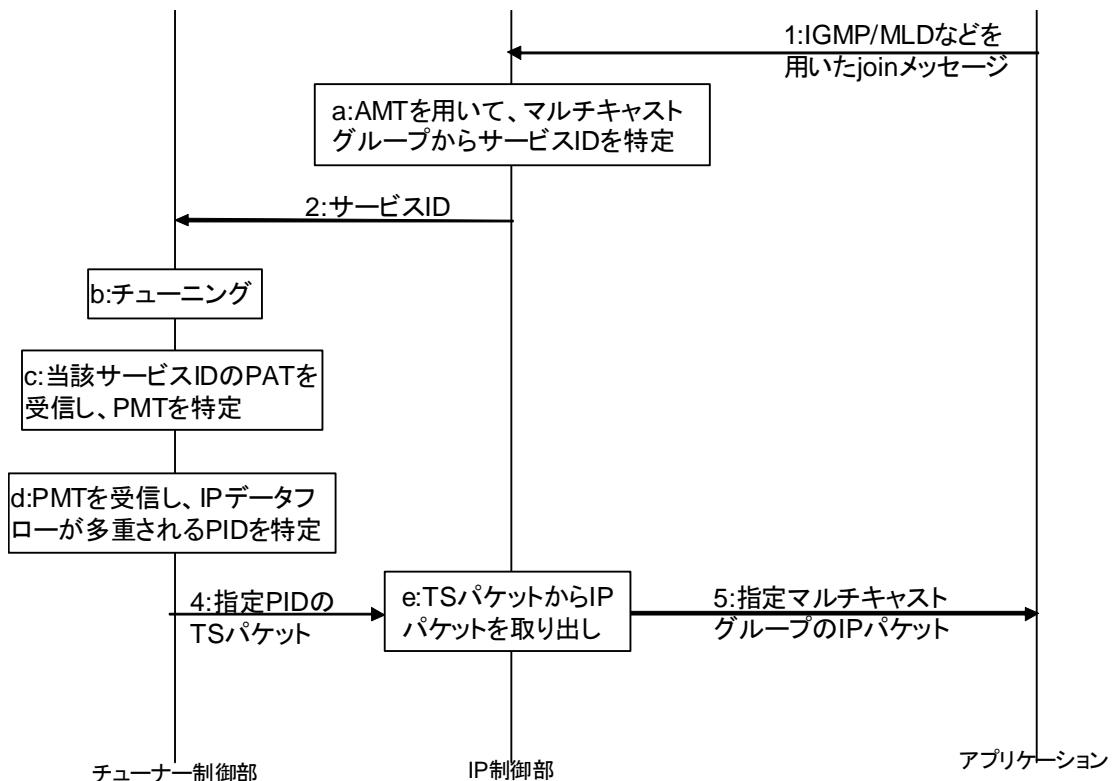


図3.3.5.4.3.1-2 IPアドレスを用いてIPパケットのフローを選局する例

3.3.5.4.3.2 サービス形式種別の追加規定

IPパケットを用いたサービスを識別する必要がある。このため、民間標準機関である社団法人電波産業会(ARIB)において、サービス識別とサービス形式種別によるサービスの一覧を提供し、NIT、BATあるいはBITに配置するサービスリスト記述子のサービス形式種別(service_type)の識別領域に、「IPパケットを用いるサービス」を識別するための値を追加して規定する必要がある。(注:service_typeは、総務省告示ではサービス形式識別子と表現されている。)

なお、高度衛星デジタル放送方式において新たに採用された蓄積型放送サービスにおいても、これを識別するための値を追加して規定することが検討されている。このため、整合性に配慮する必要がある。

3.3.5.4.3.3 ストリーム形式識別子の追加規定

IPパケットを多重するトランスポートストリームを識別する必要がある。このため、民間標準機関である社団法人電波産業会(ARIB)において、PMTで伝送するストリーム形式種別(stream_type)の識別領域に、「ULEによりカプセル化されたIPパケット」を識別するための値を追加して規定する必要がある。

なお、Advanced Television Systems Committee (ATSC) では、「IETF Unidirectional Link Encapsulation (ULE)」を識別するための値として'0x91'が割り当てられている。

(参考 : http://www.atsc.org/standards/Code_Point_Registry.pdf)

ARIB-B10で規定されるストリーム形式種別の識別領域では、'0x91'はユーザ領域となっている。

(注:stream_typeは、総務省告示ではストリーム形式識別子と表現されている。)

3.3.5.4.3.4 PIDの追加規定

AMTを伝送するTSパケットを識別する必要がある。このため、民間標準機関である社団法人電波産業会(ARIB)において、PIDの割当てに、「AMT」を識別するための値を追加して規定する必要がある。

なお、PIDの運用基準は、ARIB STD-B10に規定され、「事業者が設定するテーブルを伝送するTSパケットのPID値は、省令・告示で規定される信号および電波産業会信号を妨げない範囲で設定することができる。そのPID値は、事業者信号として登録・公開されることとする。」とされている。

3.3.6 伝送路符号化方式

本項では、MPEG-2 Systemsで規定されるTS（トランSPORTストリーム）を入力信号とし、OFDM信号を出力するまでの技術方式を規定する。

伝送路符号化方式により規定される送信データは、MPEG-2 Systemsで規定されるTSP（トランSPORTストリームパケット）複数個から成るデータのグループ（以下データセグメント）単位で構成され、データセグメントにパイロット信号を付加したOFDMブロック（帯域幅6/14MHz、以下OFDMセグメントと呼ぶ）を1個または3個組み合わせて送信される。

このうち、3つのOFDMセグメントを送信する形式（以下3セグメント形式）では、中央部の1つのOFDMセグメントと他の2つのOFDMセグメントで、伝送特性の異なる2つの階層を同時に伝送する階層伝送が可能である。各階層は、階層ごとにキャリア変調方式、内符号の符号化率、および時間インターリーブ長等のパラメータを指定することが可能である。なお、中央部のOFDMセグメントについては、周波数インターリーブをそのセグメント内のみで行うこととし、1OFDMセグメントを送信する形式（1セグメント形式）を受信する受信機を用いてサービスの一部を部分受信することを可能にしている。

なお、本システムで規定しているOFDMセグメントは、地上デジタルテレビジョン放送システムと同一であり、相互運用性を確保している。

図3.3.6-1に階層伝送と部分受信のイメージを示す。

表3.3.6-1に1セグメント形式の伝送信号パラメータ、表3.3.6-2に3セグメント形式の伝送信号パラメータを示す。また、表3.3.6-3に1セグメント形式の情報レート、表3.3.6-4に3セグメント形式の情報レートを示す。

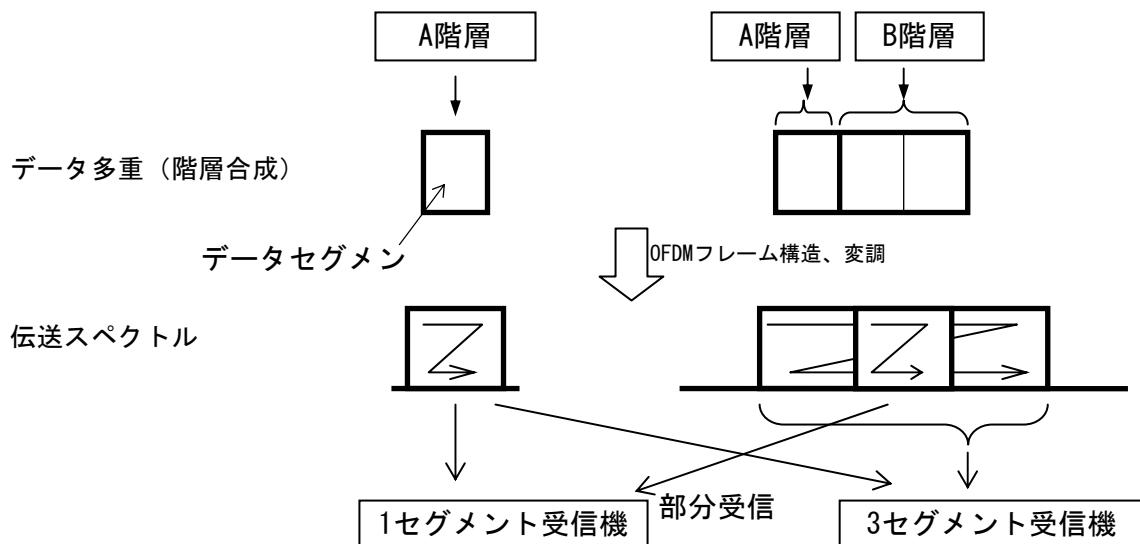


図3.3.6-1 本方式の階層伝送および部分受信のイメージ

表3.3.6-1 1セグメント形式の伝送信号パラメータ

モード	Mode 1	Mode 2	Mode 3
セグメント帯域幅	6000/14 = 428.57...kHz		
帯域幅	6000/14(kHz) + 250/63(kHz) = 432.5...kHz	6000/14(kHz) + 125/63(kHz) = 430.5...kHz	6000/14(kHz) + 125/126(kHz) = 429.5...kHz
同期変調部セグメント数	1		
キャリア間隔	250/63 = 3.968...kHz	125/63 = 1.984...kHz	125/126 = 0.992...kHz
キャリア数	総数	108 + 1 = 109	216 + 1 = 217
	データ	96	192
	SP	9	18
	CP ¹	1	1
	TMCC ²	1	2
	AC1 ³	2	4
キャリア変調方式	QPSK, 16QAM		
シンボル数/フレーム	204		
有効シンボル長	252 μs	504 μs	1.008 ms
ガードインターバル長	63 μs (1/4), 31.5 μs (1/8), 15.75 μs (1/16), 7.875 μs (1/32)	126 μs (1/4), 63 μs (1/8), 31.5 μs (1/16), 15.75 μs (1/32)	252 μs (1/4), 126 μs (1/8), 63 μs (1/16), 31.5 μs (1/32)
フレーム長	64.26 ms (1/4), 57.834 ms (1/8), 54.621 ms (1/16), 53.0145 ms (1/32)	128.52 ms (1/4), 115.668 ms (1/8), 109.242 ms (1/16), 106.029 ms (1/32)	257.04 ms (1/4), 231.336 ms (1/8), 218.464 ms (1/16), 212.058 ms (1/32)
FFTサンプル速度	64/63 = 1.0158... MHz		
内符号	置み込み符号 (1/2, 2/3)		
外符号	RS (204,188)		

*1: SP (Scattered Pilot)、およびCP (Continual Pilot) は、受信機の同期、復調用の信号として挿入される。

CP数は、セグメント内のCPIに加え、全帯域の上端に1本追加したものを含む。

*2: TMCC (Transmission and Multiplexing Configuration Control) は、制御情報を伝送するために挿入される。

*3: AC (Auxiliary Channel) は、付加情報を伝送するための信号であり、AC1はすべてのセグメントに同一数挿入される。

表3.3.6-2 3セグメント形式の伝送信号パラメータ

モード	Mode 1	Mode 2	Mode 3
セグメント帯域幅	6000/14 = 428.57...kHz		
帯域幅	6000/14(kHz)×3 + 250/63(kHz) = 1.289...MHz	6000/14(kHz)×3 + 125/63(kHz) = 1.287...MHz	6000/14(kHz)×3 + 125/126(kHz) = 1.286...MHz
同期変調部セグメント数	3		
キャリア間隔	250/63 = 3.968...kHz	125/63 = 1.984...kHz	125/126 = 0.992...kHz
キャリア数	総数	108×3 + 1 = 325	216×3 + 1 = 649
	データ	96×3 = 288	192×3 = 576
	SP	27	54
	CP ¹	1	1
	TMCC	3	6
	AC1	6	12
キャリア変調方式	QPSK, 16QAM		
シンボル数/フレーム	204		
有効シンボル長	252 μs	504 μs	1.008 ms
ガードインターバル長	63 μs (1/4), 31.5 μs (1/8), 15.75 μs (1/16), 7.875 μs (1/32)	126 μs (1/4), 63 μs (1/8), 31.5 μs (1/16), 15.75 μs (1/32)	252 μs (1/4), 126 μs (1/8), 63 μs (1/16), 31.5 μs (1/32)
フレーム長	64.26 ms (1/4), 57.834 ms (1/8), 54.621 ms (1/16), 53.0145 ms (1/32)	128.52 ms (1/4), 115.668 ms (1/8), 109.242 ms (1/16), 106.029 ms (1/32)	257.04 ms (1/4), 231.336 ms (1/8), 218.464 ms (1/16), 212.058 ms (1/32)
FFTサンプル速度	128/63 = 2.0317... MHz		
内符号	置み込み符号 (1/2, 2/3)		
外符号	RS (204,188)		

表3.3.6-3 1セグメント形式の情報レート

キャリア 変調	畳み込み 符号	伝送TSP数 ^{*1} (Mode 1 / 2 / 3)	情報レート (kbps)			
			ガード比 1/4	ガード比 1/8	ガード比 1/16	ガード比 1/32
QPSK	1/2	12 / 24 / 48	280.85	312.06	330.42	340.43
	2/3	16 / 32 / 64	374.47	416.08	440.56	453.91
16QAM	1/2	24 / 48 / 96	561.71	624.13	660.84	680.87

*1: 1フレームあたりの伝送TSP数を示す。

表3.3.6-4 3セグメント形式の情報レート^{*1}

キャリア 変調	畳み込み 符号	伝送TSP数 (Mode 1 / 2 / 3)	伝送容量 (Mbps)			
			ガード比 1/4	ガード比 1/8	ガード比 1/16	ガード比 1/32
QPSK	1/2	36 / 72 / 144	0.842	0.936	0.991	1.021
	2/3	48 / 96 / 192	1.123	1.248	1.321	1.361
16QAM	1/2	72 / 144 / 288	1.685	1.872	1.982	2.042

*1: 3セグメント形式では、変調・畳み込み符号の符号化率はセグメントごとに2レベルの階層伝送ができるため情報レートは一例である。

3.3.6.1 伝送路符号化の基本構成

伝送路符号化部の基本構成を図3.3.6.1-1に示す。

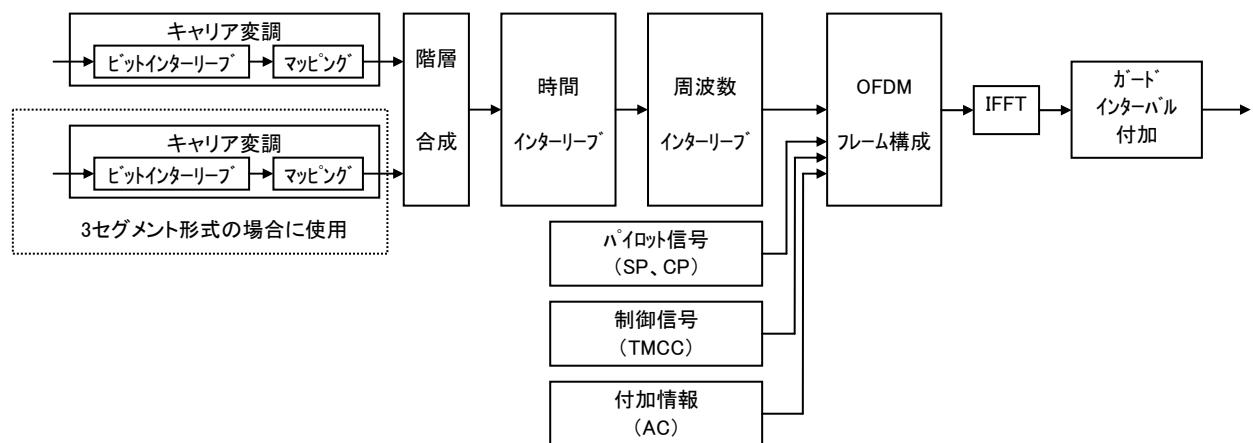
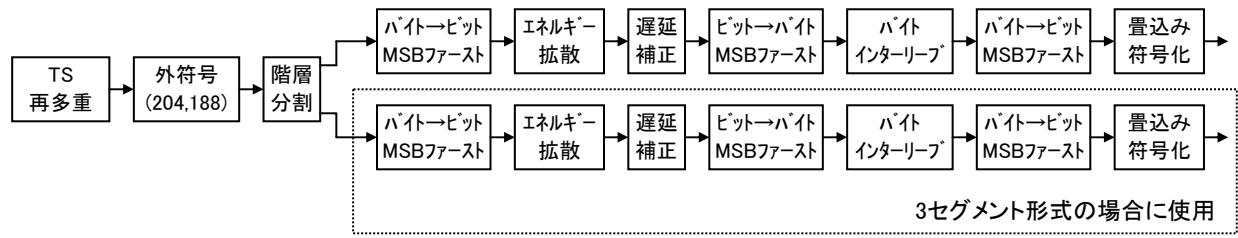


図3.3.6.1-1 伝送路符号化部系統

MPEG-2多重部からの出力は、OFDM信号に適したTSP配置を行うTS再多重部に入力される。TS再多重部において、188バイト単位のバースト信号形式に変換され、外符号のパリティが付加される。その後、3セグメント形式の場合には、階層情報の指定に沿って階層分割され、2系統の階層処理部に入力される。

階層処理部においては、主として誤り訂正符号化、インターリーブ等のベースバンド処理が施され、キャリア変調後合成される。

階層合成された信号は、移動受信性能および耐マルチパス性能を確保するための時間インターリーブ部および周波数インターリーブ部に入力される。時間インターリーブには、送受あわせた遅延時間を短縮し、受信機のメモリ容量を抑える畳み込みインターリーブを採用している。また、周波数インターリーブは、セグメント構造を確保しつつ、十分なインターリーブ効果が発揮できるよう、セグメント間、セグメント内のインターリーブを組み合わせて構成されている。

本システムでは、複数の伝送パラメータの指定が可能なシステムとなっているため、TMCC (Transmission and Multiplexing Configuration Control) 信号により受信機に対しこれら制御情報を伝送する。TMCC信号はデータ部、および同期再生用等のパイロット信号とともにOFDMフレームに構成され、逆FFT演算によりOFDM信号が生成される。

3.3.6.2 TS再多重

トランスポートストリーム (TS) は、N個のトランスポートストリームパケット (TSP) から成る多重フレームを基本単位とし構成する。多重フレームを構成するTSP 数を表3.3.6.2-1 に示す。多重フレームの構成数は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第15条（伝送主信号）第1項関係 別表第十五号 1を適用することが望ましい。なお、多重フレーム長は、TSP188 バイトに16 バイトのヌルデータを附加した204 バイトを基本とする。

1 セグメント形式の場合には、伝送クロックを1.0158…MHz(1 セグメント形式のIFFT サンプル周波数)の2 倍とすることによりOFDM フレーム長と一致する。また、3 セグメント形式の場合には、伝送クロックを2.0317…MHz(3 セグメント形式のIFFT サンプル周波数)の4 倍とすることによりOFDM フレームと一致する。

表3.3.6.2-1 多重フレームの構成

モード		1多重フレームに含まれるTSP数			
		ガードインターバル比 1/4	ガードインターバル比 1/8	ガードインターバル比 1/16	ガードインターバル比 1/32
1セグメント 形式	Mode 1	80	72	68	66
	Mode 2	160	144	136	132
	Mode 3	320	288	272	264
3セグメント 形式	Mode 1	320	288	272	264
	Mode 2	640	576	544	528
	Mode 3	1280	1152	1088	1056

多重フレーム中のTSP は、OFDM信号のA 階層もしくはB 階層で传送されるか(TSP_A 、 TSP_B)、OFDM 信号で传送されないヌルパケット(TSP_{null})のいずれかに属する。表3.3.6.2-1 に示されるように、传送パラメータの設定により単位時間に传送できるTSP の数は多様な値を取ることになるが、適切な数のヌルパケットを補完し多重フレームを構成することで、传送パラメータの設定によらず一定のクロックでTSP のインターフェースを取ることが可能となる。図3.3.6.2-1 にトランスポートストリームの例を示す。

多重フレーム中のTSP の配置は、図3.3.6.2-2 に示されるモデル受信機で再生されるTSと同じになるように予め決められる。多重フレーム中のTSP の配置を規定することで、TSP 每に複数の階層に分割されて传送された信号から、受信側で送信側と同じTS の再生を可能としている。

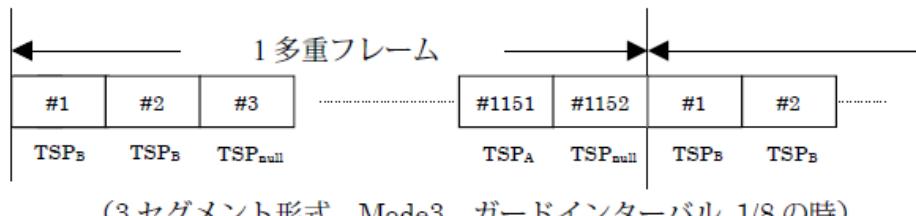


図3.3.6.2-1 トランスポートストリームの例

【多重フレームパターン構成のモデル受信機】

多重フレーム中のTSP の配置は、図3.3.6.2-2 に示すモデル受信機で再生されるTS に従う。なお、クロックはFFT サンプルクロックを示している。

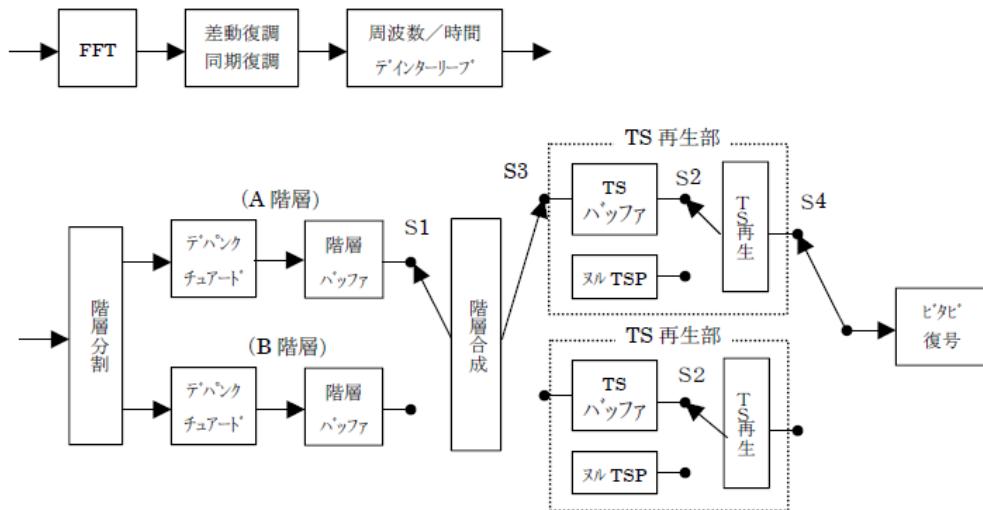


図3.3.6.2-2 多重フレームパターン構成のモデル受信機

a. 階層分割部への入力信号

階層分割部への入力信号は、FFT 出力がキャリア復調、デインタリーブ等の処理の後、セグメント番号の小さい順、セグメント内では制御シンボルを除いた有効シンボルを周波数の低いほうから順番に並ぶ。図3.3.6.2-3 に、2 階層 (QPSK 1/2、1 セグメント使用、16QAM 1/2, 2 セグメント使用) 、1/8 ガードインターバル、Mode 1 の場合の例を示す。

1 OFDM シンボル期間において、96 キャリア分のデータがA 階層に入力され、続いて192 (96×2) キャリア分のデータがB 階層に入力され、その後288 キャリア分の無効信号が続く。これが1 OFDM フレームで204 回繰り返す信号となる。ここで、無効信号は、パilot 信号やFFT が実際の信号の帯域より広い帯域幅を復調するため、またガードインターバル時間分余分にサンプルするために生じるものである。

なお、同期復調処理に要する時間が等しくなるよう遅延調整を行うものとする。

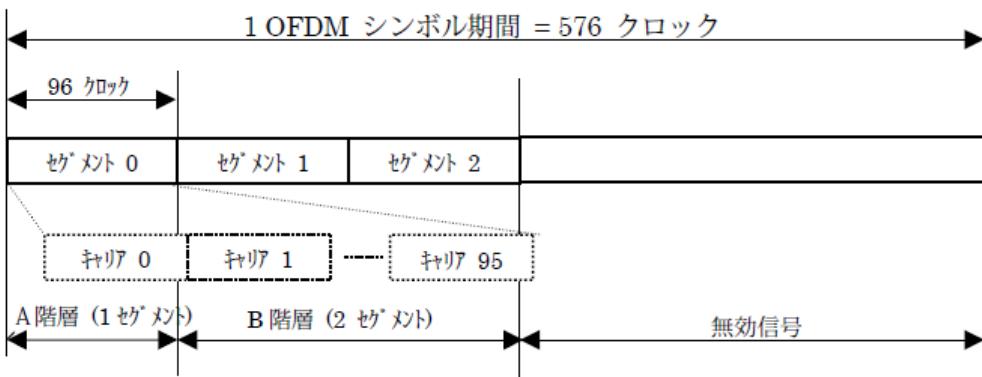


図3.3.6.2-3 階層分割への入力信号

b. 階層分割部からビタビ復号入力までのモデル受信機の動作

階層分割部に入力された信号は階層に分割され、各階層毎にデパンクチュアード処理され階層バッファに蓄積される。各階層とも処理遅延時間は同じとし、モデル上は0と考える。

この時、1 多重フレームにおいて、X 階層(X はA またはB)にk 個目のデータが入力されたときの階層バッファに入力蓄積されるビット数 $B_{X,k}$ は次式のようになる。

$$B_{X,k} = 2 \times ([k \times S_X \times R_X] - [(k-1) \times S_X \times R_X])$$

ここで、[]は少数切り捨て演算を表わし、 R_X はX階層の置み込み符号の符号化率を表わす。また、 S_X はX 階層の変調方式により表3.3.6.2-2 の値を取る。

表3.3.6.2-2 S_X の値

変調方式	S_X
QPSK	2
16QAM	4

階層バッファに、1TS パケット分 (408 バイト*) のデータが入力された時点でスイッチS1を切り替え、TS 再生部のTS バッファにデータを転送する。ここで、データの転送は瞬時に行われるものとする。TS 再生では、TS パケット時間 (1 セグメント形式の場合816 クロック、3 セグメント形式の場合408 クロック) 每にTS バッファをチェックし、1TS パケット以上データが蓄積されている時はスイッチS2 を TS バッファ側に切り替えて1TS パケット分のデータを読み出し、TS バッファにデータが無い場合にはスイッチS2 をヌルTSP 側に切替えてヌルパケットを送出する。

スイッチS3 は、階層合成部から信号を入力するTS 再生部の切替えを行い、Mode 1 の場合、OFDM フレームの先頭で交互に切り替えられる。スイッチS4 は信号を出力するTS 再生部の切替えを行い、スイッチS3 より、すなわちOFDM フレームの先頭より、3 TS パケット時間遅れて、スイッチS3 と同じ側に切り替える。

Mode 2、Mode 3 の場合は、それぞれ1/2 OFDM フレームの周期 (102 OFDM シンボル周期) 、1/4 OFDM フレームの周期 (51 OFDM シンボル周期) でスイッチS3 及びS4 を切り替える。

* 1つのTS パケット（204 バイト）を畳み込み符号化すると、畳み込み符号のマザーコードは1/2 であるためデパンクチュアード処理後の 1 TS パケット分は408 バイトとなる。

3.3.6.3 外符号誤り訂正

外符号誤り訂正是、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第15条（伝送主信号）第2項関係 別表第十二号 1を適用することが望ましい。

外符号として、TSP毎に短縮化リードソロモン符号(204, 188)を適用する。

短縮化リードソロモン(204, 188)符号は、リードソロモン(255, 239)符号において入力データバイトの前に51バイトの00HEXを付加し、符号化後に先頭の51バイトを除去することによって生成する。

このリードソロモン符号の元としては、GF(2⁸)の元を用い、GF(2⁸)を定義する原始多項式には、次式 $p(x)$ を用いる。 $p(x) = x^8 + x^4 + x^3 + x^2 + 1$

また、(204, 188)短縮化リードソロモン符号の生成多項式 $g(x)$ は次式とする。

$$g(x) = (x - \lambda^0)(x - \lambda^1)(x - \lambda^2) \cdots (x - \lambda^{15}) \quad \text{但し、}\lambda = 02_{HEX}$$

このリードソロモン符号は、204バイト中8バイトまでのランダム誤りの訂正が可能である。MPEG2のTSP、およびRS符号によって誤り保護を施したTSPを図3.3.6.3-1に示す。なお、後者のパケットをTSPの伝送TSPと呼ぶ。

同期バイト (1バイト)	データ部 (187バイト)
-----------------	------------------

(a) MPEG2 TSP

同期バイト (1バイト)	データ部 (187バイト)	パリティ部 (16バイト)
-----------------	------------------	------------------

(b) RS符号によって誤り保護されたTSP（伝送TSP）

図3.3.6.3-1 MPEG2 TSPと伝送TSP

（理由）

内符号誤り訂正（畳み込み符号化／ビタビ復号）は、復号誤りが生じた場合バースト誤りとなる。この対策として、畳み込み符号化／ビタビ復号の外側に更に、インターリーブを介して誤り訂正符号を付加する連接符号が広く使われている。連接符号の外符号としては、符号化効率が高いリードソロモン符号が一般的である。

3.3.6.4 階層分割

3セグメント形式では、部分受信階層を1階層とみなすため、2階層传送となる。階層传送では、階層情報に応じてTSの同期バイトの次のバイトから同期バイトまでの204バイト単位で階層に分割する。なお、階層数は2とする。

階層分割では、伝送TSP単位に指定された階層レベルに分割される。多重フレームのヌルTSPは、階層分割によって取り除かれる。

図3.3.6.4-1に階層分割とOFDMフレーム同期のシフト例を示す。

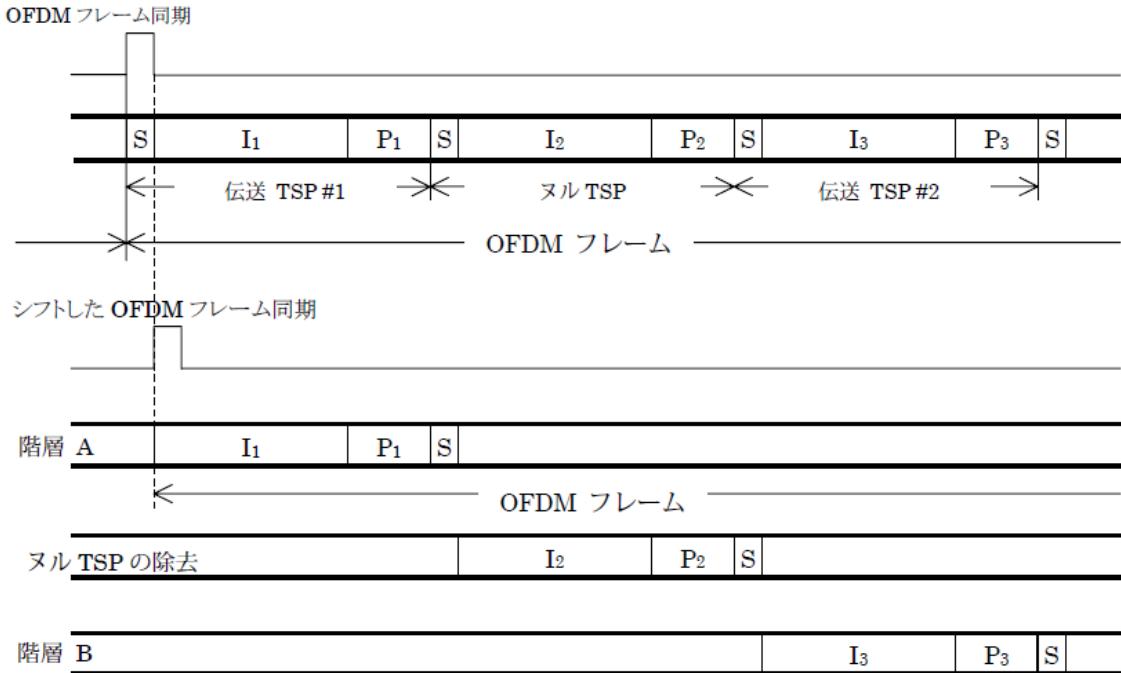


図3.3.6.4-1 階層分割とOFDMフレーム同期のシフト例

(理由)

階層化するには、内符号の符号化率と変調方式の組み合わせにより階層毎に伝送路に対する耐性を変えて伝送する。

3.3.6.5 エネルギー拡散

エネルギー拡散は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第15条（伝送主信号）第1項関係 別表第十五号 別記1を適用することが望ましい。

図3.3.6.5-1に示す回路により生成されるPRBS（擬似ランダム符号系列）を階層毎に同期バイトを除く信号とビット単位で排他的論理和を行なう。なお、レジスタの初期値は、低次から”1001010100000000”とし、OFDM伝送フレーム毎に初期化される。この際、OFDMのフレームの先頭は、TSPの同期バイトの次のバイトのMSBの位置とする。また、同期バイト部分においてもシフトレジスタは動作するものとする。

PRBSの生成多項式 $g(x)$ は次式とする。

$$g(x) = x^{15} + x^{14} + 1$$

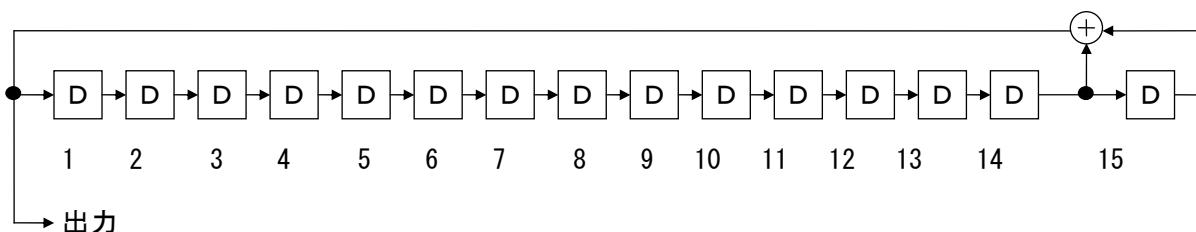


図3.3.6.5-1 PRBSの生成回路

(理由)

衛星デジタル放送、地上デジタルテレビジョン放送との整合を図るため、上に示した生成多項式 $g(x)$ の15次M系列の拡散信号を採用した。

3.3.6.6 遅延補正

遅延補正是、省令(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式)第15条(伝送主信号)第1項関係 別表第十五号 別記2 2を適用することが望ましい。

バイトインターリーブとともに遅延補正是、各階層での遅延時間を送受で同一とするため、送信側に挿入される。

各階層での補正量を表3.3.6.6-1に示す。表に示すようなTSP数の遅延を設けることにより、バイトインターリーブによる送受の遅延量(11TSP)を含めた遅延量が、1フレームとなるように設定する。

なお、表中のNは、その階層が使用するセグメント数を表す。従って、1セグメント形式の場合にはN=1となり、3セグメント形式の場合にはN=1または2となる。

表3.3.6.6-1 バイトインターリーブに伴う遅延補正量

キャリア変調	畳み込み符号	遅延補正量(TSP数)		
		Mode 1	Mode 2	Mode 3
QPSK	1/2	12×N-11	24×N-11	48×N-11
	2/3	16×N-11	32×N-11	64×N-11
16QAM	1/2	24×N-11	48×N-11	96×N-11

(理由)

階層毎にビットレートが異なる場合(セグメント数、内符号の符号化率、変調方式の組み合わせが階層毎に異なる場合)、内符号符号化から受信の内符号復号までの伝送速度が異なる。従って、後述のバイトインターリーブにより生じる伝送TSPの遅延(11TSP)が、遅延時間に換算すると階層毎に異なってくる。これを補償するために、階層毎に伝送ビットレートに対応した遅延補正を行なう。

3.3.6.7 バイトインターリーブ（符号間インターリーブ）

バイトインターリーブ（符号間インターリーブ）は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第15条（伝送主信号）第1項関係 別表第十五号 別記2 1を適用することが望ましい。

RS符号で誤り保護され、エネルギー拡散された204バイトの伝送TSPに対して、畳み込みバイトインターリーブを行なう。インターリーブの深さは12バイトとする。但し同期バイトの次のバイトは遅延無しの基準パスを通過するものとする。

バイトインターリーブ回路を図3.3.6.7-1に示す。

符号間インターリーブ回路において、パス0は遅延量0である。パス1のメモリ容量は17バイト（各々のパスは12バイトごとに選択されるため、パス1の遅延量は 17×12 バイトとなる）、パス2のメモリ容量は $17 \times 2 = 34$ バイト（遅延量は $17 \times 12 \times 2$ バイトとなる）、…とする。また、入力と出力は1バイト毎に、パス0、パス1、パス2、…、パス11、パス0、パス1、パス2、…と順次巡回的に切替える。

符号間インターリーブ、デインターリーブによる送受合計の遅延量は $17 \times 11 \times 12$ バイト（11 TSP相当）である。

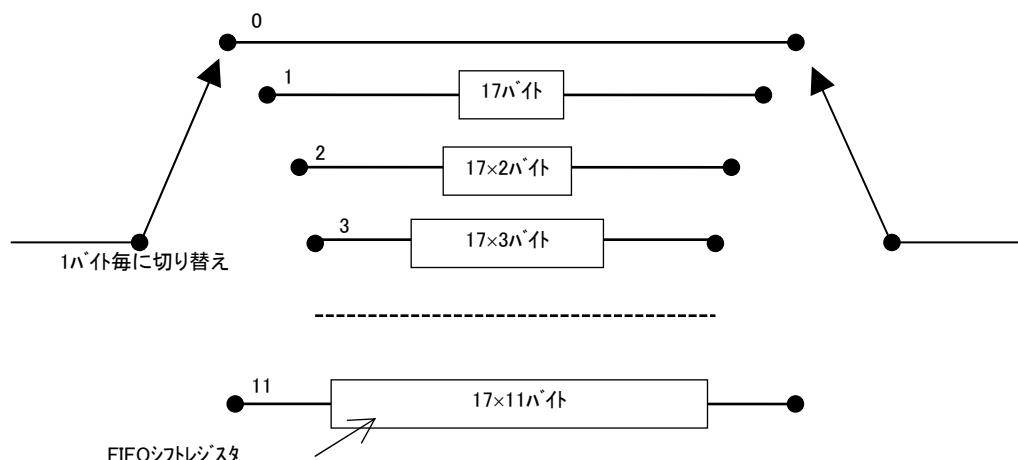


図3.3.6.7-1 バイトインターリーブ

(理由)

連接符号による誤り訂正の効果をより発揮させるため、外符号と内符号の間にバイトインターリーブ回路を設け、内符号の復号出力におけるバースト誤りの拡散を行なう。

3.3.6.8 内符号（畳込み符号）

内符号（畳込み符号）は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第15条(伝送主信号)第2項関係 別表第十二号 3を適用することが望ましい。

内符号は、拘束長k=7、符号化率1/2を原符号とするパンクチュアード畳込み符号を用いる。この原符号の生成多項式は、 $G_1=171_{OCT}$ 、 $G_2=133_{OCT}$ とする。

拘束長k=7、符号化率1/2の原符号の符号化回路を図3.3.6.8-1に示す。

また、選択可能な内符号の符号化率と、そのときのパンクチュア化された伝送信号系列を表3.3.6.8-1に示す。なお、パンクチュア化パターンは、フレーム同期でリセットされるものとする。

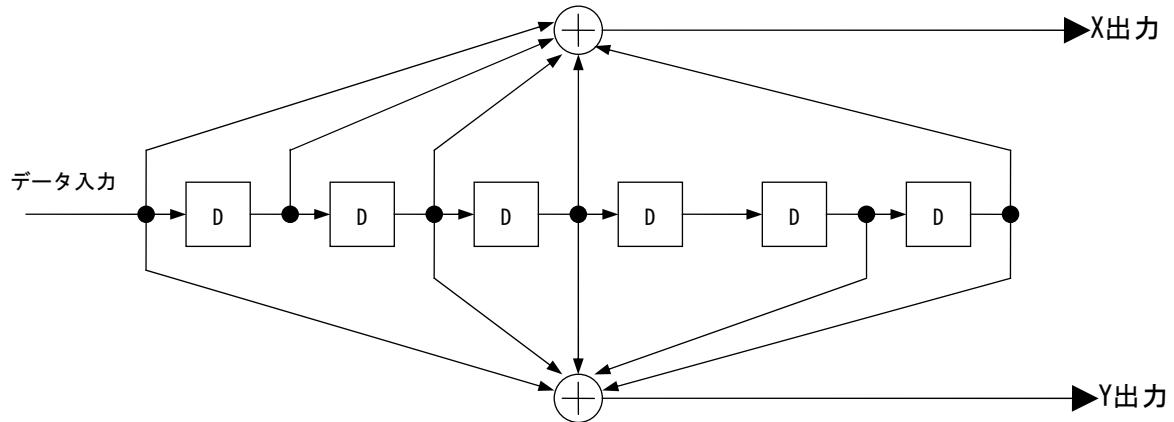


図3.3.6.8-1 拘束長k=7、符号化率1/2の畳込み符号の符号化回路

表3.3.6.8-1 内符号の符号化率と伝送信号系列

符号化率	パンクチュア化パターン	伝送信号系列
1/2	X : 1 Y : 1	X_1, Y_1
2/3	X : 1 0 Y : 1 1	X_1, Y_1, Y_2

(理由)

パンクチャード技術により複数の符号化率が選択でき、さらに衛星デジタル放送および地上デジタルテレビジョン放送との整合性を図るために、拘束長7、符号化率1/2の畳み込み符号を採用した。また、受信機側でのパンクチュア化パターンの同期補足信頼性の向上を図るため、リセットをフレーム同期で行うことを採用した。

3.3.6.9 キャリア変調

キャリア変調は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条（伝送主シンボル）第2項関係 別表第十号を適用することが望ましい。

キャリア変調部の構成を図3.3.6.9-1に示す。

キャリア変調部は、図に示す通り各階層についてあらかじめ指定された方式によりビットインターリーブされ、変調マッピングされる。

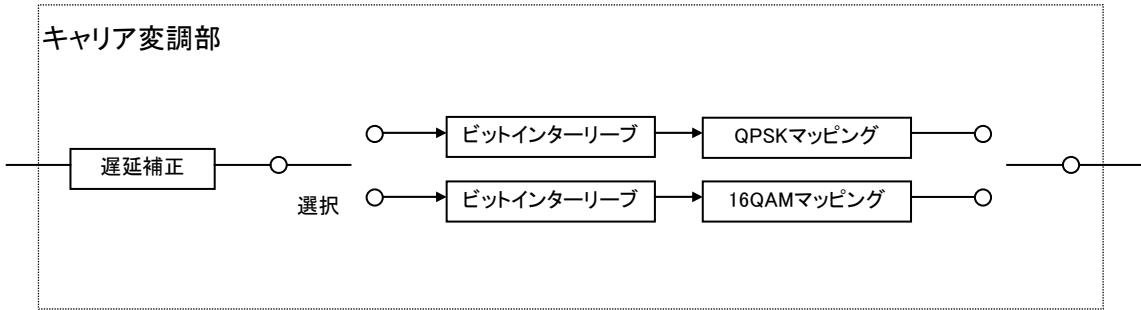


図3.3.6.9-1 キャリア変調部の構成

(理由)

伝送路において、変調シンボルに誤りが生じた場合、複数ビットのバースト誤りとなることを避けるため、ビットインターリーブを行う。なお、ビットインターリーブの長さに関しては、地上デジタル放送と整合を取るため、最大120ビットのビットインターリーブを採用した。

3.3.6.9.1 遅延補正

遅延補正是、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条（伝送主シンボル）第2項関係 別表第十号 別記1 注2を適用することが望ましい。

ビットインターリーブは、3.3.6.9.2節で詳細を示すように、送受で120キャリアシンボルの遅延が生じる。これに送信側で適当な遅延補正を付加することにより、送受で2 OFDMシンボルの遅延となるよう補正する。表3.3.6.9.1-1にビットインターリーブに伴う遅延補正量を示す。なお、Nはその階層が使用するセグメント数をあらわし、1セグメント形式の場合にはN = 1、3セグメント形式の場合にはN = 1または2となる。

表3.3.6.9.1-1 ビットインターリーブに伴う遅延補正量

キャリア変調	遅延補正量（ビット数）		
	Mode 1	Mode 2	Mode 3
QPSK	$384 \times N - 240$	$768 \times N - 240$	$1536 \times N - 240$
16QAM	$768 \times N - 480$	$1536 \times N - 480$	$3072 \times N - 480$

(理由)

ビットインターリーブの遅延とOFDMシンボルとを明確にするため、遅延補正を行い、送受で2 OFDM

シンボルの遅延となるよう調整する。

3.3.6.9.2 ビットインターリーブおよびマッピング

ビットインターリーブおよびマッピングは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条(伝送主シンボル)第2項関係 別表第十号 別記1を適用することが望ましい。

3.3.6.9.2.1 QPSK

QPSKは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条(伝送主シンボル)第2項関係 別表第十号 別記1 2を適用することが望ましい。

入力信号を2ビット化し、QPSKのマッピングを行い、複数ビットのI軸データおよびQ軸データを出力する。マッピングに際し、図3.3.6.9.2.1-1に示す120ビットの遅延素子を入力に挿入し、ビットインターリーブを行う。図3.3.6.9-1に系統を、図3.3.6.9.2.1-2にマッピングのコンスタレーションを示す。

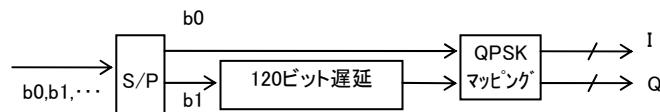


図3.3.6.9.2.1-1 QPSK変調系統図

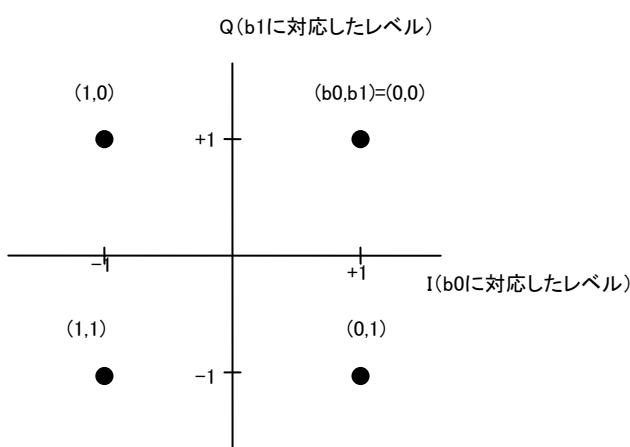


図3.3.6.9.2.1-2 QPSK位相図

3.3.6.9.2.2 16QAM

16QAMは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条（伝送主シンボル）第2項関係 別表第十号 別記1 3を適用することが望ましい。

入力信号を4ビット化し、16QAMのマッピングを行い、複数ビットのI軸データおよびQ軸データを出力する。マッピングに際し、図3.3.6.9.2.2-1に示す遅延素子をb1からb3に挿入し、ビットインターリーブを行う。図3.3.6.9.2.2-1に系統を、図3.3.6.9.2.2-2にマッピングのコンスタレーションを示す。

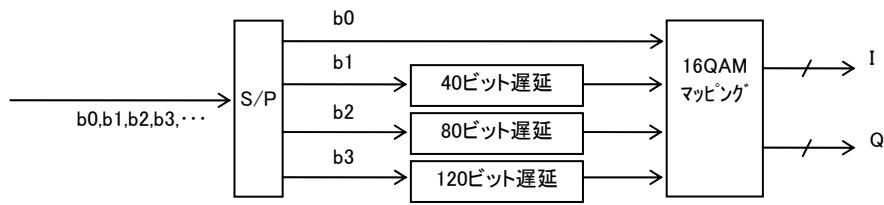


図3.3.6.9.2.2-1 16QAM変調系統図

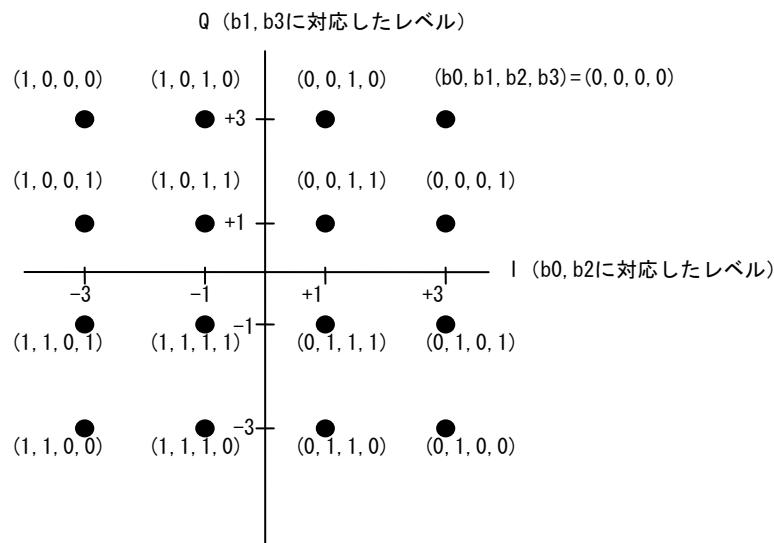


図3.3.6.9.2.2-2 16QAM位相図

3.3.6.9.3 変調レベルの規格化

変調レベルの規格化は、省令(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式)第12条(伝送主シンボル)第2項関係 別表第十号 別記1 注4を適用することが望ましい。

図3.3.6.9.2.1-2、3.3.6.9.2.2-2で示した各変調方式の位相図の点を $Z (=I+jQ)$ としたとき、表3.3.6.9.3-1に示す規格化を行うことにより、送信信号レベルを正規化する。この結果、変調方式によらず平均電力は1となる。

表3.3.6.9.3-1 変調レベルの規格化

キャリア変調方式	規格化
QPSK	$Z/\sqrt{2}$
16QAM	$Z/\sqrt{10}$

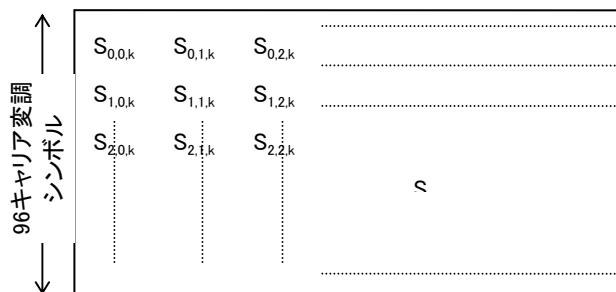
(理由)

変調方式に関わらず、OFDMシンボルの平均電力を一定とするために採用した。

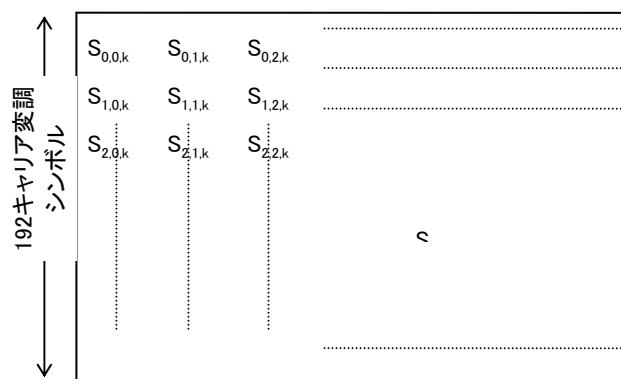
3.3.6.9.4 データセグメント構成

データセグメントの構成を図3.3.6.9.4-1に示す。

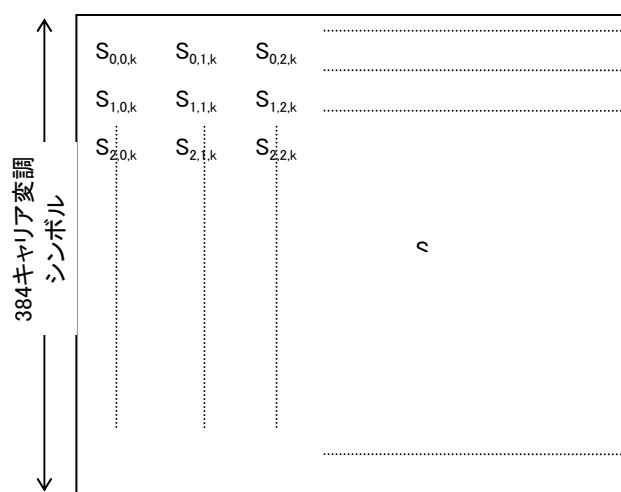
データセグメントは、3.3.6.12項で示すOFDMセグメントのデータ部に相当し、Mode 1の場合は96キャリア変調シンボル、Mode 2の場合は192キャリア変調シンボル、Mode 3の場合は384キャリア変調シンボルより構成される。なお、図中の $S_{i,j,k}$ は、k番目のセグメントのキャリア変調シンボルを表わす。また、iはOFDMセグメントにおいてキャリア方向に相当し、jはシンボル方向に相当するものとする。



(a) Mode 1のデータセグメント構成



(b) Mode 2のデータセグメント構成



(c) Mode 3のデータセグメント構成

図3.3.6.9.4-1 データセグメントの構成

3.3.6.10 階層合成

階層合成は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第12条（伝送主シンボル）第2項関係 別表第十号 別記2を適用することが望ましい。

あらかじめ指定された伝送路符号化およびキャリア変調された各階層の信号を合成し、データセグメントに挿入するとともに、速度変換を行なう。

図3.3.6.10-1に階層合成の構成を示す。

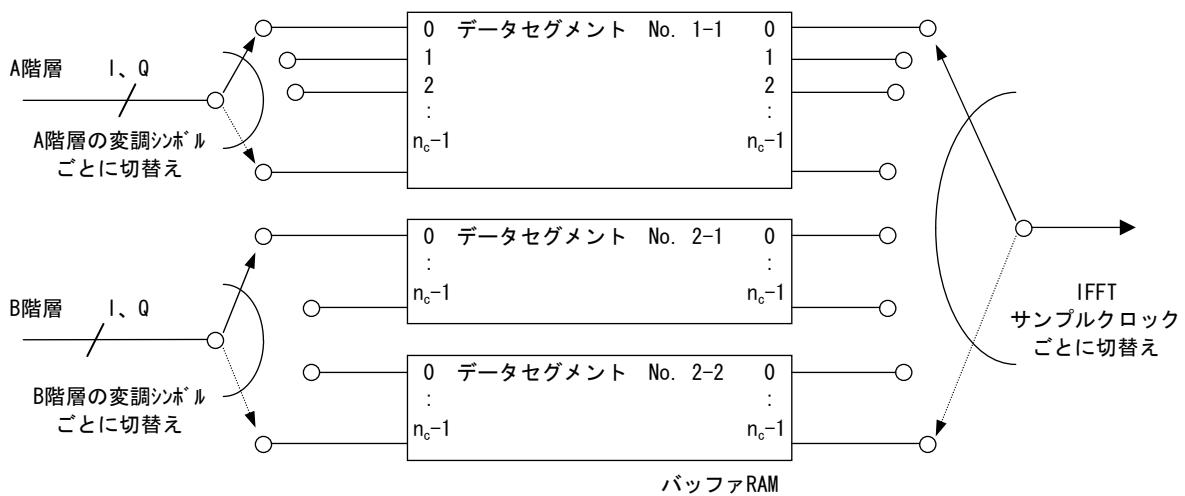


図3.3.6.10-1 階層合成の構成

図において、 n_c の値は96 (Mode1) 、192 (Mode2) 、384 (Mode3) である。

なお、1セグメント形式の場合には、A階層のみであることから、速度変換のみの処理となる。

3.3.6.11 時間、周波数インターリーブ

時間、周波数インターリーブは、告示第四十一号（TMCCシンボルおよびACシンボルの配置並びに時間インターリーブおよび周波数インターリーブの構成）別表第二号を適用することが望ましい。

3.3.6.11.1 時間インターリーブ

階層合成された信号に対して、図3.3.6.11.1-1に示すように、変調シンボル単位（I、Q軸単位）で時間インターリーブを行なう。なお、1セグメント形式の場合には、セグメント番号0のみとなる。

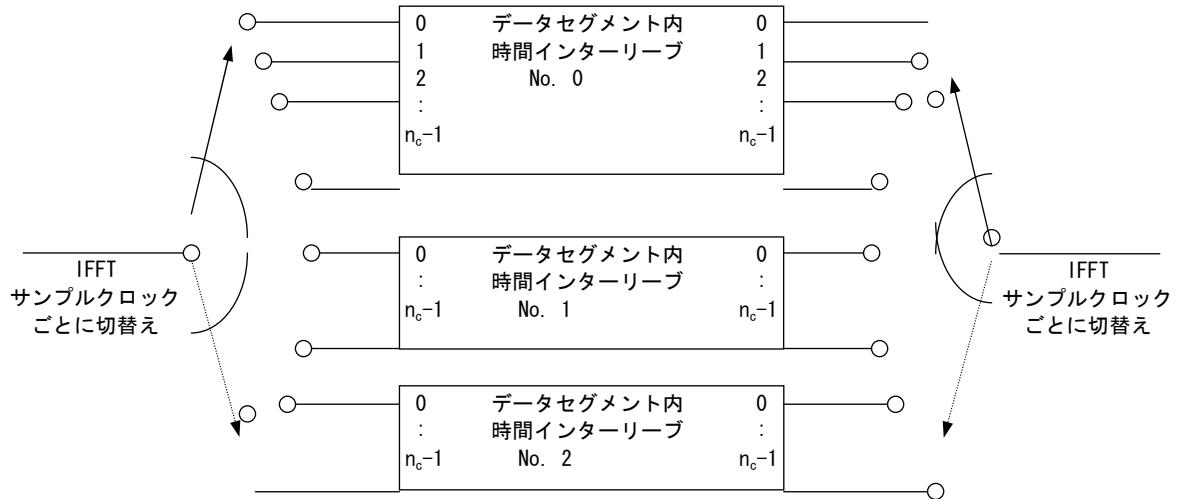
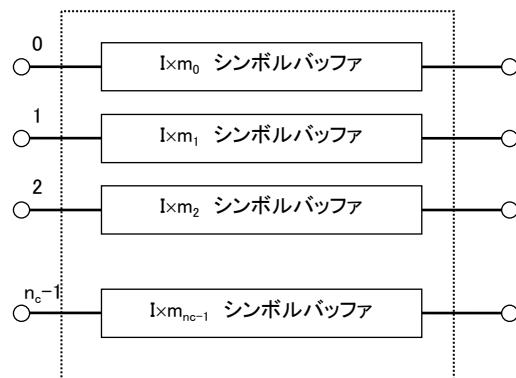


図3.3.6.11.1-1 3セグメント形式の時間インターリーブの構成(告示第四十一号 別表第二号 別記第1)

図3.3.6.11.1-1において、データセグメント内時間インターリーブの構成を図3.3.6.11.1-2に示す。なお、図における I は階層単位で指定可能なインターリーブ長に関わるパラメータであり、表3.3.6.11.1-1に示す。



但し、 $m_i = (i \times 5) \bmod 96$ とする。

図3.3.6.11.1-2 セグメント内時間インターリーブの構成(告示第四十一号 別表第二号 別記第2)

時間インターリーブは階層ごとに独立に長さを示すパラメータ（ I ）を指定できる。

これに伴い、送信側に各階層で表3.3.6.11.1-1に示すシンボル数の遅延を設けることにより、時間イ

ンターリープによる送受の遅延量がフレームの整数倍となるように設定する。

なお。この遅延補正は、時間インターリープ前の信号に対して行われるものとする。

表3.3.6.11.1-1 時間インターリープにともなう遅延補正量(告示第四十一号 別表第二号 別記第3(1))

Mode 1			Mode 2			Mode 3		
長さ (I)	遅延補正 シンボル数	送受遅延 フレーム数	長さ (I)	遅延補正 シンボル数	送受遅延 フレーム数	長さ (I)	遅延補正 シンボル数	送受遅延 フレーム数
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	28	2	2	14	1	1	109	1
8	56	4	4	28	2	2	14	1
16	112	8	8	56	4	4	28	2
32	224	16	16	112	8	8	56	4

図3.3.6.11.1-3に時間インターリープ後のキャリア配列を示す。

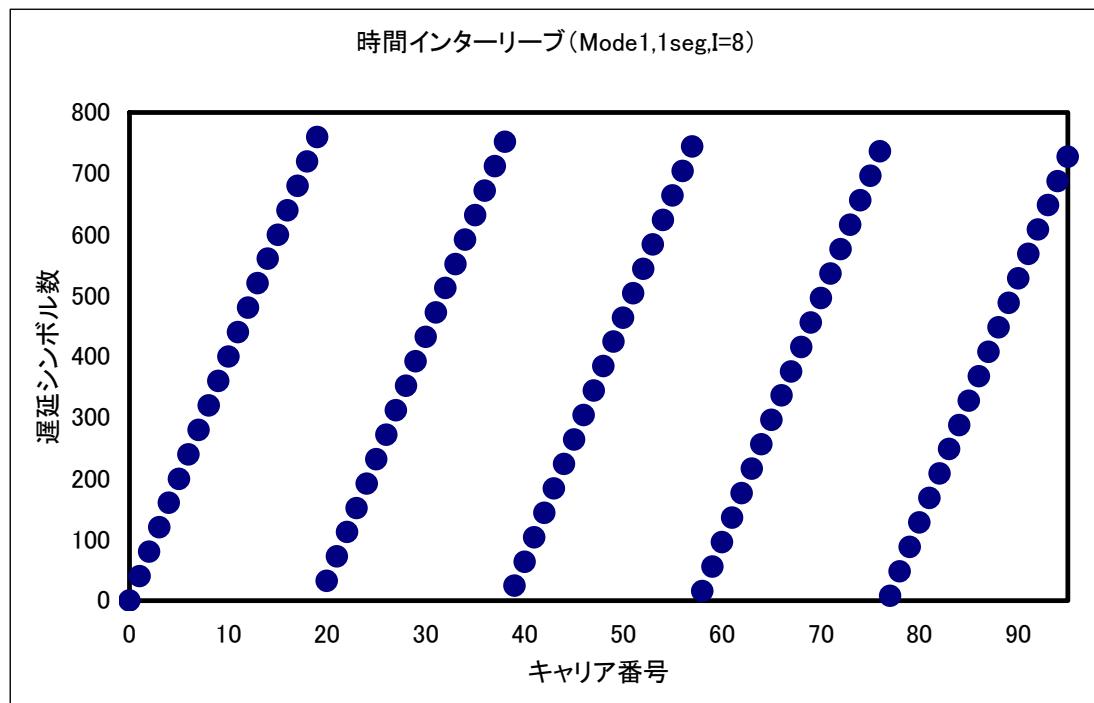


図3.3.6.11.1-3 時間インターリープ後のキャリア配列

(理由)

時間インターリープは、隣接している変調後のデータを時間的に分散させることで、耐フェージング性能を確保するために施す。これにより、移動受信性能或いはフラッターフェージング下での固定受信

性能の改善が可能となる。

またインターリーブ長を階層単位で指定可能とすることにより、各階層で異なった伝送路すなわち受信形態を対象としている場合、各伝送路に最適なインターリーブ長を設定することが可能となる。

時間インターリーブの構成として畳み込みインターリーブを採用することにより、送受合せた遅延時間の短縮、メモリ量の節約を図っている。

3.3.6.11.2 周波数インターリーブ

周波数インターリーブの構成を図3.3.6.11.2-1に示す。

3セグメント形式の場合、部分受信部をデータセグメント番号0に配置する。

なお、部分受信階層をA階層とし、他の階層をB階層とする。

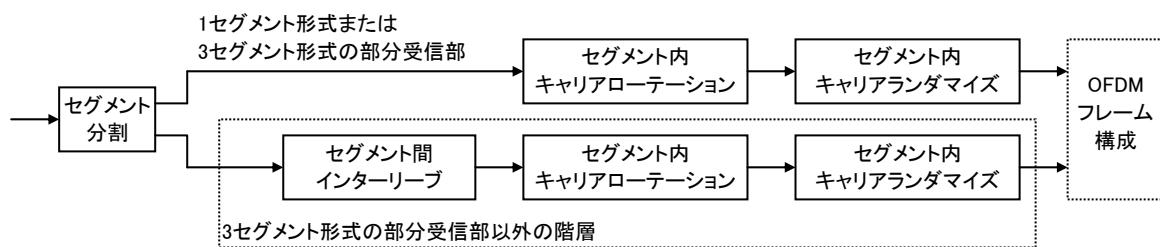


図3.3.6.11.2-1 周波数インターリーブの構成 (告示第四十一号 別表第二号 別記第4)

(理由)

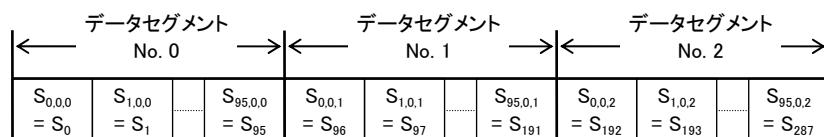
1セグメント形式および3セグメント形式の部分受信部に関しては、そのセグメントのみを受信する受信機を想定しているため、他のセグメントとのインターリーブであるセグメント間インターリーブを実施しない。

また、3セグメント形式の他の階層に関しては、2セグメントを使用することから、より周波数インターリーブ効果を出すため、セグメント間インターリーブも施される。

3.3.6.11.2.1 セグメント間インターリーブ

3セグメント形式の場合、図3.3.6.11.2.1-1(a)、図3.3.6.11.2.1-1(b)、図3.3.6.11.2.1-1(c)により、セグメント間インターリーブを行なう。

なお、図における $S_{i,j,k}$ はデータセグメント構成(図3.3.6.9.4-1)のキャリア変調シンボルを、nは同期変調部に割り当てられたセグメント数を表わす。



インターリーブ前のシンボル配置



インターリーブ後のシンボル配置

図3.3.6.11.2.1-1(a) Mode 1のセグメント間インターリーブ

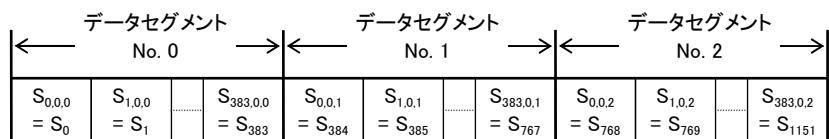


インターリーブ前のシンボル配置



インターリーブ後のシンボル配置

図3.3.6.11.2.1-1(b) Mode 2のセグメント間インターリーブ



インターリーブ前のシンボル配置



インターリーブ後のシンボル配置

図3.3.6.11.2.1-1(c) Mode 3のセグメント間インターリーブ

図3.3.6.11.2.1-1 セグメント間インターリーブ (告示第四十一号 別表第二号 別記第5)

(理由)

セグメント間インターリーブは周波数方向に広い範囲でインターリーブを施すことによって、マルチパスによる特定セグメントの振幅低下によるバースト誤りの発生を防ぐために行なう。

3.3.6.11.2.2 セグメント内インターリーブ

図3.3.6.11.2.2-1(a)、図3.3.6.11.2.2-1(b)、図3.3.6.11.2.2-1(c)に示すように、セグメント番号にしたがって各セグメント毎にキャリアローテーションを行なった後、表3.3.6.11.2.2-1(a)、表3.3.6.11.2.2-1(b)、表3.3.6.11.2.2-1(c)に示すようにランダム化される。

ただし、 $S'_{i,j,k}$ は、セグメント間インターリーブを行なった後のk番目 ($k = 0 \sim 2$) のセグメントのキャリアシンボルである。

なお、1セグメント形式の場合には $k = 0$ となるため、キャリアローテーションは不要である。

$S'_{0,0,k}$	$S'_{1,0,k}$	$S'_{2,0,k}$...	$S'_{95,0,k}$
--------------	--------------	--------------	-----	---------------

↓

$S'_{(k \bmod 96),0,k}$	$S'_{(k+1 \bmod 96),0,k}$	$S'_{(k+2 \bmod 96),0,k}$...	$S'_{(k+95 \bmod 96),0,k}$
-------------------------	---------------------------	---------------------------	-----	----------------------------

図3.3.6.11.2.2-1(a) Mode 1のキャリアローテーション

$S'_{0,0,k}$	$S'_{1,0,k}$	$S'_{2,0,k}$...	$S'_{95,0,k}$
--------------	--------------	--------------	-----	---------------

↓

$S'_{(k \bmod 192),0,k}$	$S'_{(k+1 \bmod 192),0,k}$	$S'_{(k+2 \bmod 192),0,k}$...	$S'_{(k+191 \bmod 192),0,k}$
--------------------------	----------------------------	----------------------------	-----	------------------------------

図3.3.6.11.2.2-1(b) Mode 2のキャリアローテーション

$S'_{0,0,k}$	$S'_{1,0,k}$	$S'_{2,0,k}$...	$S'_{383,0,k}$
--------------	--------------	--------------	-----	----------------

↓

$S'_{(k \bmod 384),0,k}$	$S'_{(k+1 \bmod 384),0,k}$	$S'_{(k+2 \bmod 384),0,k}$...	$S'_{(k+383 \bmod 384),0,k}$
--------------------------	----------------------------	----------------------------	-----	------------------------------

図3.3.6.11.2.2-1(c) Mode 3のキャリアローテーション

図3.3.6.11.2.2-1 キャリアローテーション(告示第四十一号 別表第二号 別記第6)

表3.3.6.11.2.2-1 セグメント内キャリアランダマイズ(告示第四十一号 別表第二号 別記第7)

表3.3.6.11.2.2-1(a) Mode 1のセグメント内キャリアランダマイズ

前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
後	80	93	63	92	94	55	17	81	6	51	9	85	89	65	52	15	73	66	46	71	12	70	18	13

前	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
後	95	34	1	38	78	59	91	64	0	28	11	4	45	35	16	7	48	22	23	77	56	19	8	36

前	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
後	39	61	21	3	26	69	67	20	74	86	72	25	31	5	49	42	54	87	43	60	29	2	76	84

前	74	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
後	83	40	14	79	27	57	44	37	30	68	47	88	75	41	90	10	33	32	62	50	58	82	53	24

但し、図中の番号は、キャリアローテーション後のセグメント内キャリア番号を示す。

図中の「前」で示される値のキャリアのデータが、セグメント内キャリアランダマイズの結果、「後」に示されるキャリアのデータとなる。

表3.3.6.11.2.2-1(b) Mode 2のセグメント内キャリアランダマイズ

前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
後	98	35	67	116	135	17	5	93	73	168	54	143	43	74	165	48	37	69	154	150	107	76	176	79

前	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
後	175	36	28	78	47	128	94	163	184	72	142	2	86	14	130	151	114	68	46	183	122	112	180	42

前	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
後	105	97	33	134	177	84	170	45	187	38	167	10	189	51	117	156	161	25	89	125	139	24	19	57

前	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
後	71	39	77	191	88	85	0	162	181	113	140	61	75	82	101	174	118	20	136	3	121	190	120	92

前	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119
後	160	52	153	127	65	60	133	147	131	87	22	58	100	111	141	83	49	132	12	155	146	102	164	66

前	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
後	1	62	178	15	182	96	80	119	23	6	166	56	99	123	138	137	21	145	185	18	70	129	95	90

前	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167
後	149	109	124	50	11	152	4	31	172	40	13	32	55	159	41	8	7	144	16	26	173	81	44	103

前	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191
後	64	9	30	157	126	179	148	63	188	171	106	104	158	115	34	186	29	108	53	91	169	110	27	59

表3.3.6.11.2.2-1(c) Mode 3のセグメント内キャリアランダマイズ

前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
後	62	13	371	11	285	336	365	220	226	92	56	46	120	175	298	352	172	235	53	164	368	187	125	82

前	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
後	5	45	173	258	135	182	141	273	126	264	286	88	233	61	249	367	310	179	155	57	123	208	14	227

前	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
後	100	311	205	79	184	185	328	77	115	277	112	20	199	178	143	152	215	204	139	234	358	192	309	183

前	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
後	81	129	256	314	101	43	97	324	142	157	90	214	102	29	303	363	261	31	22	52	305	301	293	177

前	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119
後	116	296	85	196	191	114	58	198	16	167	145	119	245	113	295	193	232	17	108	283	246	64	237	189

前	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
後	128	373	302	320	239	335	356	39	347	351	73	158	276	243	99	38	287	3	330	153	315	117	289	213

前	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167
後	210	149	383	337	339	151	241	321	217	30	334	161	322	49	176	359	12	346	60	28	229	265	288	225

前	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191
後	382	59	181	170	319	341	86	251	133	344	361	109	44	369	268	257	323	55	317	381	121	360	260	275

前	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215
後	190	19	63	18	248	9	240	211	150	230	332	231	71	255	350	355	83	87	154	218	138	269	348	130

前	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239
後	160	278	377	216	236	308	223	254	25	98	300	201	137	219	36	325	124	66	353	169	21	35	107	50

前	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263
後	106	333	326	262	252	271	263	372	136	0	366	206	159	122	188	6	284	96	26	200	197	186	345	340

前	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

後	349	103	84	228	212	2	67	318	1	74	342	166	194	33	68	267	111	118	140	195	105	202	291	259
---	-----	-----	----	-----	-----	---	----	-----	---	----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

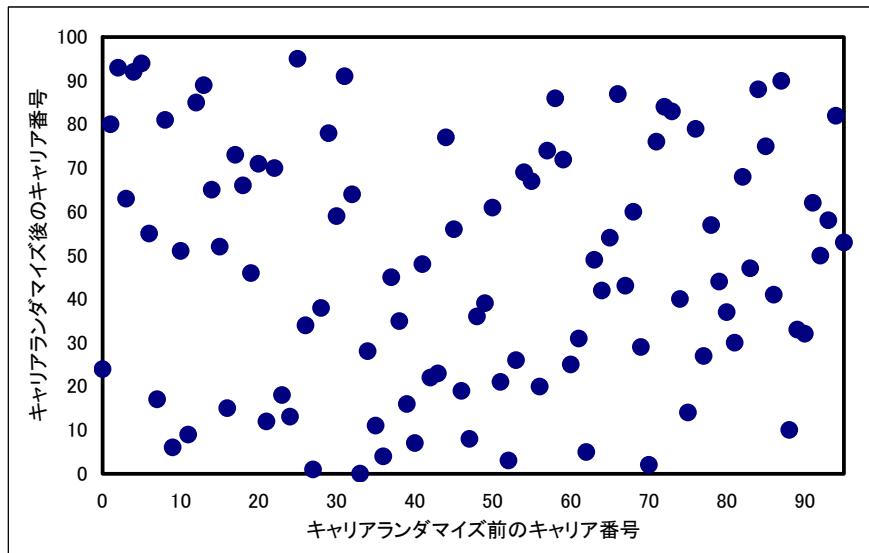
前	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311
後	23	171	65	281	24	165	8	94	222	331	34	238	364	376	266	89	80	253	163	280	247	4	362	379

前	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335
後	290	279	54	78	180	72	316	282	131	207	343	370	306	221	132	7	148	299	168	224	48	47	357	313

前	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359
後	75	104	70	147	40	110	374	69	146	37	375	354	174	41	32	304	307	312	15	272	134	242	203	209

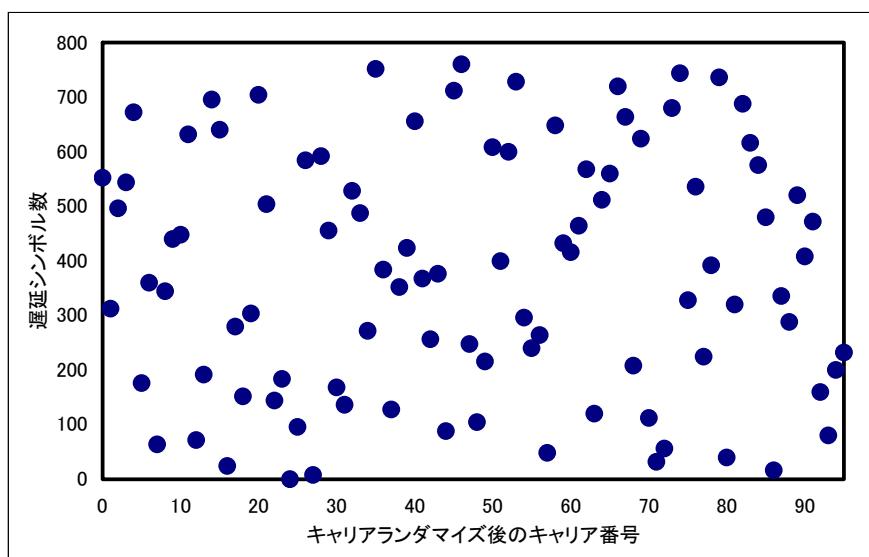
前	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383
後	380	162	297	327	10	93	42	250	156	338	292	144	378	294	329	127	270	76	95	91	244	274	27	51

図3.3.6.11.2.2-2(a) 及び(b)にキャリアランダマイズの説明図を示す。



(Mode 1, セグメント番号0、l=8)

図3.3.6.11.2.2-2(a) キャリアランダマイズ前後のキャリア配列



(Mode 1, セグメント番号0、l=8)

図3.3.6.11.2.2-2(b) 時間インターリーブ、キャリアランダマイズ後の配列

(理由)

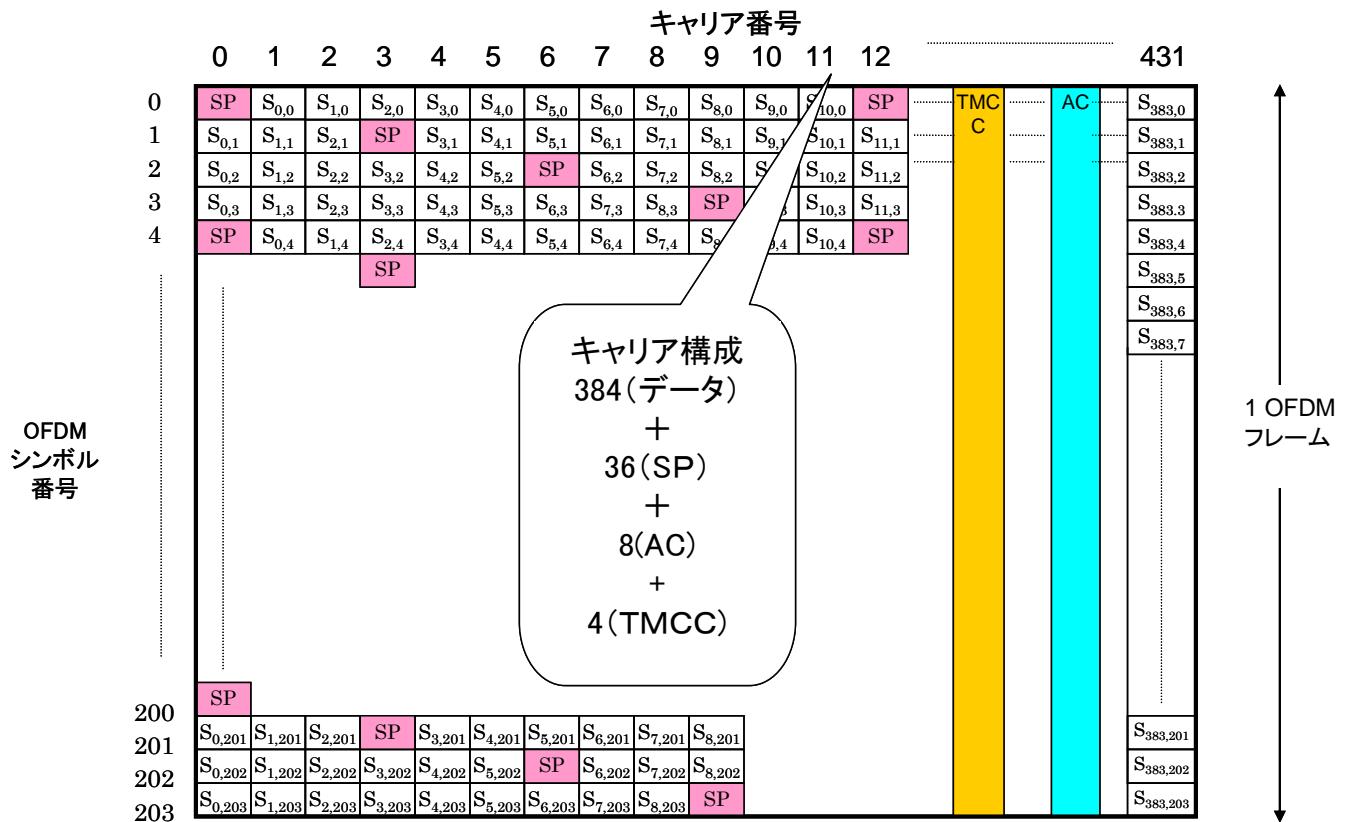
キャリアローテーション、キャリアランダマイズは、セグメント間インターリーブだけではインターリーブ後のキャリア配列周期と周波数方向のフェージング周期が一致した場合に特定のセグメントのキャリアがバースト的にエラーとなるため、キャリア配列の周期性を排除するために行なう。

3.3.6.12 フレーム構成

フレーム構成は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第11条(搬送波の変調等)第2項関係 別表第七号を適用することが望ましい。

3.3.6.11項までに示した方式により、送出情報は3.3.6.10項で示したデータセグメントに配置されている。

本項では、この情報に各種パイロット信号を付加し、OFDMセグメントを構成する。Mode 3の場合の、OFDMセグメント構成を図3.3.6.12-1に示す。



但し、S_{i,j}は、インターリーブ後のデータセグメント内のキャリアシンボルを表わす。

図3.3.6.12-1 同期変調部のOFDMセグメント構成

(省令 (標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 別表第七号 2)

SP (Scattered Pilot) は図に示す通り、キャリア方向に12キャリアに1回、シンボル方向に4シンボルに1回挿入される。ACおよびTMCCのキャリア配置を表3.5.12-1に示す。

また、CP (Continual Pilot) は連続キャリアであり、TMCC (Transmission and Multiplexing Configuration Control) は制御情報を伝送するための信号であり、AC (Auxiliary Channel) は、附加情報を伝送するための拡張用信号である。キャリア配置を表3.3.6.12-1に示す。

Mode 1の場合、キャリア番号は0から107とする。Mode 2の場合、キャリア番号は0から215とする。

(理由)

SPIは、キャリア方向に12キャリアに1回、シンボル方向に4シンボルに1回挿入している。すなわち受信側でSPをシンボル方向に補間すれば、3(12/4) キャリア間隔のSPを得ることができる。ガードインターバル長の最大値が有効シンボル長の1/4であることから、3キャリア間隔のSPIによる補間処理(伝送路特性推定)により、シンボル間干渉を生じない最大遅延時間までのマルチパスに対応することが可能である。なお原理的には4キャリア間隔のSPであればよいが、補間フィルタの特性などを考慮して、3キャリア間隔となる配置としている。また伝送路特性の時間変動を考慮し、シンボル方向には4シンボルに1回挿入している。

TMCC、AC(AC1)の配置は、マルチパスによる伝送路特性の周期的なディップによる影響を軽減するために、周波数方向にランダムとなるように配置している。

表3.3.6.12-1 同期変調部のACおよびTMCCのキャリア配置

セグメント番号	1	0	2
AC1_1	74	35	76
AC1_2	100	79	97
TMCC 1	47	49	31

(a) Mode 1のACおよびTMCCのキャリア配置

(告示第四十一号 別表第一号 別記第4)

セグメント番号	1	0	2
AC1_1	8	98	53
AC1_2	64	101	83
AC1_3	115	118	169
AC1_4	197	136	208
TMCC 1	85	23	25
TMCC 2	209	178	125

(b) Mode 2のACおよびTMCCのキャリア配置

(告示第四十一号 別表第一号 別記第5)

セグメント番号	1	0	2
AC1_1	76	7	61
AC1_2	97	89	100
AC1_3	112	206	119
AC1_4	197	209	209
AC1_5	256	226	236
AC1_6	305	244	256
AC1_7	332	377	398
AC1_8	388	407	424
TMCC 1	31	101	17
TMCC 2	191	131	194
TMCC 3	277	286	260

TMCC 4	409	349	371
--------	-----	-----	-----

(c) Mode 3のACおよびTMCCのキャリア配置
(告示第四十一号 別表第一号 別記第6)

3.3.6.13 パイロット信号

パイロット信号は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第13条（TMCCシンボル等）、第14条（SPシンボル、CPシンボルおよびACシンボル）関連 別表第十三、十四号を適用することが望ましい。

(a) スキヤッタードパイロット (SP)

スキヤッタードパイロットは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十四号を適用することが望ましい。

スキヤッタードパイロットは、図3.3.6.13-1に示す回路により生成されるPRBS（擬似ランダム符号系列）の出力ビット W_i に対しOFDMセグメントのキャリア番号 i に相当する W_i によりBPSK変調する。変調信号を表3.5.13-1に示す。

PRBS生成回路のレジスターの初期値は、1セグメントの中心周波数の位置のサブチャンネル番号によって定義される。サブチャンネル番号の定義およびサブチャンネル番号とセグメントの関係の例を図3.3.6.13-2に示す。サブチャンネル番号とは、地上テレビジョン放送で用いられている6MHz帯域幅をチューニングステップ1/7MHzごとに付けた番号である。6MHz帯域幅で制限され、6MHz帯域幅を超えてサブチャンネル番号は定義されない。図3.3.6.13-2には、中心サブチャンネル番号22の1セグメントの例を示している。サブチャンネル21, 22, 23で1セグメントを構成する。1セグメント単位の中心サブチャンネル番号とセグメントの W_i を生成するレジスターの初期値の対応表を表3.3.6.13-2に示す。

尚、6MHz帯域幅のチャンネル帯域が重なる部分が生じてもよく、その場合は、双方のチャンネルにてサブチャンネルを定義できる。

また、地上デジタルテレビジョン放送の部分受信部は中心サブチャンネル番号22であり、中心サブチャンネル番号22のPRBSの初期値は、テレビジョン放送の部分受信部のPRBSの初期値と一致しており、テレビジョン放送の部分受信に問題はない。

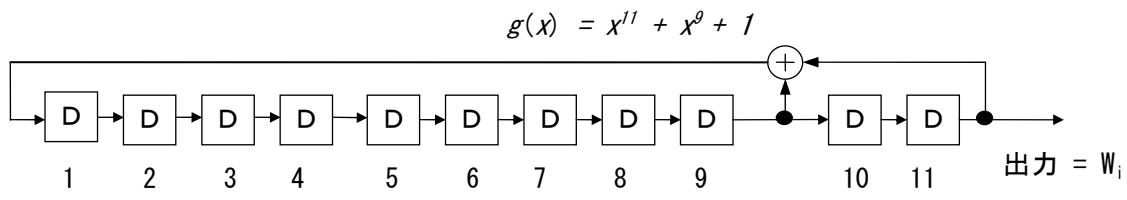


図3.3.6.13-1 PRBSの生成回路

表3.3.6.13-1 変調信号と W_i の値

W_i の値	変調信号の振幅 (I, Q)
1	(-4/3, 0)
0	(+4/3, 0)

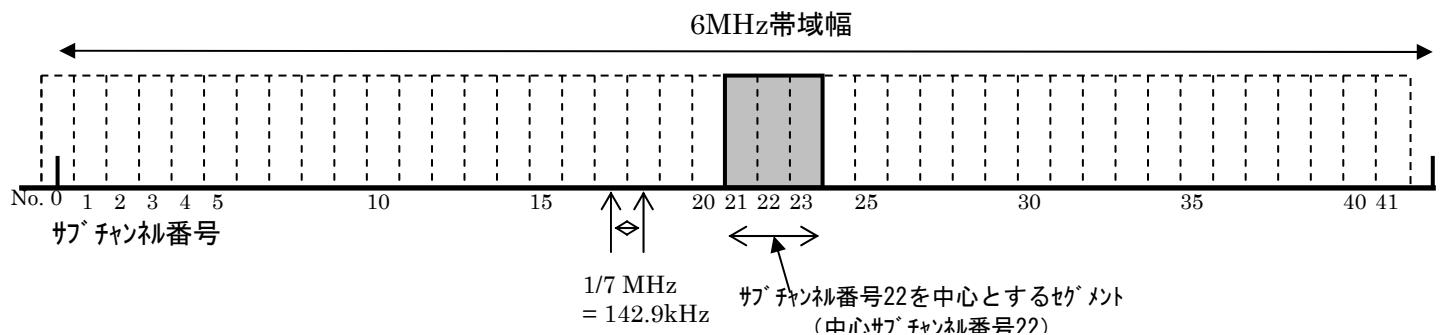


図3.3.6.13-2 サブチャンネル番号の定義およびサブチャンネル番号とセグメントの関係

表3.3.6.13-2 PRBSレジスターの初期値（低次から）

1セグメントの 中心サブチャンネル番号	Mode 1の初期値	Mode 2の初期値	Mode 3の初期値
41, 0, 1	11100100101	00011011110	11100011101
2, 3, 4	11111111111	11111111111	11111111111
5, 6, 7	11011001111	01101011110	11011100101
8, 9, 10	01101011110	11011100101	10010100000
11, 12, 13	01000101110	11001000010	01110001001
14, 15, 16	11011100101	10010100000	00100011001
17, 18, 19	00101111010	00001011000	11100110110
20, 21, 22	11001000010	01110001001	00100001011
23, 24, 25	00010000100	00000100100	11100111101
26, 27, 28	10010100000	00100011001	01101010011
29, 30, 31	11110110000	01100111001	10111010010
32, 33, 34	00001011000	11100110110	01100010010
35, 36, 37	10100100111	00101010001	11110100101
38, 39, 40	01110001001	00100001011	00010011100

(b) コンティニュアルパイロット(CP)

連続キャリアは、挿入されるキャリア位置（セグメント内キャリア番号）に従い、(a)で示したスキヤッタードパイロットと同様、 W_i の値に応じてBPSK変調する。変調信号を表3.3.6.13-1に示す。なお、変調位相はシンボル方向に同一位相とする。

(c) TMCC

TMCCは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十三号を適用することが望ましい。

TMCCは、3.3.6.15項で示す情報をDBPSK変調することで伝送される。3.3.6.15項で示す差動基準 B_0 は、 W_i に応じた値とし、TMCCの変調信号は差動符号化後の情報0、1に対して、 $(+4/3, 0)$ 、 $(-4/3, 0)$ の信号点をとるものとする。

差動符号化前の情報 B_1 から B_{203} に対し、差動符号化後の情報を B'_0 から B'_{203} としたとき、

$$B'_0 = W_i \quad (\text{差動基準})$$

$$B'_{k-1} = B'_{k-1} \oplus B_k \quad (k=1, 203, \oplus \text{は排他的論理和を示す})$$

(d) AC

ACは、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十三号を適用することが望ましい。

ACは、付加情報をDBPSK変調することで伝送される。なお、差動基準はTMCCと同様にフレームの先頭シンボルに配置され、 W_i に応じた値の信号点をとるものとする。ACの変調信号は差動符号化後の情報0、1に対して、 $(+4/3, 0)$ 、 $(-4/3, 0)$ の信号点をとるものとする。付加情報が無いときには、スタッフィングビットとして情報1を入れる。

（理由）

SP、CP、TMCC（差動基準）、AC（差動基準）は、PRBSの出力ビット列 W_i に対し、OFDMセグメントのキャリア番号*i*に相当する W_i によりBPSK変調することによって、各信号のキャリア位相のランダム化を図っている。

また、AC（AC1）は、パイルオフ信号の有効活用、すなわちTMCCのようにDBPSK変調して付加情報の伝送に使用する。ACは時間インターリーブによる遅延が生じない特性があり、遅延のない伝送路として、新規の情報伝送用途に利用できるよう拡張性を確保している。各放送事業者の運用形態により将来的な活用方法も事業者毎に異なる可能性が考えられるため、誤り訂正符号などの伝送路符号化の規定まではしていない。

ACは、固定の周波数位置に配置されるチャネルとし、セグメント構成に左右されない基本伝送路となる。また、ACの伝送容量は下記の表のようになる。

Mode 3, ガード比：1／8の場合

同期変調部セグメント		
種別	1個	3個
AC1	7.0 (kbps)	21.0 (kbps)

（誤り訂正符号なし）

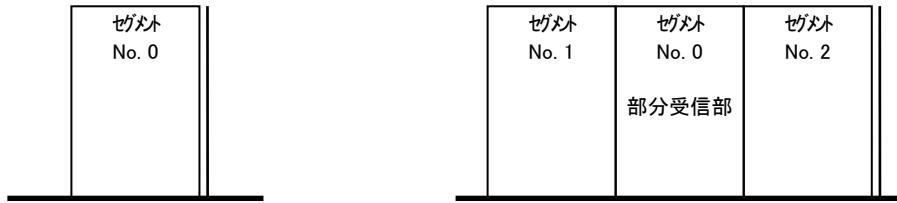
また、連結送信時にSP、CPなどの配置および位相パターンがそろったセグメントが送出されるとOFDM信号に周期性やピーク電力の増大が生じるため、混信妨害や送信機の線形性への要求条件が厳しくなる。これを避けるため、地上デジタルテレビジョン放送の方式に準じて基準信号キャリア配置にランダム性を持たせる。連結送信か否か受信機ではわからないので、このWiの初期値のセグメント位置による規定は、1セグメントあるいは3セグメントの単独送信であっても用いる。

3.3.6.14 伝送スペクトルの構成

伝送スペクトルの構成は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第11条（搬送波の変調等）関係 別表第五、六、八号を適用することが望ましい。

伝送スペクトル上のセグメント配置を図3.3.6.14-1に示す。単位送信波が3セグメント形式の場合、部分受信部は単位送信波帯域の中央部に配置される。連結送信の場合を含め、連続したセグメントによって構成される全帯域の右端（すなわち当該帯域の上端）には、連続キャリアを配置する。

帯域の右端キャリアに相当するPRBS出力ビット（図3.3.6.13-1を参照）をWrとすれば、上端の連続キャリアの変調信号はWr+1の値に応じてBPSK変調する。変調信号を表3.3.6.13-1に示す。



1セグメント形式の単位送信波を送信する場合 3セグメント形式の単位送信波を送信する場合

図3.3.6.14-1 伝送スペクトル上のOFDMセグメント配置

（省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第八号）

（理由）

帯域上端の連続キャリアは、隣接下端（伝送スペクトル構成において最も周波数の高いセグメント）のセグメントが同期変調部のセグメントの場合に、同期変調部のSPを補うためにSPの周期配置に相当する位置として、帯域の上端に連続キャリアを配置する。例えば、セグメントNo. 2が同期変調部のセグメントであれば、受信側でSPの補間による同期検波を行なう際にこの連続キャリアを利用できる。

3セグメント形式において、部分受信のセグメントは任意の配置ではなく、受信側でのチューニングの簡便性を考慮して中央（セグメントNo. 0）のセグメントとしている。

3.3.6.14.1 RF信号フォーマット

RF信号フォーマットは、省令(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式)第11条(搬送波の変調等)関係 別表第六号を適用することが望ましい。

搬送波を変調する信号の形式を規定する。

$$s(t) = \operatorname{Re} \left\{ e^{j \cdot 2\pi \cdot f_c \cdot t} \cdot \sum_{n=0}^{\infty} \sum_{b=0}^{S_1 + S_3 - 1} e^{-j \cdot \phi(b) \cdot n} \sum_{k=0}^{N(b)-1} c(b, n, k) \cdot \Psi(b, n, k, t) \right\}$$

where

$$\Psi(b, n, k, t) = \begin{cases} e^{j \cdot 2\pi \frac{\left(\sum_{i=0}^b N(i) - N(b) + k \right) - K_{f_c}}{T_u} \cdot (t - T_g - n \cdot T_s)} & n \cdot T_s \leq t < (n+1) \cdot T_s \\ 0 & \text{else} \end{cases}$$

$$\phi(b) = -2\pi \cdot \frac{T_g}{T_u} \left(\left(\sum_{i=0}^b N(i) - N(b) + K_c(b) \right) - K_{f_c} \right)$$

- n : シンボル番号
- S_1 : 1セグメント形式の単位送信波の数
- S_3 : 3セグメント形式の単位送信波の数
- b : 1セグメント形式及び3セグメント形式の単位送信波の番号（周波数軸上左端の単位送信波を0とする）
- k : 単位送信波ごとのキャリア番号（周波数軸上左端のキャリア番号を0とする）
- $N(b)$: 単位送信波 b のキャリア総数
(ただし、 $b \neq S_1 + S_3 - 1$ である単位送信波については、
1セグメント形式の場合、モード1:108、モード2:216、モード3:432、
3セグメント形式の場合、モード1:324、モード2:648、モード3:1296、
 $b = S_1 + S_3 - 1$ である単位送信波については、
送信波全体の周波数軸上右端にある CP を含めて
1セグメント形式の場合、モード1:109、モード2:217、モード3:433、
3セグメント形式の場合、モード1:325、モード2:649、モード3:1297)
- T_u : 有効シンボル期間長
- T_g : ガードインターバル期間長
(ただし、 $b \neq S_1 + S_3 - 1$ である単位送信波については、
1セグメント形式の場合、 $T_u = 7N(b)/3 \times 10^{-5}$ 、
3セグメント形式の場合、 $T_u = 7N(b)/9 \times 10^{-5}$ 、

次ページに続く

$b = S_1 + S_3 - 1$ である単位送信波については、

1 セグメント形式の場合、 $T_u = 7(N(b)-1)/3 \times 10^{-5}$ 、

3 セグメント形式の場合、 $T_u = 7(N(b)-1)/9 \times 10^{-5}$ 、

キャリア間隔： $1/T_u$)

T_s : シンボル期間長 ($T_s = T_u + T_g$)

f_c : 送信波に含まれるいずれかの OFDM セグメントの中央の周波数

K_{f_c} : f_c に対応するキャリア番号。(ただし、キャリア番号は、連結送信の場合を含め、送信波全体の周波数軸上左端のキャリア番号を 0 とし、送信波全体で連続した番号を用いて表す)

$K_c(b)$: 単位送信波 b の中央の周波数に対応するキャリア番号

(1 セグメント形式の場合、モード 1: 54、モード 2: 108、モード 3: 216、

3 セグメント形式の場合、モード 1: 162、モード 2: 324、モード 3: 648)

$c(b, n, k)$: 単位送信波 b 、シンボル番号 n 、キャリア番号 k に対応する複素信号点ベクトル

$s(t)$: RF 信号

3.3.6.14.2 ガードインターバルの付加

ガードインターバルの付加は、省令(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式)第11条(搬送波の変調等)関係 別表第五号を適用することが望ましい。

ガードインターバルは、図3.3.6.14.2-1に示す通り、IFFT後の出力データのうち、時間的に後端のガードインターバル長に相当するデータを、有効シンボルの前にそのまま付加する。

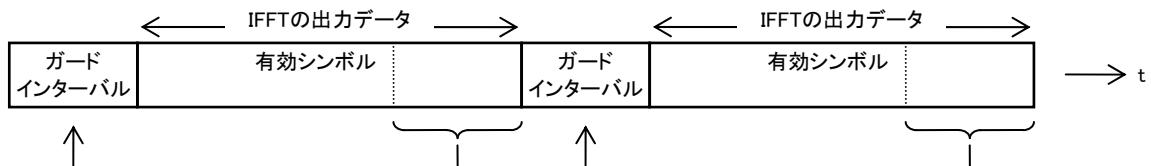


図3.3.6.14.2-1 ガードインターバルの付加

3.3.6.15 TMCC信号(Transmission and Multiplexing Configuration Control)

TMCC信号の情報符号化、伝送方式は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第13条(TMCCシンボル等)、14条(SPシンボル、CPシンボルおよびACシンボル)、15条(伝送主信号) 関係 別表第十一、十二、十三号および告示第四十二号(TMCC情報の構成) 別表第一号を適用することが望ましい。

(1) 概要

TMCC信号は、階層構成や各OFDMセグメントの伝送パラメータ等、受信機の復調動作に関わる情報を伝送するものである。TMCC信号は、3.3.6.13項で規定されるTMCCキャリアを用いて伝送される。

(2) ビット割り当て

TMCC信号のビット割り当ては、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十一号を適用することが望ましい。

TMCCキャリアの204ビット $B_0 \sim B_{203}$ の割り当てを表3.3.6.15-1に示す。

表3.3.6.15-1 ビット割り当て

B_0	差動復調の基準
$B_1 \sim B_{16}$	同期信号 ($w_0=0011010111101110$ 、 $w_1=1100101000010001$)
$B_{17} \sim B_{19}$	セグメント形式識別 (同期セグメント 000)
$B_{20} \sim B_{121}$	TMCC情報 (102ビット)
$B_{122} \sim B_{203}$	パリティビット

(3) 差動復調の基準

TMCC信号の差動復調の基準は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十三号 注1を適用することが望ましい。

差動復調の振幅及び位相基準は、3.3.6.13(c)のWiで与えられる。

(4) 同期信号

同期信号は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）別表第十一号 注2を適用することが望ましい。

同期信号は、16ビットのワードで構成される。同期信号には、 $w_0=0011010111101110$ とそれをビット反転した $w_1=1100101000010001$ の2種類あり、フレーム毎に w_0 と w_1 を交互に送出する。

同期信号の送出例を以下に示す。

フレーム番号 同期信号

1	0011010111101110
2	1100101000010001
3	0011010111101110

：

(注) フレーム番号は、説明のため便宜的に付けたものである。

(理由)

同期信号は、TMCC信号の同期及びOFDMのフレーム同期を確立するために用いられる。同期信号には16ビットのパターンを用いているが、同期信号と同一パターンがTMCC情報に存在する場合には疑似同期引き込みが生じてしまう。この疑似同期引き込みを防ぐためにフレーム毎に同期信号の極性反転を行っている。TMCC情報はフレーム毎に反転しないため、同期信号を2フレームに渡って保護することで疑似同期引き込みを防ぐことができる。

(5) セグメント形式識別

セグメント形式識別は、省令(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式)別表第十一号 注3を適用することが望ましい。

セグメント形式識別は、そのセグメントが差動変調部であるか同期変調部であるかを識別するための信号である。3ビットのワードで構成され、差動変調部の場合には「111」、同期変調部の場合には「000」が割り当てられる。本システムの場合は、同期変調部にあたるため「000」が割り当てられる。

(6) TMCC情報

TMCC情報は、告示第四十二号(TMCC情報の構成)別表第一号を適用することが望ましい。

TMCC情報には、システム識別、伝送パラメータ切替指標、緊急警報放送用起動フラグ、カレント情報、ネクスト情報を伝送する。カレント情報は、現在の階層構成及び伝送パラメータを記述し、ネクスト情報には切り替え後の伝送パラメータ等を記述する。

ネクスト情報は、カウントダウン開始前の任意の時間で設定、あるいは変更を行うことができるが、カウントダウン中は変更できないものとする。

TMCC情報のビット割り当てを表3.3.6.15-2に示す。また、伝送パラメータ情報を表3.3.6.15-3に示す。

102ビットあるTMCC情報のうち、現在90ビットが定義されているが、残りの12ビットは将来の拡張用としてリザーブする。このリザーブビットには、すべて「1」をスタッフィングする。

なお、地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため、一部のビット割り当ての使用は不可とする。

表3.3.6.15-2 TMCC情報（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号）

ビット割当て	説明		備考
B ₂₀ ～B ₂₁	システム識別		表3.3.6.15-4 参照
B ₂₂ ～B ₂₅	伝送パラメータ切替指標		表3.3.6.15-5 参照
B ₂₆	緊急警報放送用起動フラグ		表3.3.6.15-6 参照
B ₂₇	カレント情報	形式識別フラグ	表3.3.6.15-7 参照
B ₂₈ ～B ₄₀		A階層伝送パラメータ情報	表3.3.6.15-3 参照
B ₄₁ ～B ₅₃		B階層伝送パラメータ情報	
B ₅₄ ～B ₆₆		使用不可*	すべて「1」
B ₆₇	ネクスト情報	形式識別フラグ	表3.3.6.15-7 参照
B ₆₈ ～B ₈₀		A階層伝送パラメータ情報	表3.3.6.15-3 参照
B ₈₁ ～B ₉₃		B階層伝送パラメータ情報	
B ₉₄ ～B ₁₀₆		使用不可*	すべて「1」
B ₁₀₇ ～B ₁₀₉	連結送信位相補正量		表3.3.6.15-12 参照
B ₁₁₀ ～B ₁₂₁	リザーブ		すべて「1」

*：地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため使用不可とし、未使用的階層を意味する情報を割り付ける。

表3.3.6.15-3 伝送パラメータ情報（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第5）

説明	ビット数	備考
キャリア変調方式	3	表3.3.6.15-8 参照
置込み符号化率	3	表3.3.6.15-9 参照
インターリープ長	3	表3.3.6.15-10 参照
セグメント数	4	表3.3.6.15-11 参照

（理由）

TMCC信号のビット割付は、部分受信の有無、階層数によらず位置を固定とした。これは、TMCC信号の復号処理を容易にし、受信機の負担を軽減させるためである。

階層構成及び伝送パラメータは、現在の情報（カレント情報）と切り替え後の情報（ネクスト情報）を同時に送るようにしている。これは、カウントダウン中に受信機の電源が投入された場合やチャンネル切り替えを行った場合を想定し、カレント情報を用いることで受信機のレスポンスを向上させることを目的としている。

連結送信位相補正量については、復調するセグメントと上隣接セグメントとの位相補正量を送る。このデータを用いて、上隣接セグメント下端のキャリア位相を補正できることになり、同期変調セグメントについても連結送信時に復調が可能となる。

ア システム識別

システム識別の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第1を適用することが

望ましい。

システム識別用の信号に2ビット割り当てる。本システムには「01」を割り当てる。残りの値は、リザーブとする。システム識別の割り当てを表3.3.6.15-4に示す。

表3.3.6.15-4 システム識別（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第1）

値	意味
00	13セグメントを使用する地上デジタルテレビジョン放送システム
01	本提案システム
10、11	リザーブ

（理由）

システム識別は、地上デジタルテレビジョン放送、および本システムを識別するために設けた信号である。受信機は、システム識別を見ることにより、それぞれのシステムに対応した復号処理を行うことができる。ビット数は、将来の拡張性を考慮して2ビットを割り当てる。

イ 伝送パラメータ切替指標

伝送パラメータ切替指標の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第2を適用することが望ましい。

伝送パラメータを切り替える場合には、伝送パラメータ切り替え指標をカウントダウンすることにより、受信機に切り替えの通知とタイミングの通知を行う。通常は「1111」の値を取るが、伝送パラメータを切り替える場合には、切り替える15フレーム前からフレーム毎に1ずつ減算する。なお、「0000」の次は、「1111」に戻るものとする。切り替えタイミングは、「0000」を送出する次のフレーム同期とする。すなわち、新たな伝送パラメータは、「1111」に戻ったフレームから適用する。伝送パラメータ切替指標を表3.3.6.15-5に示す。

表3.3.6.15-5 伝送パラメータ切替指標（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第2）

値	意味
1111	通常の値
1110	切り替え15フレーム前
1101	切り替え14フレーム前
1100	切り替え13フレーム前
:	:
0010	切り替え3フレーム前
0001	切り替え2フレーム前
0000	切り替え1フレーム前
1111	新たな伝送パラメータを適用

（理由）

階層構成や伝送パラメータなどの編成情報は、放送事業者の運用により任意のタイミングで切り替わる可能性がある。受信機は、伝送パラメータ切り替え指標を常に監視し、カウントダウンを検知することで編成情報の切り替えを知ることができる。カウントダウンを検知した時点でネクスト情報を取り込み、切り替えに備えて待機することになる。また、カウントダウン前のネクスト情報は、放送事業者の都合により直前で変更される可能性があるので、カウントダウン中に送られたネクスト情報を最終情報とする。

ウ 緊急警報放送用起動フラグ

緊急警報放送用起動フラグの情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第3を適用することが望ましい。

受信機への起動制御が行われている場合には起動フラグを「1」とし、起動制御が行われていない場合には起動フラグを「0」とする。緊急警報放送用起動フラグの割り当てを表3.3.6.15-6に示す。

表3.3.6.15-6 緊急警報放送用起動フラグ（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第3）

値	意味
0	起動制御なし
1	起動制御あり

エ 形式識別フラグ

形式識別フラグの情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第4を適用することが望ましい。

1セグメント形式の場合には「0」、3セグメント形式の場合には「1」とする。形式識別フラグの割り当てを表3.3.6.15-7に示す。3セグメント形式の場合は、部分受信階層（すなわち中央部の1セグメント部分）はA階層で指定されるものとする。なお、ネクスト情報において、その情報が確定していない場合には「1」とする。

表3.3.6.15-7 形式識別フラグ（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第4）

値	意味
0	1セグメント形式(部分受信なし)
1	3セグメント形式(部分受信あり)

（理由）

地上デジタルテレビジョン放送の場合には、形式識別フラグは部分受信フラグであり、1セグメント形式の場合には、部分受信無し、3セグメント形式の場合には部分受信ありに相当する。このため、地上デジタルテレビジョン放送の解釈に従った場合にも、セグメント形式識別と矛盾がない。

カ キャリア変調方式

キャリア変調方式の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第6を適用することが望ましい。

キャリア変調方式の割り当てを表3.3.6.15-8に示す。

なお、未使用の階層、又はネクスト情報が存在しない場合は「111」とする。

表3.3.6.15-8 キャリア変調方式（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第6）

値	意味
000	使用不可*
001	QPSK
010	16QAM
011	使用不可*
100～110	リザーブ
111	未使用の階層

*：地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため使用不可とする

（理由）

地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため、一部の値は使用不可とする。また、地上デジタルテレビジョン放送の階層数が3であることとの互換性を保つため、使用しない階層が存在する（1セグメント形式のB階層およびC階層、3セグメント形式のC階層）。この場合には、「111」を割り当てる。また、放送終了時などでネクスト情報が存在しない場合も同様に「111」を割り当てる。

キ 置込み符号化率

置込み符号化率の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第7を適用することが望ましい。

置込み符号化率の割り当てを表3.3.6.15-9に示す。

なお、未使用の階層、又はネクスト情報が存在しない場合は「111」とする。

表3.3.6.15-9 置込み符号化率（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第7）

値	意味
000	1/2
001	2/3
010	使用不可*

011	使用不可*
100	使用不可*
101~110	リザーブ
111	未使用的階層

* : 地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため使用不可とする

(理由)

地上デジタルテレビジョン放送との互換性を保つため、一部の値は使用不可とする。

ク インターリーブ長

インターリーブ長の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第8を適用することが望ましい。

時間インターリーブ長の割り当てを表3.3.6.15-10に示す。

なお、未使用的階層、又はネクスト情報が存在しない場合は「111」とする。

表3.3.6.15-10 インターリーブ長（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第8）

値	意味
000	0 (Mode 1)、0 (Mode 2)、0 (Mode 3)
001	4 (Mode 1)、2 (Mode 2)、1 (Mode 3)
010	8 (Mode 1)、4 (Mode 2)、2 (Mode 3)
011	16 (Mode 1)、8 (Mode 2)、4 (Mode 3)
100	32 (Mode 1)、16 (Mode 2)、8 (Mode 3)
101~110	リザーブ
111	未使用的階層

表3.5.11-1の時間軸インターリーブにおけるIの値を示す。

ケ セグメント数

セグメント数の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第9を適用することが望ましい。

セグメント数の割り当てを表3.3.6.15-11に示す。

なお、未使用的階層、又はネクスト情報が存在しない場合は「1111」とする。

表3.3.6.15-11 セグメント数（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第9）

値	意味
0000	リザーブ
0001	セグメント数 1

0010	セグメント数2
0011～1110	リザーブ
1111	未使用的階層

(理由)

TMCC情報で階層数は伝送されないが、キャリア変調方式、畳込み符号化率、時間インターリーブ長、セグメント数等の情報がある数値に設定されている（未使用的階層に設定されていない）ことで階層数を容易に知ることができる。

セグメント数は、その階層が使用するセグメント数が指定される。1セグメント形式では常にセグメント数1が指定される。一方、3セグメント形式では、A階層（部分受信階層）はセグメント数1、B階層はセグメント数2が指定されることになる。

コ 連結送信位相補正量

連結送信位相補正量の情報は、告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第10を適用することが望ましい。

連結送信位相補正量の割り当てを表3.3.6.15-12に示す。

連結送信（5章）において、受信するセグメントが上隣接セグメントの下端キャリアを基準信号として利用する場合、当該キャリアの位相をシンボル毎に補正するために使用する。

連結送信で無い場合も含め、位相補正がない場合は「111」とする。地上デジタルテレビジョン放送の部分受信においては、受信できるセグメントが中央（セグメント番号0）に限られ、送受ともに中心周波数が一致するため、位相補正が必要ない。地上デジタルテレビジョン放送のB₁₀₇～B₁₀₉は「111」を送信するため問題は生じない。

表3.3.6.15-12 連結送信位相補正量（告示第四十二号（TMCC情報の構成）別表第一号 別記第10）

値 (B ₁₀₇ B ₁₀₈ B ₁₀₉)	意味 ($\times 2\pi$)
000	-1/8
001	-2/8
010	-3/8
011	-4/8
100	-5/8
101	-6/8
110	-7/8
111	0(位相補正なし)

(理由)

連結送信は、送信側で複数のセグメント信号を一括して生成したOFDM信号から、希望するセグメント（1or3）のみを選択的に受信するための送信形態である。受信機では受信セグメントの中心周波数で受信するので、一般に、送信信号の中心周波数と受信側の中心周波数は異なっている。

このため、送信信号の中心周波数f_tと受信セグメントの中心周波数f_rとの差分△fにより、ガードインターバル期間に受信側の位相が進み、シンボルが正しく復調できない場合が生じる。送信信号の中心

周波数に対する受信セグメントの相対位置を用いて、予め送信側で位相差をつけて送る。

受信側では、受信セグメント内で復調が完結できれば問題は生じないが、同期復調のセグメントについては、上隣接セグメントの下端のキャリアを復調に使用するため、上隣接セグメントの位相補正量を知る必要がある。したがって、TMCCを用いて受信セグメントと上隣接セグメントの位相差を送る。

(7) 伝送路符号化方式

TMCCの伝送路符号化方式は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第13条(TMCCシンボル等)第2項関係 別表第十二号 2を適用することが望ましい。

TMCC情報B₂₀～B₁₂₁は、差集合巡回符号(273, 191)の短縮符号(184, 102)で誤り訂正符号化する。以下に(273, 191)符号の生成多項式を示す。

$$\begin{aligned}g(x) = & x^{82} + x^{77} + x^{76} + x^{71} + x^{67} + x^{66} + x^{56} + x^{52} + x^{48} \\& + x^{40} + x^{36} + x^{34} + x^{24} + x^{22} + x^{18} + x^{10} + x^4 + 1\end{aligned}$$

(理由)

TMCC情報は、伝送パラメータの指定や受信機の制御を行うための重要な信号であるため、データ信号より高い信頼性が求められる。データ信号には、置込み符号とRS符号による連接符号が用いられるが、受信機で復号回路の共用が難しいこと、また、ブロック符号を用いた別系統による処理が処理遅延の点で有利なことなどから、誤り訂正符号には差集合巡回符号(273, 191)の短縮符号(184, 102)を採用した。また、TMCC信号は複数のキャリアで伝送されるため、信号をアナログ加算することにより所要C/Nを下げ、受信性能を向上させることができある。これらの誤り訂正技術と加算処理により、TMCC信号はデータ信号より小さなC/Nで受信可能である。

誤り訂正区間には、同期信号とセグメント形式識別を含めていない。これは、全てのTMCC情報でパリティビットと同じにするため、パリティビットを含めたビット毎多数決を可能にした。

(8) 変調方式

TMCCの変調方式は、省令（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式）第十三条(TMCCシンボル等) 4を適用することが望ましい。

TMCCキャリアの変調方式はDBPSKとする。(3.3.6.13 (c) 参照)

(理由)

TMCCキャリアの変調方式は、所要C/Nが小さく、復調処理が容易なDBPSKを採用した。

3.3.6.16 送信信号系統の例

3セグメント形式（2階層、QPSK 2/3、部分受信部、16QAM 1/2、2セグメント使用）、1/8ガードインターバルの場合の、伝送路符号化部のクロック系統の例を図3.3.6.16-1に示す。図中のFsはFFTサンプルクロックである。

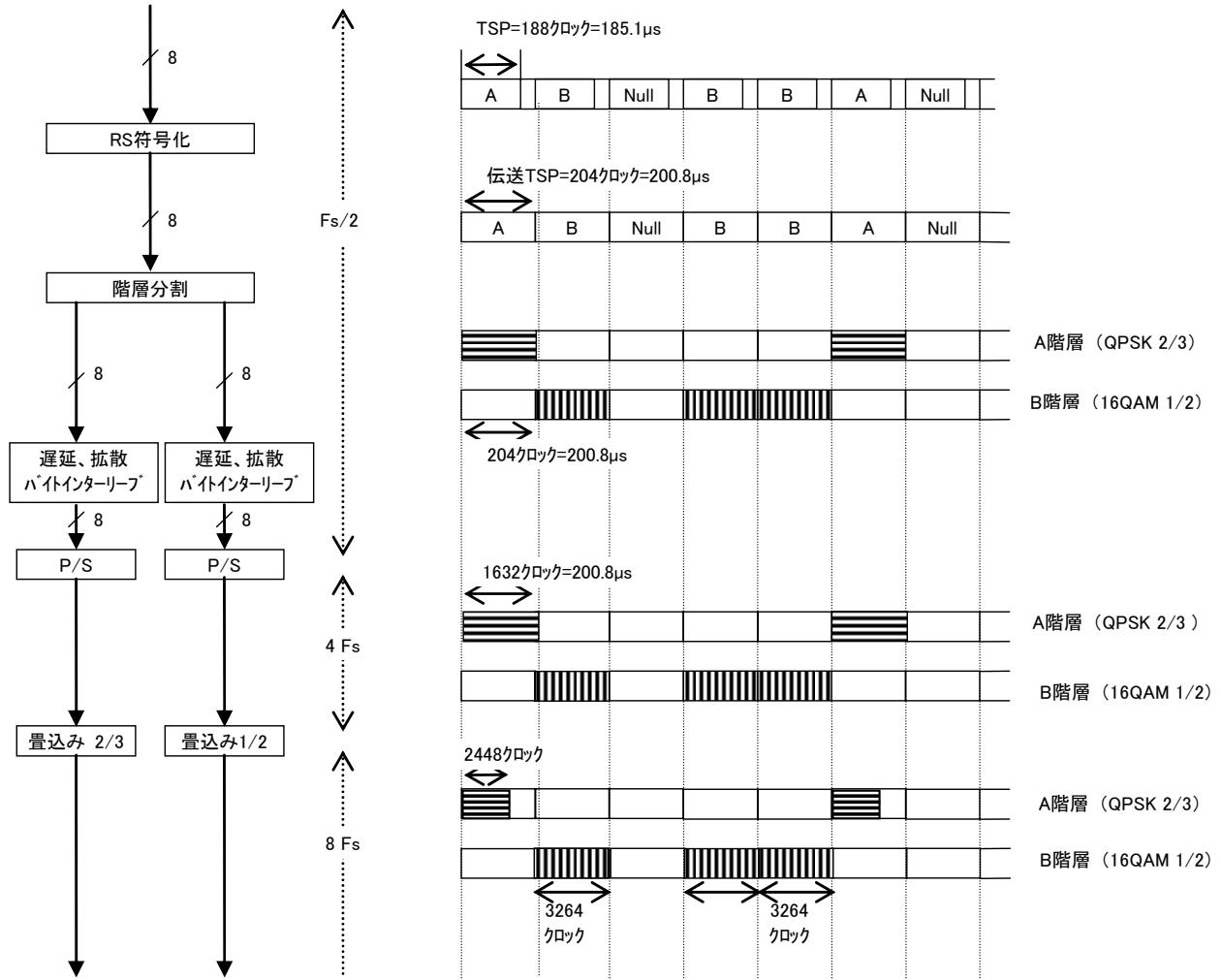


図3.3.6.16-1(a) 送信信号系統の例

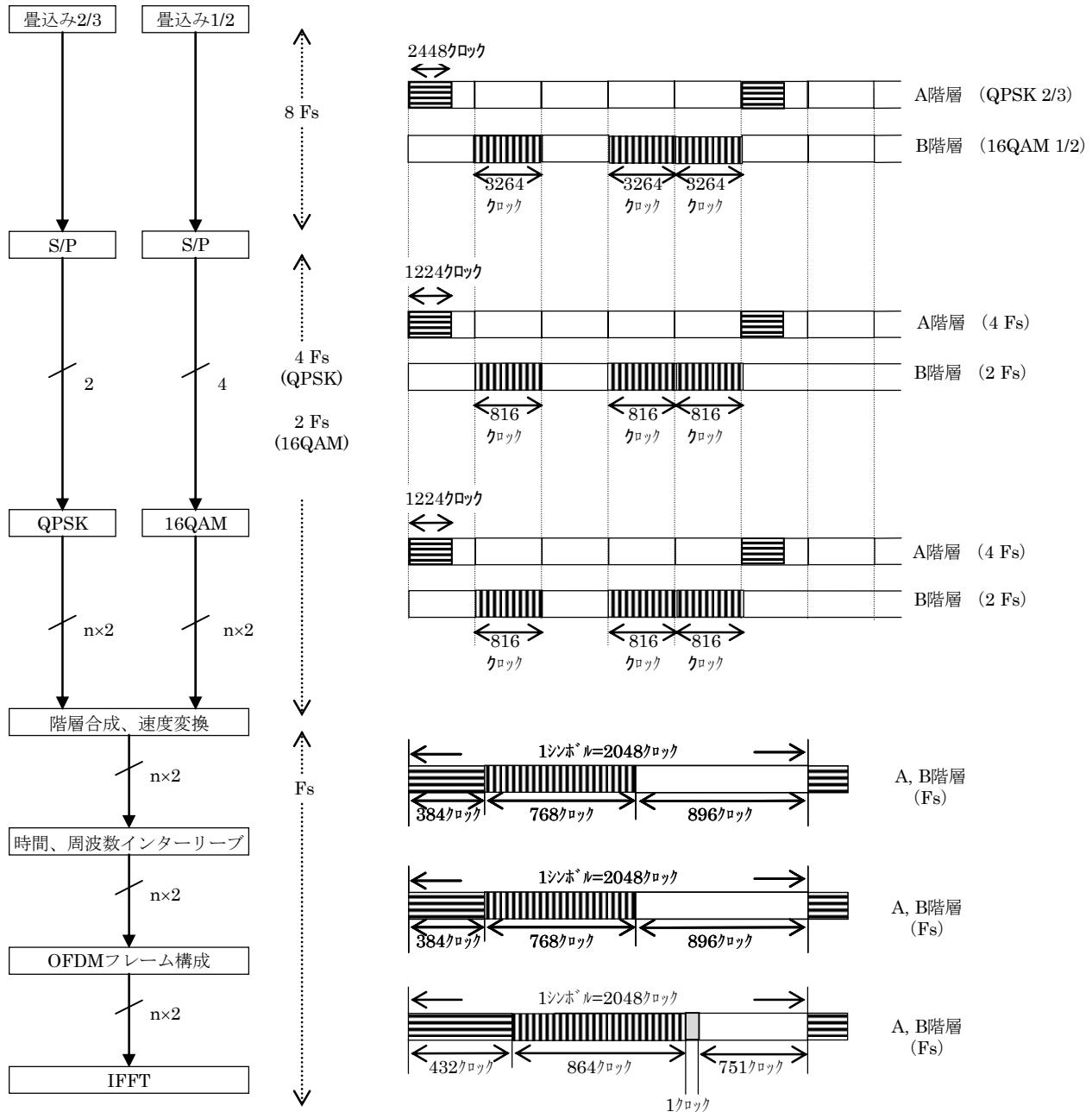


図3.3.6.16-1 (b) 送信信号系統の例

3.3.7 連結送信時の信号形式

3.3.7.1 連結送信の構成

連結送信は、複数のセグメント（1セグメント形式あるいは3セグメント形式）をガードバンドなしに同一送信点より送信することと定義する。TS1、TS2およびTS3の3個のTSを連結送信する例を図3.6.1-1に示す。各TSは単独送信の時と同様に、図3.3.7.1-1の系統に従い、誤り訂正、インターリーブ、キャリア変調などを行いOFDMフレーム構成される。OFDM構成された各TS信号は、連結送信の形式となるようにIFFT入力への割り付けが行われ、一括してOFDM信号が生成される。

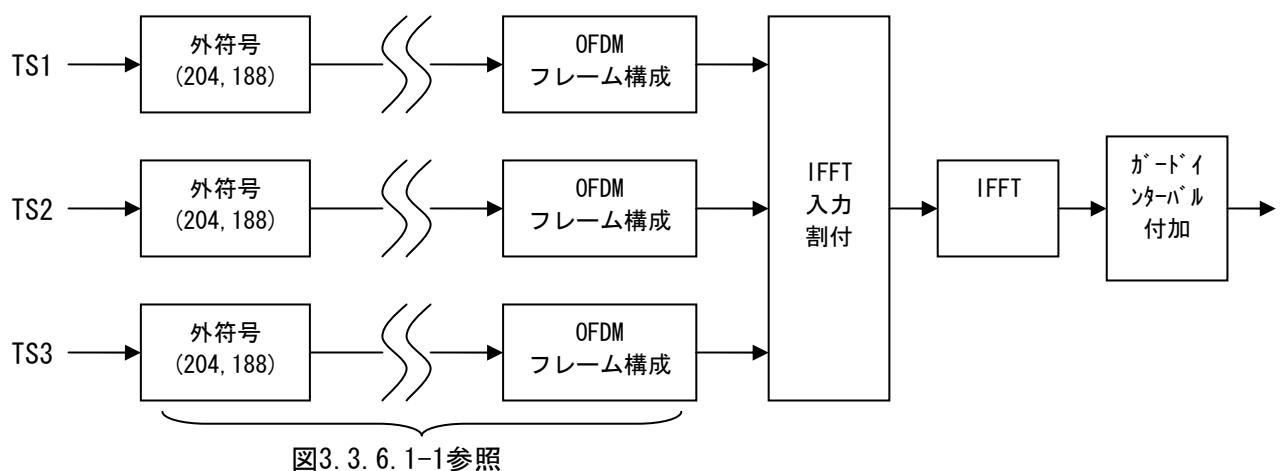


図3.3.7.1-1 連結送信の例（3個のTSを連結送信）

3.3.7.2 連結送信時のCPキャリア

単独送信では1セグメント形式および3セグメント形式共に、図3.3.7.2-1に示すように、帯域上端にCPキャリアを1本追加し、同期変調セグメントの復調基準信号としている。

一方、連結送信においては、図3.3.7.2-2に示すように、受信するセグメントから見て上隣接セグメントの下端のキャリアをCPとして準用できるため、連結される全帯域の上端に、3.3.6.13 (b) の規定に従ってCPを1本追加すればよい。

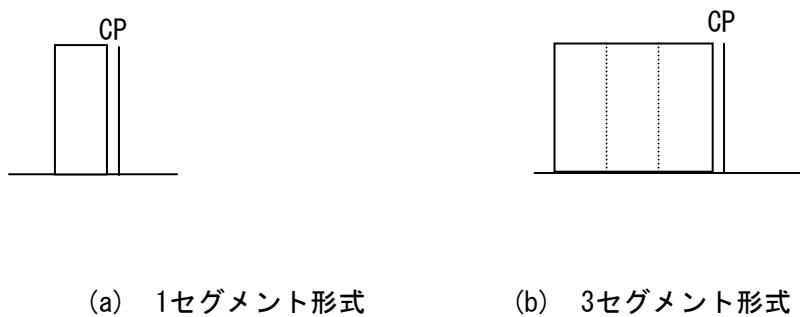


図3.3.7.2-1 単独送信のCPキャリア配置

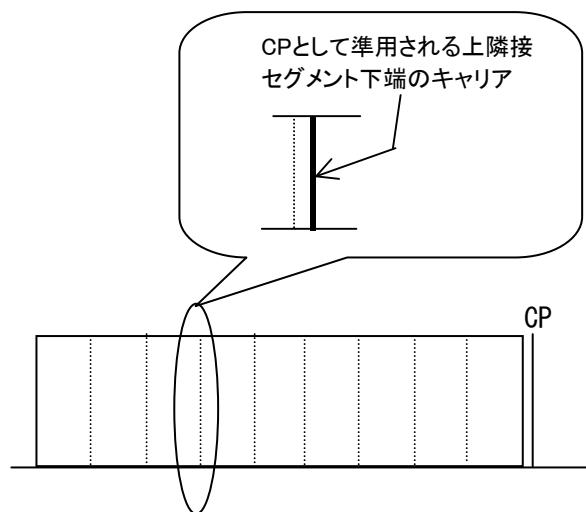


図3.3.7.2-2 連結送信のCPキャリア配置

3.3.7.3 連結送信におけるセグメント信号の位相補正

3.3.7.3.1 送信信号

連結送信のベースバンド信号の直流成分に対応するRF周波数 (f_t) と復調するセグメント (1 or 3) のRF中心周波数 (f_r) の差に応じて決められる位相回転をシンボル毎に施して送信する。中心周波数の差 ($f_r - f_t$) をセグメントの個数で規定し、位相回転補償量 ϕ を表3.3.7.3.1-1のように定義する。尚、連結送信の帯域端のCPIはこれを使用するセグメントと同じ位相回転補償量とする。

表3.3.7.3.1-1 シンボル毎の送信側位相回転補償量 ϕ ($\times 2\pi$)

モード	ガード比	中心周波数の差 ($f_r - f_t$)														
		-n	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+n
1	1/32	-mod(3n,8)/8	-2/8	-7/8	-4/8	-1/8	-6/8	-3/8	0	3/8	6/8	1/8	4/8	7/8	2/8	mod(3n,8)/8
	1/16	-mod(3n,4)/4	-2/4	-3/4	0	-1/4	-2/4	-3/4	0	3/4	2/4	1/4	0	3/4	2/4	mod(3n,4)/4
	1/8	-mod(n,2)/2	0	-1/2	0	-1/2	0	-1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	mod(n,2)/2
	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	1/32	-mod(3n,4)/4	-2/4	-3/4	0	-1/4	-2/4	-3/4	0	3/4	2/4	1/4	0	3/4	2/4	mod(3n,4)/4
	1/16	-mod(n,2)/2	0	-1/2	0	-1/2	0	-1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	mod(n,2)/2
	1/8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	1/32	-mod(n,2)/2	0	-1/2	0	-1/2	0	-1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	mod(n,2)/2
	1/16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1/8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※Mod(i, j) は i を j で割ったあまりを示す

送信側の位相回転周期は最長の場合8シンボル周期となり、累積の位相量は2フレームで $2n\pi$ となる。このため、TMCCの同期ワードがW₀となるフレームの先頭シンボルにおいて位相回転量を0と規定する。

3.3.7.3.2 受信信号

受信するセグメント (1or3) が上隣接セグメント下端のキャリアを基準信号として利用する場合は、受信セグメントと位相を対応させるため、受信機において当該キャリアの位相をシンボル毎に補正する必要がある。位相補正量を、伝送モードとガードインターバル比をパラメータとして表3.3.7.3.2-1に示す。

表3.3.7.3.2-1 上隣接セグメントの下端キャリアに施すシンボル毎の補正量 $\Delta\phi$ ($\times 2\pi$)

		上隣接セグメントの形式		
		ガード比	1	3
受信セグメントの形式	1	1/32	-3/8 (I)、-3/4(II)、-1/2 (III)	-6/8 -2/4、 0
	1	1/16	-3/4、 -1/2、 0	-2/4 0、 0
	1	1/8	-1/2、 0、 0	0、 0、 0
	1	1/4	0、 0、 0	0、 0、 0
受信セグメントの形式	3	1/32	-6/8、 -2/4、 0	-1/8、 -1/4、 -1/2
	3	1/16	-2/4、 0、 0	-1/4、 -1/2、 0
	3	1/8	0、 0、 0	-1/2、 0、 0
	3	1/4	0、 0、 0	0、 0、 0

(I、 II、 III) はモードを表す。

3.3.7.3.3 TMCC情報

受信機における補正量は、TMCC情報のリザーブ領域の3ビットを使用して受信機に伝送する。詳細は、3.3.6.15節TMCC信号を参照とする。

尚、地上デジタルテレビジョン放送の部分受信においては、受信できるセグメントが中央に限られ送受共に中心周波数が一致するため、上記の位相補正を必要としない。

(理由)

- ・送信信号に対する位相補正

連結送信は、送信側で複数のセグメント信号を一括して生成したOFDM信号から、希望するセグメント(1or3)のみを選択的に受信するための送信形態である。受信機では受信セグメントの中心周波数で受信するので、一般に、送信信号の中心周波数と受信側の中心周波数は異なっている。

このため、送信信号の中心周波数 f_t と受信セグメントの中心周波数 f_r との差分 Δf により、ガード期間に受信側の位相が進み、シンボルを正しく復調できない場合が生じる。送信信号に対する位相補正是、送信信号の中心周波数に対するセグメントの相対位置を用いて、予め位相差を相殺するために行う。補正量は、補正後の位相差が $2n\pi$ となるように決められる。

- ・受信信号に対する位相補正

送信信号の位相補正によって受信信号のセグメント間に位相差があるため、復調に上隣接セグメント下端のキャリアを使用する同期変調セグメントの受信については、上隣接セグメント下端のキャリア位相を逆補正しなければならない。

3.3.7.4 連結送信時のパラメータの制限事項

(1) 複数の波で同じモードを使用する

連結送信ではOFDMシンボル同期をお互いに取る必要があることから、シンボル長の異なるモードを混在させることはできない。

(2) 複数の波で同じガードインターバル長を使用する

上記(1)と同じ理由により、異なるガードインターバルを使用するとOFDMシンボル長が異なってしまう。

(3) 同一のIFFTにより変調を行う

上下のセグメントで共用するキャリアが存在する。また、周波数同期を完全に取ることが必要であることから、同じIFFT(サイズはキャリア数に応じて多くなる)を用いて変調することが好ましい。表3.3.7.4-1に、連結送信時の総セグメント数に対するIFFTサイズの推奨値を示す。

表3.3.7.4-1 使用セグメント数とIFFTサイズ

モード		総セグメント数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1	キャリア 総数	109	217	325	433	541	649	757	865	973	1081	1189	1297	1405	1513
	IFFT サイズ	256	512		1024			2048							
	IFFT 次数	8	9		10			11							
2	キャリア 総数	217	433	649	865	1081	1297	1513	1729	1945	2161	2377	2593	2809	3025
	IFFT サイズ	512	1024		2048			4096							
	IFFT 次数	9	10		11			12							
3	キャリア 総数	433	865	1297	1728	2161	2593	3025	3457	3889	4321	4753	5185	5617	6049
	IFFT サイズ	1024	2048		4096			8192							
	IFFT 次数	10	11		12			13							

(4) 連結送信の帯域幅は6MHz越えない

CP、SPの位相を規定するWiの連續性が6MHz帯域端で保証されないため、連結送信の帯域幅は6MHzを越えないこととし、6MHz帯域端をまたがるセグメントの連結は不可とする。すなわち、中心サブチャンネル番号38と41のセグメントの連結は行わない。同様に、中心サブチャンネル番号39と0、および40と1の連結も不可とする。

3.3.8 置局条件

3.3.8.1 チャンネルプランを検討する上で標準とする伝送パラメータと受信条件

チャンネルプランを検討する上で標準とする伝送パラメータおよび受信条件については、表3.3.8.1-1および3.3.8.1-2に示す3通りとする。また、各ケースにおける各種マージンの設定にあたって基準とすべき正受信率については、表3.3.8.1-3に示すとおりとする。

表3.3.8.1-1 チャンネルプランを検討する上で標準とする受信条件

	受信形態	受信条件	受信アンテナ	アンテナゲイン (相対利得)	アンテナ高
ケース1	移動受信	自動車	$1/4\lambda$ ^(注1)	-3dB	1.5m
ケース2	携帯受信	屋内／屋外	$1/4\lambda$ ^(注1)	-15dB ^(注2)	
ケース3	固定受信	屋外固定アンテナ	$1/4\lambda$ ^(注1)	-3dB	4m

注1：混信等を検討する際に必要となるFM放送用受信アンテナは、平成10年電通技審答申「FM放送局の置局に関する技術的条件」(諮問第92号)に規定されているとおりとする。

注2：ARIB標準規格STD-B30「地上デジタル音声放送用受信装置」に記載されているVHF受信アンテナの種類と利得のうち、イヤホンアンテナの利得範囲の平均値とした。

表3.3.8.1-2 チャンネルプランを検討する上で標準とする伝送パラメータ

	セグメント形式	モード	ガードインターバル比	変調方式	置み込み符号
ケース1	1または3	1、2 または3	1/4、1/8、 1/16または 1/32	QPSK	1/2
ケース2				QPSK	2/3
ケース3				16QAM	1/2

表3.3.8.1-3 各種マージンの設定にあたって基準とすべき正受信率

	瞬時変動 (フェージングマージン)	短区間中央値変動 (場所率マージン)	時間率マージン
ケース1	99%正受信率	95%正受信率	50%正受信率
ケース2	なし	70%正受信率	50%正受信率
ケース3	なし	50%正受信率	99%正受信率

3.3.8.1.1 標準とする受信条件および伝送パラメータについて

携帯端末向けマルチメディア放送(ISDB-Tsb方式)は、自動車における移動受信のほか、携帯端末での受信、さらに地上デジタルテレビジョン放送と方式が共通であることから地上デジタルテレビジョン放送用受信機等による据え置き受信が想定されている。

このため、本方式提案では表3.3.8.1-1、3.3.8.1-2、3.3.8.1-3に示す3つのケースを基準として、置局条件を検討した。

(1) ケース1

携帯端末向けマルチメディア放送(ISDB-Tsb)の受信形態として、移動受信は主たる受信形態の1つである。その際の受信条件は、自動車での受信が想定される。

現状のアンテナは、ルーフトップにおけるホイップアンテナから、ガラスアンテナなど各種アンテナが使用されている。これらアンテナの中には、表3.3.8.1-1に示す-3dBを達成できていないものもある。しかし、現在においても一部ではダイバーシティアンテナを採用するなど、技術的改善も可能と判断し、本方式提案では使用する受信アンテナについては、1/4λの無指向性アンテナを採用して、アンテナゲインは-3dBを基準とし、置局条件を検討した。

また、受信高については、自動車での受信を考慮し、1.5mとした。

なお、混信等を考慮する際に必要となるFM放送用受信アンテナは、平成10年電通技審答申「FM放送局の置局に関する技術的条件」(諮問第92号)に規定されている受信機一体型空中線(相対利得0dB:無指向性)を用いることとする。

伝送パラメータについては、放送方式において規定されているパラメータのうちもっとも移動受信に適したパラメータ、言い換えれば最も強いパラメータであるQPSK、畳み込み符号の符号化率1/2を想定することが考えられる。

しかし、所要電界強度や、特に混信保護比などを、最も耐性の強いパラメータのみで規定することにより、結果としてパラメータ選択の自由度を阻害する場合も想定される。事実、多種多様なマルチメディアサービスを実施する場合、伝送できる情報量の関係から上記パラメータ以外の使用も考えられ、事業的な自由度として残すべきである。

そこで、本方式提案では、使用するパラメータとしてもっとも所要CN比が大きくなる16QAM、符号化率1/2を基準として、置局条件を検討することとした。

なお、実際の運用パラメータにおいては、サービスエリアを確保する観点から、QPSK、符号化率1/2、または2/3を用いることも想定されることから、この場合の所要電界強度についてもあわせて検討を行った。

セグメント形式については、基本的に帯域換算により値を求めることが、混信保護比

の検討において、帯域幅の違いにより影響が異なる場合には、合わせて検討を行うこととした。また、モードおよびガードインターバルについては、回線設計や混信保護比に対して原理的に影響がないと考え、特に標準とするパラメータを定めないこととした。

なお、実際の置局において、SFN(同一周波数ネットワーク)を構成する場合などでは、局間距離などを考慮し、適切なモード、ガードインターバルの設定が必要である。

SFN適用にあたってのモードとガードインターバルに関する各種条件については、平成11年5月24日の地上テレビジョン放送等置局技術委員会一部答申の審議状況報告に記載されているとおりとする。

複数のセグメントをガードバンドなしに送信する、いわゆる連結送信については、お互いに直交関係にあるため隣接混信が生じないこと、また受信するセグメント帯域幅が1または3セグメントに限られ所要電界に差がないことから、今回の検討による所要電界および混信保護比の規定を用いる限り、その使用に問題はない。

移動受信時は、図3.3.8.1-1に示す通り、3種類の電界変動が知られている。

このうち瞬時変動および短区間中央値変動は移動受信時の受信率に直接かかわるものと考え、十分な正受信率が得られることを基本とした。それに対して、長距離の伝播により生じる電界低下(いわゆるフェージング)は、特にエリアのフリンジにおいて影響があると考えられるが、前述のマージンにより補完できる可能性もあることから、50%とした。

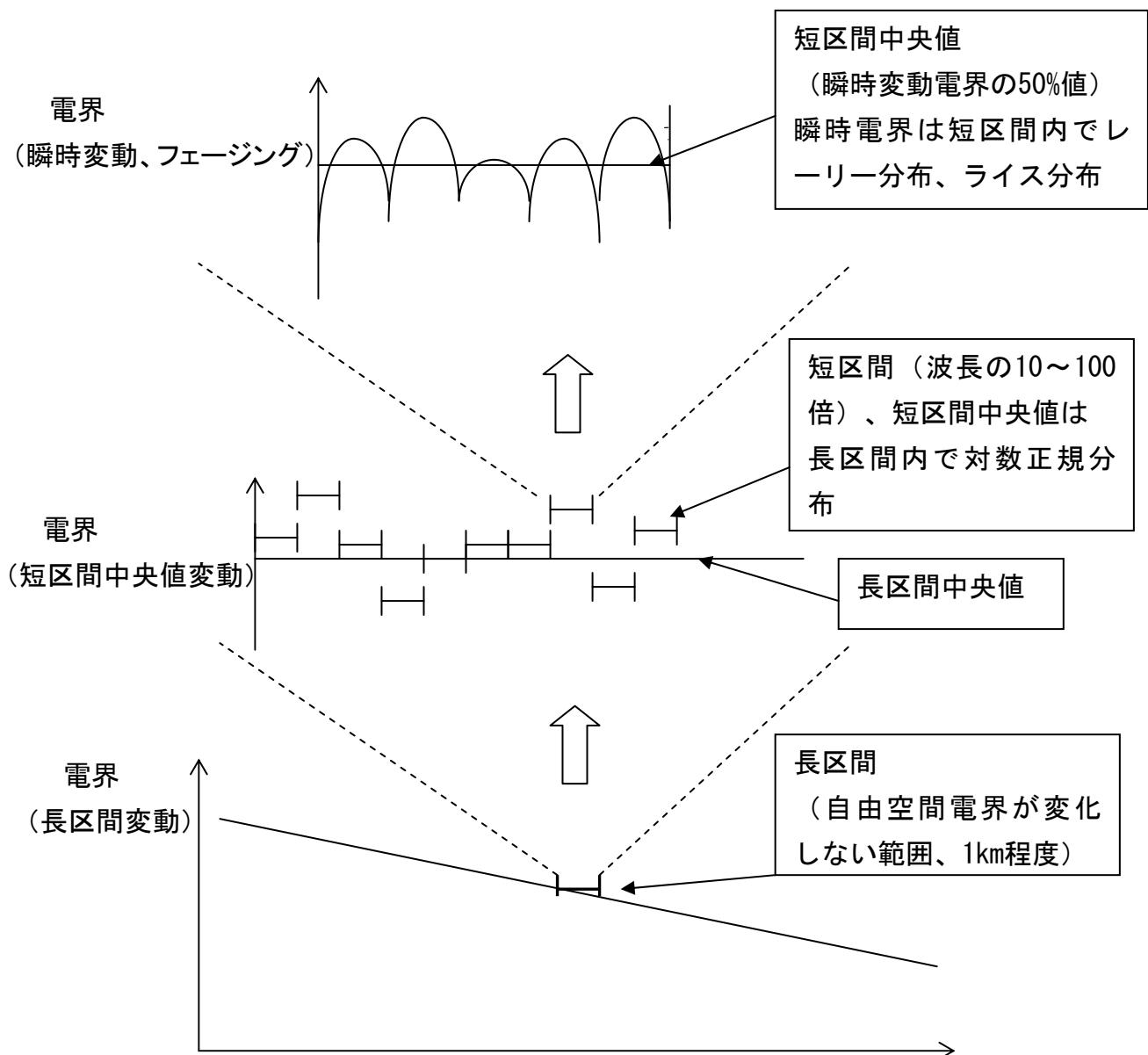


図3.3.8.1-1 移動受信時の電界変動

(2) ケース2

携帯受信は、現在のアナログラジオ放送においても、また災害時の情報確保の観点から重要な受信形態であると考える。

現在の小型携帯ラジオにおいては、イヤホンアンテナが用いられている。本方式提案が検討対象とする携帯端末向けマルチメディア放送は、FM放送が使用している周波数帯(76MHz～90MHz)と近い周波数帯(90MHz～108MHz)が使用されるため、今後技術的改善は期待できるものの、受信形態が大きく変わることは現時点において考えられにくい。そこで、置局にあたっての標準アンテナの性能として、イヤホンアンテナを基準とすることとした。なお、今後の技術的改善等により、同性能を有した内蔵アンテナの使用も考えられる。

イヤホンアンテナのアンテナゲインについては、人体の接触の程度など状況に応じて大きく変化するが、イヤホンアンテナ単体でのゲインを想定して-15dBとした。

通常の携帯受信に関しては、移動受信時に生じるレイリーフェージングによる瞬時電界変動を想定する必要はないが、屋内での受信など厳しい受信環境も考える必要がある。ただ、屋内では据え置き型受信やギャップフィラー等の装置を設置すること等、別手法により受信可能とすることができるから、屋外における携帯受信の置局条件の検討を行った。

なお、伝送パラメータについては、移動受信と同様16QAM、符号化率1/2を基準として置局条件を検討した。

正受信率に関しては、自動車での移動受信に比べて、アンテナの位置など若干の微調が可能と考える。そのため、場所率マージンは70%の正受信率を確保することとした。

なお、屋内での携帯受信についても考慮する場合、屋内での正受信率の考え方についても、屋外と同様の値を適用することとする。ただし、屋内での携帯受信に関する回線設計においては、壁の通過損を見込む必要がある。壁の通過損は、ITU-Rレポート(ITU-R Special Publication "Terrestrial and Satellite Digital Sound Broadcasting", 1995)によれば、VHFで平均8dB、標準偏差4dBとされている。そこで、屋内で70%の正受信率を確保するためには、

$$8\text{dB} + 0.53\sigma = 10.1\text{dB}$$

のマージンを追加することが必要である。

(3) ケース3

本方式提案は、ISDB-Tsb方式を使用することから、地上デジタルテレビジョン放送方式と共にセグメント構成を用いるなどの理由により、地上デジタルテレビ受信機と共にされる

可能性がある。また、現在の据え置き型アナログラジオ放送受信機(サラウンドシステムに搭載されているものも含む)に携帯端末向けマルチメディア放送受信機能が搭載される可能性もある。そのため、携帯端末向けマルチメディア放送を固定受信することも想定することとした。

固定受信では、通常屋外にハムアンテナを設置することを基本としているが、携帯端末向けマルチメディア放送で使用される周波数はVHF帯であることから、地上デジタルテレビジョン放送のUHF帯とアンテナ共用が困難である。そこで本置局条件の検討にあたっては、 $1/4\lambda$ (アンテナゲインー3dB)のアンテナを屋外に別途設置することを基準とした。

固定受信においては、移動・携帯受信に比べ、表3.3.8.1-3に示すとおり多くのマージンが不要となるため、伝送容量が大きく取れる64QAM、畳み込み符号7/8等のパラメータを想定することも可能である。ただ、本放送に使用されるVHF帯放送用周波数帯(90MHz～108MHz)は18MHz帯であり、この帯域を全国の複数ブロックに割り当てるため、1つのブロックで移動・携帯向けセグメントと、固定向けセグメントを別々に割り当てるることは困難であると想定される。そこで、本方式提案では、固定受信においても移動受信と同様16QAM、符号化率1/2を基準として置局条件を検討することとした。

また、想定するマージンについては、地上デジタルテレビジョン放送の固定受信に合わせ、場所率50%、時間率99%とした。

3.3.8.1.2 所要電界強度および混信保護比に適用すべき条件

3.3.8.1.1節に示したとおり、標準とする受信条件等については、3つのケースを想定している。

回線設計および混信保護比の検討にあたっては、16QAM、符号化率1/2を基準として、3つのケースについてそれぞれ検討を行い、最も厳しい値を採用することとする。

これにより、今回検討を行う置局条件を用いる限りにおいて、表3.3.8.1-2に示したQPSK、符号化率1/2など、16QAM、符号化率1/2以上の受信特性をもつ伝送パラメータにより放送されれば、表3.3.8.1-3に示す正受信率以上で受信可能となる。

なお、回線設計に必要となる都市雑音については、高雑音地域に相当するITU-R Rec P. 372-8におけるType A (Business area)を想定する。

VHFの回線設計を行う場合には、都市規模別に都市雑音を想定することが行われている。しかし、自動車での移動受信を想定すると、自ら発生する雑音等の影響があり、郊外においても高雑音条件にて受信していることが考えられる。

固定受信においては、より低い雑音条件での受信も想定されるが、先に示したとおり、回線設計においては最も厳しくなる値を用いることを基本としているため、今回の検討においては、高雑音地域のみを想定することとした。

3.3.8.2 標準とする偏波面

隣接チャンネル混信対象となる既存のFM放送、VHF帯航空無線航行システムに対し、最もマージンの少なくなるよう対象局所、対象システムの偏波面と交叉した偏波面を使用することが望ましい。

ただ、FM放送は移動受信、携帯受信で多く利用されていることやVHF帯航空無線航行システムについても移動受信が基本となることを考えると、偏波面による効果を見積もることができない。そこで、本方式提案では受信アンテナにおける交叉偏波識別度と指向性減衰量の合計値は0dBとする。

なお偏波について、垂直偏波に関しては、ブリュースター角の存在、海上伝播時の問題等が知られているが、VHF帯での垂直偏波の使用を妨げるものではない。

また、水平偏波と垂直偏波の電界強度分布が異なる事も考えられるが、移動受信の場合には受信高が低く、周囲環境により偏波面が回転するため、移動受信用アンテナの交叉偏波識別度がほとんどないことを考え、伝搬上電界強度計算時に水平偏波と垂直偏波を別に扱う事はしない。

3.3.8.2.1 既存FM放送への影響

携帯端末向けマルチメディア放送の導入に伴い、既存FM放送に妨害を与えないことが基本である。このため、受信機の入力において、後述する混信保護比を満足することが必要である。

ただ携帯端末向けマルチメディア放送としては、より広いエリアを確保することが期待されているため、混信保護比を満足する条件の中で最大の電力を送信することが望まれる。

(1) 隣接伝送に関する検討

既存のFM放送に対して、隣接チャンネルに携帯端末向けマルチメディア放送を割り当てる場合には、隣接混信保護比を確保することが必要である。なお、隣接混信保護比はFM放送と携帯端末向けマルチメディア放送との周波数差やFM放送信号の受信機入力レベル等により、その値が変わることが想定されるため、それぞれの周波数差、入力レベルに応じた混信保護比を確保することが必要となる。

FM放送のエリア内において混信保護比を確保しつつ、最大の電力で携帯端末向けマルチメディア放送を行うためには、エリア内のDU比の変動を極力抑えることが良いと考える。このため、混信保護比が確保できない場合には、FM放送と携帯端末向けマルチメディア放送を同一送信点から送信することが望まれる。

既存のFM放送の送信点と携帯端末向けマルチメディア放送の送信点が水平方向に大きく異なる場合は、両アンテナから受信点までの距離が異なる場所において、電界強度の差がでてしまう。その結果、そのような場所を含むエリア内において混信保護比を満足させるためには、送信電力比を大きな値、すなわち携帯端末向けマルチメディア放送の送信電力を小さくすることが必要となる。

このため、エリアにおいて混信保護比を満足させつつ、より大きな電力を送信するためには、同一送信点からの送信が望まれる。

同一送信点から送信する場合においても、送信アンテナのパターンが大きく異なる場合、ヌル点が生じる場所が異なり、電界強度の差が生じるため、送信アンテナのパターンを一致させることが望ましい。

なお、物理的にアンテナを設置できない場合やヌル点をあわせることが重要となる場合には、個別のケースとして検討を行うことが必要である。

(2) 同一チャンネルに関する検討

既存FM放送との同一チャンネル混信は、携帯端末向けマルチメディア放送とFM放送とが使用する周波数帯が異なることから、検討対象としない。

3.3.8.2.2 既存のVHF帯航空無線航行システムへの影響

携帯端末向けマルチメディア放送の導入に伴い、既存のVHF帯航空無線航行システムに妨害を与えないことも基本である。VHF帯航空無線航行システムは移動受信が基本となるため、偏波面による効果を見積ることはできない。このため、後述する混信保護比をそのまま満足することが必要である。

ただ携帯端末向けマルチメディア放送としては、より広いエリアを確保することが期待されているため、VHF帯の地上アナログテレビ放送の周波数割当状況も加味しながら、最も妨害を与えない条件を検討し、最大の電力を送信することが望まれる。

3.3.8.2.3 携帯端末向けマルチメディア放送への影響

携帯端末向けマルチメディア放送用の受信アンテナは無指向性アンテナを想定し、その

地上高も低くなることから、偏波面による効果を見積もることが出来ない。

そのため、後述する混信保護比をそのまま適用することが必要である。

3.3.8.3 放送区域の定義

放送区域内における所要電界強度は、1セグメント形式の場合には、毎メートル0.71ミリボルト($57\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$)以上とする。

また、3セグメント形式の場合には、毎メートル1.25ミリボルト($62\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$)以上とする。

ただし、電界強度は地上高4mにおける値を示す。

2章で示した3つのケースにおいて、それぞれの回線設計の例を表3.3.8.3-1に示す。

各ケースにおける回線設計の結果、最悪の値(最大の所要電界)を所要電界とした。

表3.3.8.3-1 回線設計例

項目	記号	単位	移動受信			携帯受信(屋外)			固定受信		
			100			100			100		
周波数 (MHz)		MHz	QPSK	QPSK	16QAM	QPSK	QPSK	16QAM	QPSK	QPSK	16QAM
変調方式			1/2	2/3	1/2	1/2	2/3	1/2	1/2	2/3	1/2
内符号											
1 所要 C/N(訂正後に QEF)	C/N	dB	4.9	6.6	11.5	4.9	6.6	11.5	4.9	6.6	11.5
2 装置化劣化		dB	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 干渉マージン		dB	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4 マルチパスマージン		dB	—	—	—	1	1	1	1	1	1
5 フェービングマージン(瞬時変動補正)		dB	9.4	9.4	8.1	—	—	—	—	—	—
6 受信機所要 C/N	C/N	dB	18.3	20	23.6	9.9	11.6	16.5	9.9	11.6	16.5
7 受信機雑音指数	NF	dB	5	5	5	5	5	5	5	5	5
8 雜音帯域幅(1 セグメント)	B	kHz	429	429	429	429	429	429	429	429	429
9 受信雑音電力	Nr	dBm	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7	-112.7
10 外来雑音電力	No	dBm	-98.1	-98.1	-98.1	-110.1	-110.1	-110.1	-99.1	-99.1	-99.1
11 全受信雑音電力	NT	dBm	-97.9	-97.9	-97.9	-108.2	-108.2	-108.2	-98.9	-98.9	-98.9
12 受信機入力終端電圧	Vin	dBuV	29.2	30.9	34.5	10.5	12.2	17.1	19.8	21.5	26.4
13 受信アンテナ利得	Gr	0	-3	-3	-3	-15	-15	-15	-3	-3	-3
14 アンテナ実効長	λ / π	dB	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4
15 フィーダー損、機器挿入損	L	dB	1	1	1	1	1	1	2	2	2
16 最小電界	Emin	dBuV/m	39.5	41.2	44.8	32.8	34.5	39.4	31.1	32.8	37.7
17 時間率補正	T%	dB	0	0	0	0	0	0	6	6	6
18 場所率補正(中央値変動補正)	L%	dB	9.1	9.1	9.1	2.9	2.9	2.9	0	0	0
19 壁の通過損(70%値)		dB	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 所要電界(h2=1.5m)	E	dBuV/m	48.6	50.3	53.9	35.7	37.4	42.3			
21 h2=1.5m から 4m 変換		dB	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3			
22 所要電界(h2=4m)	E	dBuV/m	50.9	52.6	56.2	38.0	39.7	44.6	37.1	38.8	43.7
23 1セグメントから3セグメントへの換算		dB	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
24 3セグメントの所要電界(h2=4m)	E	dBuV/m	55.7	57.4	61.0	42.8	44.5	49.4	41.9	43.6	48.5

(1) 所要CN比(対ガウス雑音)

ガウス雑音のみの状態で、ビタビ訂正後の誤り率が 2×10^{-4} となる値を計算機シミュレーションにより求めた値である。

すべての変調方式・符号化率の所要C/Nを表3.3.8.3-2に示す。

表3.3.8.3-2 所要CN比

変調方式	畳み込み符号 符号化率	
	1/2	2/3
QPSK	4.9 dB	6.6 dB
16QAM	11.5 dB	—

(2) 装置化劣化

装置化によって見込まれる等価CN比劣化量

(3) 干渉マージン

他の干渉(スポットディックE層による外国波混信等)による等価CN比の劣化に対するマージン。2dB見込む。

(4) マルチパスマージン(携帯受信、固定受信)

マルチパス妨害による等価CN比劣化に対するマージン。1dB見込む。

(5) フェージングマージン(移動受信)

移動受信による電界の瞬時変動によるCN比劣化に対するマージン。

表3.3.8.3-3に示すフェージング下でのそれぞれの所要CN比から、屋内実験により誤り率が 2×10^{-4} となるCN比(ガウス雑音時)を減算し、その最大値をフェージングマージンとする。フェージングマージンの値を表3.3.8.3-4に示す。

表3.3.8.3-3 所要CN比(dB)
(モード3、ガード1/16、フェージングモデル:GSM typical urban)

所要C/N	ガウス雑音	最大ドップラー周波数 fd		
		2Hz	7Hz	20Hz
QPSK,1/2	4.9	14.3	10.8	10.4
16QAM,1/2	11.5	19.6	17.4	19.1

(注) fd=20Hz:VHFローチャンネルで200km/h

表3.3.8.3-4 移動受信のフェージングマージン(瞬時電界変動マージン)

	VHF_Low (~20Hz)
QPSK,1/2	9.4 dB
16QAM,1/2	8.1 dB

(6) 受信機所要CN比

$$\begin{aligned}
 &= (1) \text{所要C/N} + (2) \text{装置化劣化} + (3) \text{干渉マージン} + (4) \text{マルチパスマージン} \\
 &\quad + (5) \text{フェージングマージン}
 \end{aligned}$$

(7) 受信機雑音指数NF

VHF 5dBとした。

(8) 雜音帯域幅B

1セグメント信号の伝送帯域幅 429kHz

(9) 受信機熱雑音電力 Nr

$$= kTB(NF) = 10 \times \text{LOG}(kTB) + NF \quad (\text{dB})$$

$k = 1.38 \times 10^{-23}$:ボルツマン定数

$T = 290 \text{ K} : 17^\circ \text{ C}$

(10) 外来雑音電力N0

ITU-R Rec P. 372-8 TypeA : business area man-made noiseから1セグメントの帯域幅の外来雑音電力(ロスレスアンテナ)を求め図3.3.8.3-1に示す。

$$\text{N0} = (\text{図3.3.8.3-1の値}) - ((15)\text{フィーダー、機器挿入損}) + (\text{受信アンテナ絶対利得})$$

なお、(受信アンテナ絶対利得) = (受信アンテナ利得Gr) + 2.2

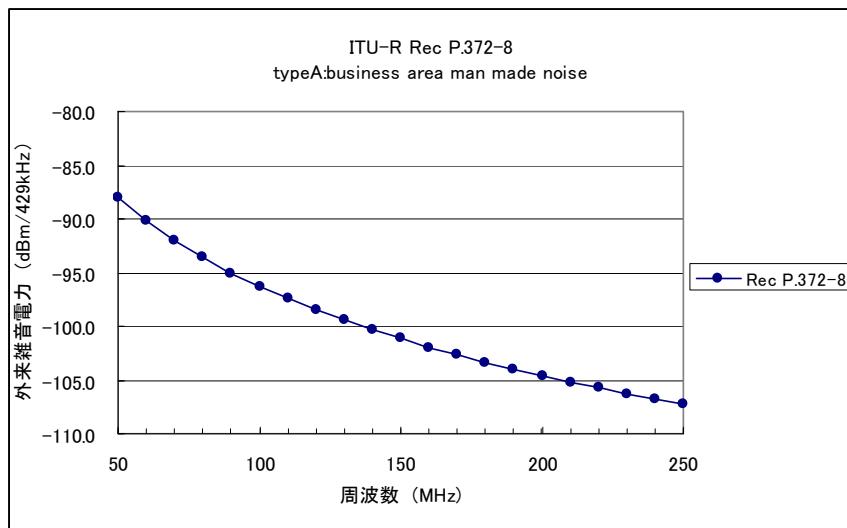


図3.3.8.3-1 外来雑音電力(ITU-R Rec P.372-8 TypeA:business area man-made noise)

(11) 全受信雑音電力 Nt

$$=(9)\text{受信機熱雑音電力Nrと(10)外来雑音電力N0の電力和}$$

$$=10 \times \text{LOG}(10^{**}(\text{Nr}/10) + 10^{**}(\text{N0}/10))$$

(12) 受信機入力終端電圧V_{in}

$$=((6)\text{受信機所要C/N}) + ((11)\text{全受信雑音電力}) + (\text{75}\Omega \text{ のdBmからdB }\mu \text{ の変換値})$$

$$= \text{C/N} + \text{Nt} + 108.8$$

(13) 受信アンテナ利得Gr

ホイップアンテナ、ロッドアンテナ等を仮定し-3dBとした。

なお、携帯受信の場合は、イヤホンアンテナを仮定し-15dBとした。

(14) アンテナ実効長 λ/π

$$= 20 \times \text{LOG}(\lambda/\pi) \quad (\text{dB})$$

(15) フィーダー損、機器挿入損 L

使用する周波数帯がVHF(90MHz～108MHz)であるため、1dBとした。

なお、固定受信については、アンテナから受信機までのフィーダー長が想定されることから2dBとした。

(16) 最小電界E_{min}

$$\begin{aligned} &= ((12)\text{受信機入力終端電圧}) - ((13)\text{受信アンテナ利得}) - ((14)\text{アンテナ実効長}) \\ &\quad + ((15)\text{フィーダー損、機器挿入損}) - (\text{不整合損}) + (\text{終端損}) \\ &= V_{in} - Gr - 20 \times \text{LOG}(\lambda/\pi) + L - 20 \times \text{LOG}(\text{SQRT}(75\Omega/73.1\Omega)) + 6 \end{aligned}$$

(17) 時間率補正50%→99%

時間率補正については、ITU-R Rec P.1546-2に記載されている値を採用する。

ITU-R Rec P.1546-2では、送信地上高を標準的な送信高と考えられる150m～300mの場合において、送受信間距離70kmでの電界強度が、時間率50%のときと1%のときは、その差が約6dBであることから、時間率補正值は6dBとした。

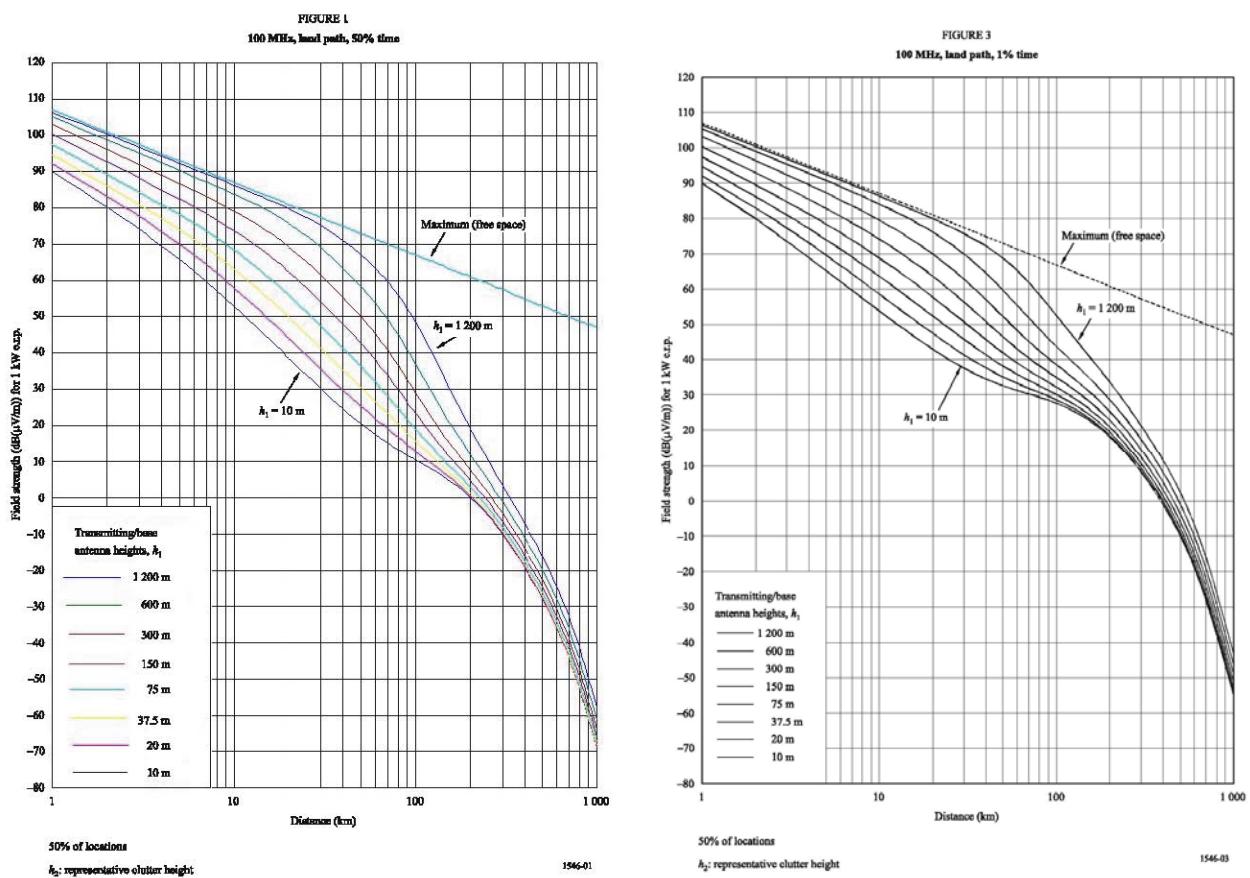


図3.3.8.3-2 ITU-R Rec P.1546-2の時間率50%のときと1%のときの伝播特性

(18) 場所率補正

移動受信では、置局用の電界(予測電界、自由空間電界など)が、一定と考えられる地域(1長区間)でも、地形や建物の影響で、短区間中央値も変動する。一般に、短区間中央値は長区間内でガウス分布する。ITU-R Rec P.1546-2によると、その短区間中央値の分布の標準偏差 σ は、 $\sigma = 5.5 \text{ dB}$ となっている。

移動受信の場所率補正として50から95%への補正值(1.65σ)を見込み、 9.1 dB とする。

一方、携帯受信は、50%から70%への補正值(0.53σ)として、 2.9 dB とする。

(19) 壁の通過損

携帯受信で屋内受信も想定する場合は、壁の通過損を考慮する必要がある。

ITU-Rレポート(ITU-R Special Publication “Terrestrial and Satellite Digital Sound Broadcasting”, 1995)によれば、VHFで平均8dB、標準偏差4dBとされている。

また、携帯受信時の場所率70%であることから、

$$8\text{dB} + 0.53\sigma = 10.1\text{dB}$$

(20) 所要電界($h_2=1.5\text{m}$)

$$= ((16)\text{最小電界}E_{\min}) + ((17)\text{時間率補正}) + ((18)\text{場所率補正})$$

(21) 受信高補正($1.5\text{m} \rightarrow 4\text{m}$)

地上高 1.5m から 4m への補正值については、ITU-R Rec P.1546-2から周波数100MHz

z、郊外の条件において、表3.3.8.3-5のとおり算出することができる。

よって、 1.5m から 4m への補正值を、 $2.3\text{dB}(9.8 - 7.5)$ とする。

表3.3.8.3-5 受信地上高別の電界差(50%値の比較)

	地上高 4 m	地上高 1.5 m
地上高 10 m の 電界との差	-7.5 dB	-9.8 dB

(22) 所要電界($h_2=4\text{m}$)

$$= ((16)\text{最小電界}E_{\min}) + ((17)\text{時間率補正}) + ((18)\text{場所率補正}) + ((21)\text{受信高補正})$$

(23) 1セグメント信号から3セグメント信号への換算

雑音帯域幅の換算値

$$= 10 \times \text{LOG}(3/1)$$

$$= 4.8\text{ dB}$$

(24) 3セグメント信号の所要電界($h_2=4\text{m}$)

$$= ((22)\text{ 所要電界} (h_2=4\text{m})) + ((23)\text{ 1セグメント信号から3セグメント信号への換算})$$

3.3.8.4 混信保護比

混信保護比については、以下のとおりとする。

なお、この値は、16QAM、符号化率1／2の混信保護比である。

表3.3.8.4-1 混信保護比

希望波	妨害波	周波数差	混信保護比
FM放送波	マルチメディア放送波 (1セグメント形式)	隣接	図3.3.8.4-1 図3.3.8.4-3
	マルチメディア放送波 (3セグメント形式)	隣接	図3.3.8.4-1 図3.3.8.4-3
マルチメディア放送波 (1セグメント形式)	FM放送波	隣接	-23 dB
マルチメディア放送波 (3セグメント形式)		隣接	-28 dB
マルチメディア放送波 (1セグメント形式)	マルチメディア放送波 (1セグメント形式)	同一チャンネル	32 dB
		隣接	図3.3.8.4-4
	マルチメディア放送波 (3セグメント形式)	同一チャンネル	27 dB
		隣接	図3.3.8.4-4
マルチメディア放送波 (3セグメント形式)	マルチメディア放送波 (1セグメント形式)	同一チャンネル	37 dB
		隣接	図3.3.8.4-4
	マルチメディア放送波 (3セグメント形式)	同一チャンネル	32 dB
		隣接	図3.3.8.4-4

注:連結送信を行っている場合、その各セグメント相互間においては隣接の混信保護比を考慮する必要はない。

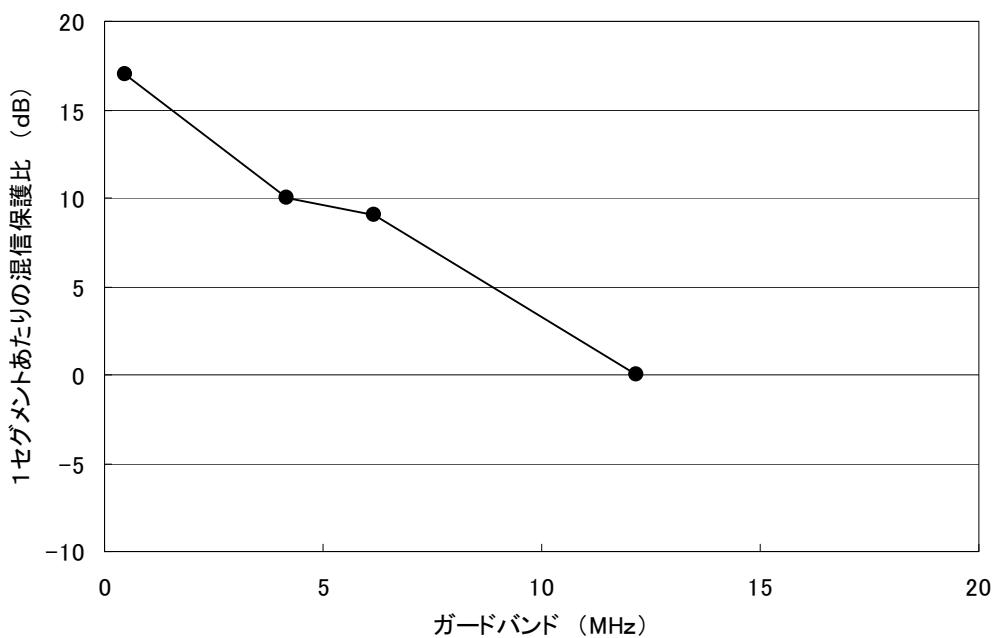


図3.3.8.4-1 携帯端末向けマルチメディア放送(1セグメント)からFM放送への隣接混信保護比

表3.3.8.4-2 携帯端末向けマルチメディア放送(1セグメント)からFM放送への隣接混信保護比

ガードバンド	0.457 MHz	4.171 MHz	6.171 MHz	12.171 MHz以上
混信保護比	17 dB	10 dB	9 dB	0 dB

(注) ガードバンドは、図3.3.8.4-2に示すとおりFM信号搬送波周波数から携帯向けマルチメディア放送の帯域最下端までの値を示す。

図3.3.8.4-1および表3.3.8.4-2の混信保護比は、1セグメントあたりの電力比で表している。したがって、図3.3.8.4-2に示すように、携帯向けマルチメディア放送波がNセグメントの場合に満たすべきDU比は、次式のようになる。

$$D/U(\text{dB}) = (\text{図3.3.8.4-1の混信保護比}) - 10 \times \text{LOG}_{10}(N)$$

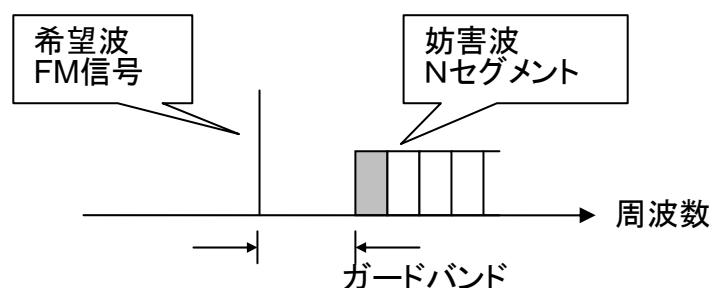


図3.3.8.4-2 希望波と妨害波の配置図

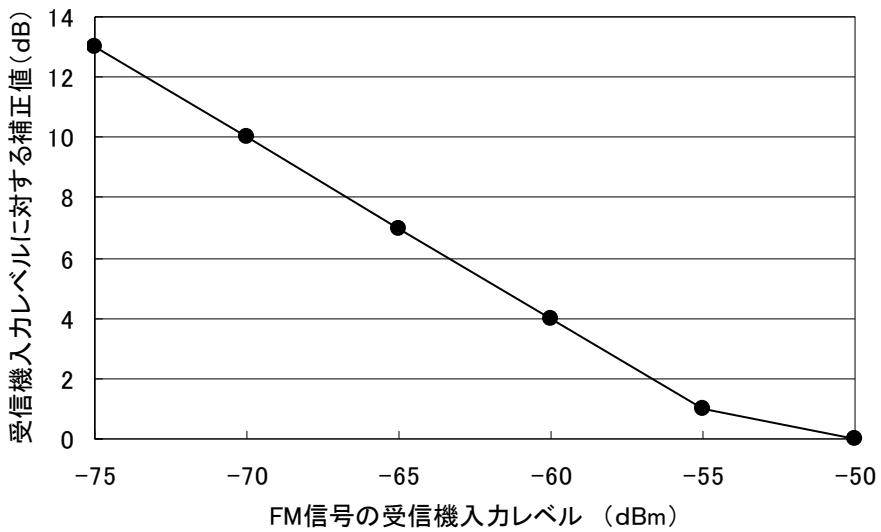


図3.3.8.4-3 FM信号の受信機入力レベルに対する
携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への隣接混信保護比の補正值

表3.3.8.4-3 携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への隣接混信保護比の補正值

入力レベル	-75 dBm以下	-70 dBm	-65 dBm	-60 dBm	-55 dBm	-50 dBm以上
補正值	13 dB	10 dB	7 dB	4 dB	1 dB	0 dB

(注) 携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への隣接混信保護比は、FM放送信号の受信機入力レベルに従って、図3.3.8.4-3、表3.3.8.4-3に示すとおりその値を補正する。例えば、図3.3.8.4-1および表3.3.8.4-2において、ガードバンド6. 171MHzの混信保護比は9dBであるが、FM信号の受信機入力レベルが-60dBmであれば、混信保護比を4dB補正して5dB(9dB-4dB)にする。

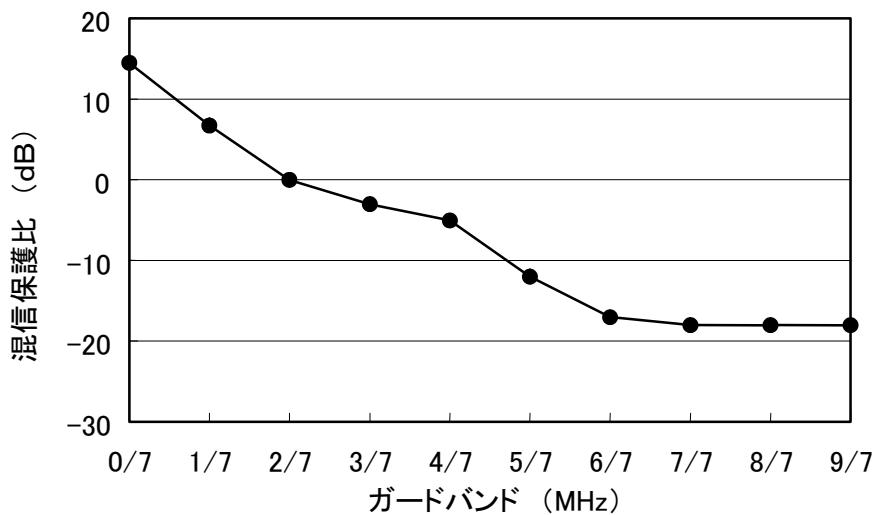


図3.3.8.4-4 携帯端末向けマルチメディア放送信号同士の隣接混信保護比

表3.3.8.4-4 携帯端末向けマルチメディア放送信号同士の
隣接サブチャンネル干渉の混信保護比

ガードバンド	0/7 MHz	1/7 MHz	2/7 MHz	3/7 MHz	4/7 MHz	5/7 MHz	6/7 MHz	7/7 MHz 以上
混信保護比	15 dB	7 dB	0 dB	-3 dB	-5 dB	-12 dB	-17 dB	-18 dB

(注)ガードバンドは、図3.3.8.4-5に示すとおり下側セグメントの帯域上端のCPを除く値を示す。

図3.3.8.4-4および表3.3.8.4-4の混信保護比は、1セグメント信号どうしの電力比で表している。したがって、図3.3.8.4-5に示すように希望波がMセグメント、干渉波がNセグメントの場合に満たすべきDU比は、次式のようになる。

$$D/U(\text{dB}) = (\text{図3.3.8.4-4の混信保護比}) + 10 \times \log_{10}(M/N)$$

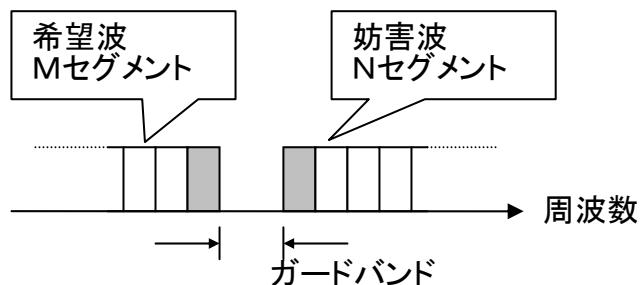


図3.3.8.4-5 希望波と妨害波の配置図

3.3.8.4.1 携帯端末向けマルチメディア放送同士の混信保護比

携帯端末向けマルチメディア放送からの妨害により1セグメント形式の携帯端末向けマルチメディア放送のビット誤り率が 2×10^{-4} (内符号訂正後の誤り率)となるDU比は、表3.3.8.4.1-1に示すとおりである。

表における同一チャンネル混信は、中心周波数差が0、1／7MHz、2／7MHzの場合を指す。

表3.3.8.4.1-1 携帯端末向けマルチメディア放送波同士の干渉実験結果

	同一	隣接(ガードバンド、MHz)							
		0/7	1/7	2/7	3/7	4/7	5/7	6/7	7/7以上
16QAM 1/2	11 dB	-6 dB	-12 dB	-21 dB	-24 dB	-26 dB	-33 dB	-38 dB	-39 dB

以下に、本実験結果をもとに、ケース1、2、3の干渉DU比の検討を行う。

(1) ケース1の検討

ケース1では移動受信を想定しているため、希望波および妨害波ともレイリーフェージングによる瞬時電界変動が生じている。そのため、混信保護比を求める際に、瞬時電界変動による99%マージンおよび短区間中央値変動95%マージンを見込む必要がある。

瞬時電界変動および短区間中央値変動とともに、周波数が異なることから、変動は無相関と想定される。

本方式提案では、希望波、妨害波がともに携帯端末向けマルチメディア放送波の場合において、お互いに無相関のレイリーフェージングによる瞬時電界変動が生じているときのDU比を求めることとする。

まず瞬時電界変動の99%時間率でのDU比は、本提案3.3.8.3節の回線設計でも使用した8. 1dBとする。

一方、短区間中央値変動については、3.3.8.3節(回線設計)の(18)場所率補正で述べたとおり、標準偏差5. 5dBの正規分布となる。

無相関の場合の差の分布は、分散が2倍となることから、標準偏差が7. 8dB($5. 5 \times 1. 414$)の正規分布となる。従って、95%では、 $1. 65\sigma = 12. 9$ dBとなる。

以上より、ケース1では、表3.3.8.4.1-1の各値に21. 0dB(8. 1dB + 12. 9dB)のマージ

ンを加算する。

(2) ケース2の検討

ケース2では屋外での携帯受信を想定している。

混信保護比を求める際は、短区間中央値変動70%のマージン(0.53σ)を加えるだけです。よいため、ケース1と同様の計算により、4. 1dBのマージンを加算する。

(3) ケース3の検討

ケース3では場所率補正がないことから、表3.3.8.4.1-1の値をそのまま用いることとする。

(4) 各ケースの混信保護比

上記3つのケースのマージンを加算した結果の干渉DU比を表3.3.8.4.1-2に示す。表中に網掛けした値が最悪値であり、それを表3.3.8.4-4に示す混信保護比とした。

なお、希望波が3セグメント、妨害波が1セグメントの場合、希望波の電力が3倍必要となることから、4. 8dB加算する。また、希望波が1セグメント、妨害波が3セグメントの場合には、妨害波の電力が3倍となることから、4. 8dB減じる。

また、連結送信の場合には、各セグメント間の直交性が保たれていることから、相互間ににおいて隣接チャンネル混信保護比を考慮する必要はない。

表3.3.8.4.1-2 携帯端末向けマルチメディア放送波同士の干渉DU比

	同一	隣接(ガードバンド、MHz)							
		0/7	1/7	2/7	3/7	4/7	5/7	6/7	7/7以上
ケース1	32 dB	15 dB	7 dB	0 dB	-3 dB	-5 dB	-12 dB	-17 dB	-18 dB
ケース2	15 dB	-2 dB	-8 dB	-17 dB	-20 dB	-22 dB	-29 dB	-34 dB	-35 dB
ケース3	11 dB	-6 dB	-12 dB	-21 dB	-24 dB	-26 dB	-33 dB	-38 dB	-39 dB

3.3.8.4.2 携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への混信保護比

携帯端末向けマルチメディア放送は、VHF帯放送用周波数帯のうち90MHz～108MHz帯を使用して放送されることから、76MHzから90MHzに割り当てられているFM放送への混信についても留意して、混信保護比を確保しつつ、最大の電力で携帯端末向けマルチメディア放送を行う必要がある。

携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への混信保護比は、干渉実験の結果、表

3.3.8.4.2-1に示すとおり、変調度100%時においてSN比50dBが確保できるDU比を採用する。この条件は、FM置局条件の変調度30%のときの受信機出力SN比40dBとほぼ等価であり、置局条件を満足することになる。さらに、FM放送信号の受信機入力レベルの違いによりDU比が大きく変わることから、表3.3.8.4.2-2に示す受信機入力レベルに応じた混信保護比補正值を設定する。

マルチメディア放送システムの共用条件に係る調査検討会の干渉実験では、ラジカセタイプやポケットラジオ、車載受信機等の市販FM受信機11台に対して、FM放送と携帯端末向けマルチメディア放送とのガードバンドやFM放送信号の受信機入力レベル等をパラメータとして実施している。

この実験結果によれば、受信機によるDU比のばらつきが大きいことが報告されており、今回の混信保護比は、各ガードバンドにおける最悪値を採用している。また、FM放送信号の受信機入力レベルが低下すると、全受信機においてDU比が大きく改善されることも報告されているため、入力レベルに応じた補正值を設定した。具体的には、FM放送信号の受信機入力レベルに応じて、表3.3.8.4.2-1の混信保護比からその補正值を減じることになる。なお、この補正值についても、受信機によるばらつきがあるため、最悪値を採用している。

今回の混信保護比は1セグメントあたりのDU比となっているが、実験では携帯端末向けマルチメディア放送を13セグメント連結した条件で実施し、それを1セグメントのDU比に換算している。そのため、連結セグメント数が増加した場合は、そのセグメント数分の電力比を混信保護比からそのまま減じることができる。たとえば、ガードバンドが6.171MHzであり、3セグメント連結送信の場合、9dBから4.8dB減じて4dBとなる。

表3.3.8.4.2-1 携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への混信保護比

ガードバンド	0.457 MHz	4.171 MHz	6.171 MHz	12.171 MHz以上
混信保護比	17 dB	10 dB	9 dB	0 dB

表3.3.8.4.2-2 携帯端末向けマルチメディア放送からFM放送への混信保護比の補正值

入力レベル	-75 dBm以下	-70 dBm	-65 dBm	-60 dBm	-55 dBm	-50 dBm以上
補正值	13 dB	10 dB	7 dB	4 dB	1 dB	0 dB

3.3.8.4.3 FM放送から携帯端末向けマルチメディア放送への混信保護比

FM放送からの妨害により1セグメント形式の携帯端末向けマルチメディア放送のビット誤り率が 2×10^{-4} (内符号訂正後の誤り率)となるDU比は、マルチメディア放送システムの共用条件に係る調査検討会の干渉実験では、表3.3.8.4.3-1に示す値となっている。

この干渉実験は、携帯端末向けマルチメディア放送(1セグメント)をVHF1チャンネルのサブチャンネル3～5の位置に配置し、FM放送波が89.9MHzに配置された条件(ガードバンド0.457MHz)での結果である。サブチャンネル番号の定義を、図3.3.8.4.3-1に示す。

表3.3.8.4.3-1 FM放送から携帯端末向けマルチメディア放送への干渉実験結果

	DU比
16QAM, 1/2	-44 dB

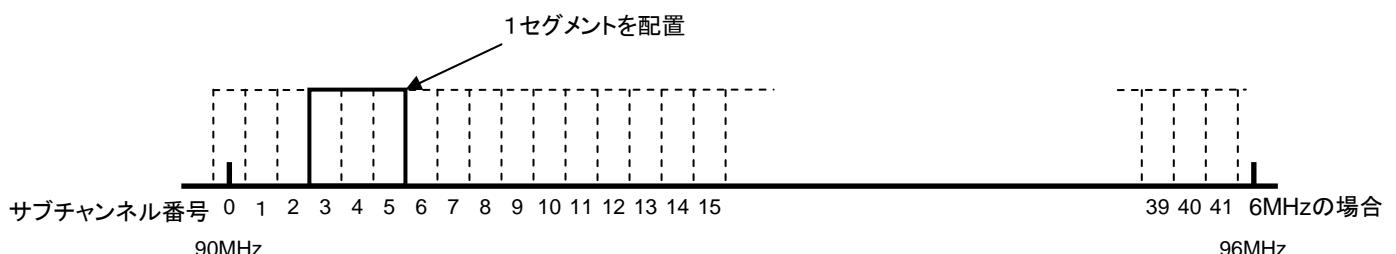


図3.3.8.4.3-1 サブチャンネル番号の定義

本値をもとに、3.3.8.4.1節と同様の考え方により、ケース1、2、3のマージンは、それぞれ21.0dB、4.1dB、0dBとなる。

各ケースのマージンを加算した結果の干渉DU比を表3.3.8.4.3-2に示す。

なお、3セグメント形式の場合には、希望波の電力が3倍必要となることから、4.8dB減算する。

表3.3.8.4.3-2 各ケースにおけるFM放送から携帯端末向けマルチメディア放送への干渉DU比

ケース	干渉DU比
ケース1	-23 dB
ケース2	-40 dB
ケース3	-44 dB

3.3.8.4.4 携帯端末向けマルチメディア放送からVHF帯航空無線航行システムへの干渉について

携帯端末向けマルチメディア放送は、VHF帯放送用周波数帯のうち90MHz～108MHz帯を使用して放送されることから、108MHzから117.975MHzに割り当てられているVHF帯航空無線航行システムへの干渉についても留意して、最大の電力で携帯端末向けマルチメディア放送を行う必要がある。今回、表3.3.8.4.4-1に示す航空無線航行システムについて、携帯端末向けマルチメディア放送からの影響について検討した。

なお、携帯端末向けマルチメディア放送から航空無線航行システムへの干渉としては、携帯端末向けマルチメディア放送波が高レベルで航空無線航行システムの受信機に入力されることによる干渉と、携帯端末向けマルチメディア放送のスプリアス領域で生じる不要発射による干渉とが考えられる。

表3.3.8.4.4-1 検討対象とした航空無線航行システム

	VOR	ILS(LOC)	GBAS
周波数	108-117.95MHz	108.1-111.95MHz	108-117.95MHz
送信電力(最大)	200W	10W	150W (アンテナゲイン込)
送信アンテナ利得	2dBi	10dBiもしくは20dBi	

3.3.8.4.4.1 携帯端末向けマルチメディア放送波が高レベルで航空無線航行システムの受信機に入力されることによる干渉について

携帯端末向けマルチメディア放送波が高レベルで航空無線航行システムの受信機に入力されることによる干渉については、108MHzから117.975MHzで使用されているICAO標準の航空無線航行システムに関するFM放送のイミュニティの保護レベルを参照して検討する。

ICAO標準の航空無線航行システムに関するFM放送のイミュニティ保護レベルは表3.3.8.4.4-2の通り記載されている。この表(Note1参照)に従い携帯端末向けマルチメディア放送のイミュニティ保護レベルを検討すると、中心周波数を105MHzとした場合、航空無線航行システムの受信機における携帯端末向けマルチメディア放送の受信電力が最大7.5dBmまで耐えられる計算になる。携帯端末向けマルチメディア放送の送信局のERPを50kWとした場合、航空無線航行システムの受信機との離隔距離が800mあれば7.5dBm以下になるため、それ以上の離隔距離では影響を与えないことになる。

以上より、現状システムにおいてはほとんど影響がないと考えられるが、空路を考慮して携帯端末向けマルチメディア放送の送信諸元を設定ことも必要となる。

表3.3.8.4.4-2 ICAO標準の航空無線航行システムに関するFM放送のイミュニティ保護レベル

System	ICAO Reference	Maximum Level of undesired FM signal (dBm)					
		88 MHz	102 MHz	104 MHz	106 MHz	107.9 MHz	
ILS	Annex 10, Volume 1, Para 3.1.4.2		15	15	10	5	-10
VOR	Annex 10, Volume 1, Para 3.3.8.2		15	15	10	5	-10
GBAS	Annex 10, Volume 1, Para 3.6.8.2.2.8.2	108.025- 111.975 MHz	15	15			
		112.000- 117.975 MHz			15	10	5

Note : 1. Annex 10 for all systems specifies linear interpolation between defined points.

2. The levels quoted are at the input to the receiver.

3.3.8.4.4.2 携帯端末向けマルチメディア放送のスプリアス領域で生じる不要発射による干渉

携帯端末向けマルチメディア放送のスプリアス領域で生じる不要発射による干渉については、携帯端末向けマルチメディア放送と同一の変調(OFDM)方式が使用されているDRM120およびDRM+信号とVORやILSとの干渉実験結果がICAOのinformation paper「Digital Broadcasting Systems in the 87.5-108 MHz Band」(Sep.2007)に記載されているため、これを参照して検討する。ICAOのinformation paperによると、その放射許容マスクは、European Telecommunications Standards Institute(ETSI) EN 302 018-1 V1.2.1 Spurious emissionsで記載されているFM波のスプリアス規定以下とされている。その値を図3.3.8.4.4-1に示す。図では、出力が59dBm(794W)以上の場合、108~137MHzの範囲ではスプリアス発射の強度は-16dBm以下となっている。

また、ICAOのinformation paper「Digital Broadcasting Systems in the 87.5-108 MHz Band」(Sep.2007)におけるDRM120およびDRM+信号とVORやILSとの干渉実験結果については、「DRM120とDRM+の信号はFM放送信号と同等もしくはそれ以下しか妨害を与えたなかった」とされている。さらに、2008年6月のITU-RのWP6Aの議長レポート(Annex 17 to Document 6A/56)によれば、「様々な新しい放送信号の送信テストがとても厳しい条件下で行われているが、航空受信機への妨害があったという例は報告されていない。」とある。これらを考慮すると、携帯端末向けマルチメディア放送の放射許容マスクがFM放送の放射許容マスクを満足すれば、航空無線航行システムに妨害を与えないと考える。

図3.3.8.4.4-1より、108.1MHz以上の帯域に対して携帯端末向けマルチメディア放送が満足しなければならない減衰量を送信ERP別に表3.3.8.4.4-3に整理する。この値を満足

するよう、108MHz側にガードバンドを確保したり、急峻な出力フィルタを整備する等の対応が必要となる。なお、表3.3.8.4.4-3は参照帯域幅を電波法のスプリアス規定に則り100kHzとしている。

Spurious emissions shall not exceed the values set out in table 4.3, shown additionally in figure 4.1 for the frequency range 9 kHz to 1 GHz.

Table 4.3: Spurious emission limits

Mean power of the transmitter	Limits Mean power absolute levels (dBm) or relative levels (dBc) below the power supplied to the antenna port in the reference bandwidth
$P < 9 \text{ dBW}$	-36 dBm
$9 \text{ dBW} \leq P < 29 \text{ dBW}$	75 dBc
$29 \text{ dBW} \leq P < 39 \text{ dBW}$	-16 dBm
$39 \text{ dBW} \leq P < 50 \text{ dBW}$	85 dBc
$50 \text{ dBW} \leq P$	-5 dBm

NOTE: Within the band 108 MHz to 137 MHz the limits above apply without exceeding the absolute limit of 25 μW (-16 dBm).

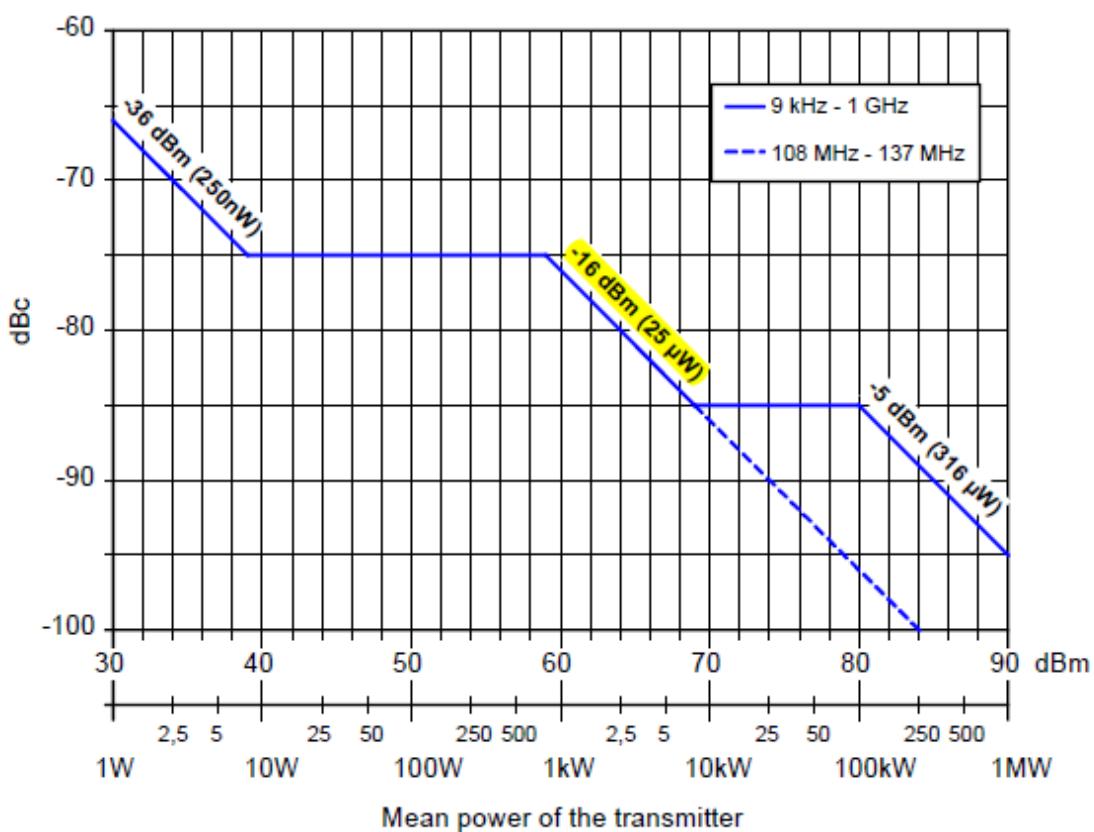


Figure 4.1: Spurious emission limits for FM sound broadcasting transmitters

* 参照帯域幅=1kHz

図3.3.8.4.4-1 FM放送のスプリアス放射の許容値(ETSI EN 302 018-1 V1.2.1より)

表3.3.8.4.4-3 108.1MHz以上の帯域に対する携帯向けマルチメディア放送の減衰量
(参照帯域幅:100kHz)

送信ERP	50 kW	5 kW	500 W
減衰量	-73 dB	-63 dB	-53 dB

3.3.8.4.5 VHF帯航空無線航行システムから携帯端末向けマルチメディア放送への干渉について

携帯端末向けマルチメディア放送は、VHF帯放送用周波数帯のうち90MHz～108MHz帯を使用して放送されることから、108MHzから117.975MHzに割り当てられているVHF帯航空無線航行システムからの干渉についても考慮する必要がある。これについても、3.8.4.4節同様、表3.3.8.4.4-1に示す3システムについて検討した。

なお、航空無線航行システムから携帯端末向けマルチメディア放送への干渉としては、航空無線航行システム電波が高レベルで携帯端末向けマルチメディア放送の受信機に入力されることによる干渉と、航空無線航行システムのスプリアス領域で生じる不要発射による干渉とが考えられる。

3.3.8.4.5.1 航空無線航行システム電波が高レベルで携帯端末向けマルチメディア放送の受信機に入力されることによる干渉

航空無線航行システムが高いレベルで携帯端末向けマルチメディア放送受信機に入力されることにより生じる干渉については、VOR、ILS(LOC)、GBASとも狭帯域のシステムであるため、FM放送波からの干渉と同程度の影響になると考えられる。よって、FM放送波から携帯端末向けマルチメディア放送受信機への干渉値を適用することができる。

実際の影響は、航空無線航行システムの送信局の場所等を考慮して検討する必要がある。

3.3.8.4.5.2 航空無線航行システムのスプリアス領域で生じる不要発射による干渉

航空無線航行システムの不要発射の強度の許容値は、基本周波数の平均または尖頭値電力より60dB低い値と規定されているため、不要発射の強度が許容値であると仮定して検討する。

今回の3システムの送信所からの距離と不要発射の受信電力の関係を図3.3.8.4.5-1に示す。不要発射の受信電力が図3.3.8.3-1の全受信雑音電力を下回る距離は、VORの場合は7.8km以上、アンテナ利得20dBiのILS(LOC)の場合は13km以上、GBASの場合は6.3km以上となる。ここで示した距離より航空無線航行システムの送信所と携帯端末向けマルチメディア放送の受信機が離れている場合は、携帯端末向けマルチメディア放送

の回線設計で見積もっているマージンで十分問題ない範囲と考える。

また、VOR送信局の近傍であっても、携帯端末向けマルチメディア放送の受信電力が十分大きい場合は問題は生じない。VOR送信局の周辺であり、かつ携帯端末向けマルチメディア放送の受信電力が低い地域については、その影響が懸念されるため、実際にVOR送信局から携帯端末向けマルチメディア放送帯域への干渉を測定し、必要に応じて送信諸元の見直しなどを含めた検討を行うことが必要である。

ILS(LOC)送信局の場合は、送信アンテナの指向性を考慮してILS(LOC)電力を算出する必要がある。送信アンテナの指向性が向いていない方向であれば、図3.3.8.4.5-1の距離特性より干渉レベルが小さくなるため、指向性についても検討して実際の影響を検討する必要がある。

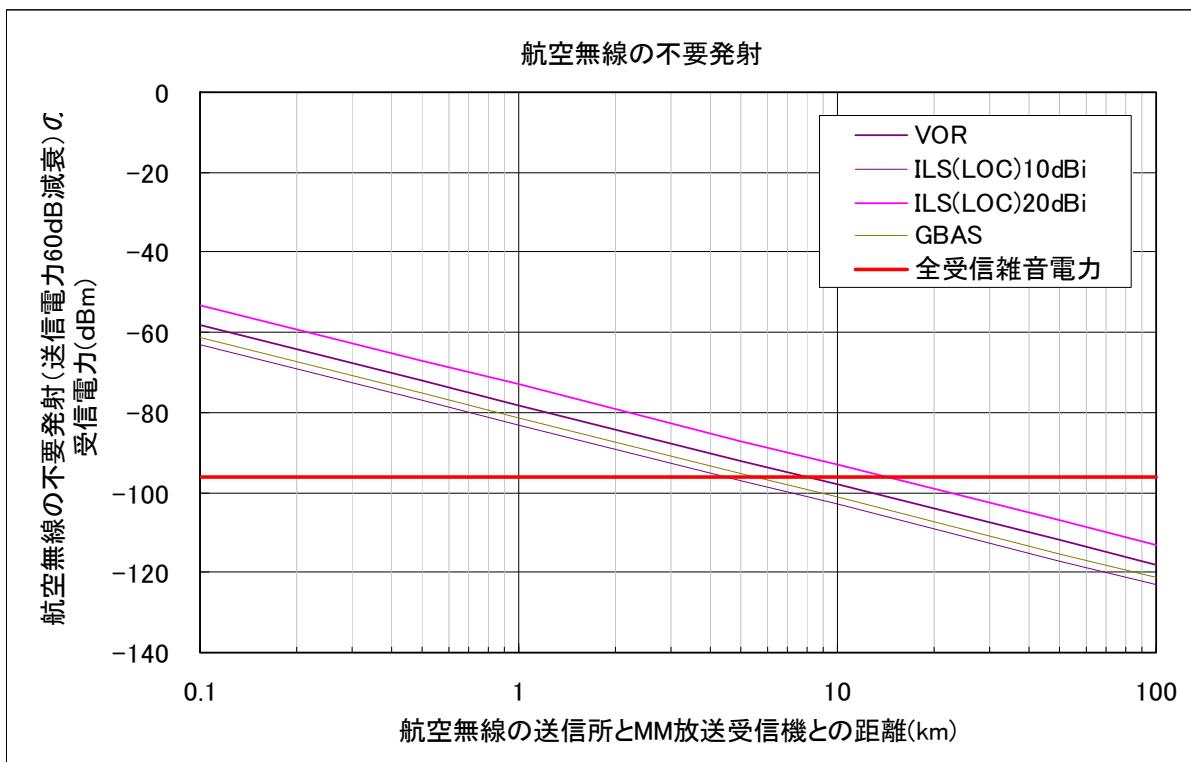


図3.3.8.4.5-1 航空無線航行システムの不要発射の受信電力の距離特性

3.3.8.4.6 VHFの異常伝搬(スポラディックE層による外国波混信等)について

VHFにおいては、異常伝搬の影響が懸念される。表3.3.8.3-1の回線設計では、他の電波の干渉マージンとして2dBを見込んでいる。

干渉妨害として最も懸念されるのが、スポラディックE層による外国波混信(以下、Es混信)であるが、2006年映像情報メディア学会冬季大会「スポラディックE層による混信波の年

間測定」で報告されているように、Es混信の電界強度は、最悪月において99%時間率電界強度が40dB μ V/m、95%時間率電界強度が35dB μ V/mとなっている。

さらに、表3.3.8.4.6-1のNHK放送技術研究所の実験結果によれば、FM放送波からの同一チャンネル妨害において、等価CN比劣化量が2dBとなるときの携帯端末向けマルチメディア放送信号(16QAM、符号化率1/2、1セグメント)(C)とFM妨害波(I)とのCI比は、約16dBとなっている。

以上より、Es混信による影響が発生しても99%時間率で受信可能となる電界強度は56dB μ V/m(40+16)となり、表3.3.8.3-1の所要電界強度57dB μ V/mとほぼ同じ値である。よって、回線設計で干渉マージン2dBを見込んでいるため、Es混信による新たなマージンは設定する必要はない。

表3.3.8.4.6-1 FM放送波から携帯端末向けマルチメディア放送波へのFM干渉CI比
(NHK放送技術研究所の実験結果)

伝送パラメータ	FM放送波の変調内容別のCI比(dB)		
	ニュース音声	音楽(演歌)	音楽(ポップス)
QPSK(1/2)	6.4	8.4	8.4
QPSK(2/2)	13.1	14.4	14.3
16QAM(1/2)	13.9	15.9	15.6

(実験手法)

- ビット誤り率が 2×10^{-4} (内符号訂正後の誤り率)となる条件で、ISDB-Tsb(1セグメント)信号とFM放送波のCI比を変化させて所要CN比を測定
- その結果を等価CN比劣化量に換算

3.3.8.4.7 デジタル新型コミュニティ放送への適用について

本方式は、広域ブロックを放送区域とした放送以外に、狭い地域を対象とした新型コミュニティ放送にも適用することを想定している。

新型コミュニティ放送は、送信出力も小さく、放送区域が狭いことが想定されるため、受信形態としてはケース1の自動車等による移動受信というよりは、ケース2の携帯受信、ケース3の固定受信が中心になると考えられる。

よって、新型コミュニティ放送については放送区域等の面から受信形態が限定されるのであれば、ケース2、ケース3の受信形態をベースとした混信保護比を別途規定して置局検討を実施することも考えられる。その結果、1つの地域に対して多くの事業者に周波数を割り当てるごとに小出力で所定のカバーエリアを実現することも可能になる等、周波数有効利用

につながると期待される。

3.3.8.5 携帯端末向けマルチメディア放送用受信機として留意すべき事項

携帯端末向けマルチメディア放送用の受信機における第1IF周波数は、ARIB標準規格STD-B30「地上デジタル音声放送用受信装置」に記載されているとおり、57MHz付近とすることが望ましい。また、FM放送波の2次歪を除去するため、初段にトラッキングフィルタなどを具備することが望ましい。

なお、受信機内で発生するFM放送波の3次歪による妨害を避けるため、VHFの90MHzから108MHzの周波数帯の使用にあたっては、近隣のFM放送波の使用周波数を検討することが望まれる。

3.3.8.5.1 IF周波数について

携帯端末向けマルチメディア放送は、導入周波数としてVHF帯放送用周波数帯(90MHz～108MHz)が予定されている。現在、地上デジタルテレビジョン放送用受信機では、第1IF周波数として57MHzが使用されている。

携帯端末向けマルチメディア放送用受信機においても、IFにダウンコンバートするためのローカル周波数が他の携帯端末向けマルチメディア放送用受信機(または受信部)や、地上デジタルテレビジョン放送用受信機、FM放送受信機に妨害を与えないことが望まれる。

現在地上デジタルテレビジョン放送用受信機で用いられているIF周波数57MHz付近を用いた場合、これら妨害を回避できることから、この周波数を用いることが望まれる。

なお、ダウンコンバートにおいては、上側ローカル周波数によりIF周波数に変換する。

また、IF周波数の2倍の周波数差(受信する周波数より114MHz上側)に信号が存在する場合(VHFハイチャンネル帯を使用する携帯向け放送波)には、イメージ妨害が考えられる。この帯域の信号を十分に抑えるため、受信部の初段においてトラッキングフィルタ等を挿入することが望まれる。

3.3.8.5.2 相互変調歪の検討

FM放送波による2次歪については、現行のアナログテレビ用チューナにおいて、初段にトラッキングフィルタを具備し除去していることから、同様のフィルタを地方ブロック向けマルチメディア放送用受信機においても具備することが望ましい。

また、90MHz付近に携帯端末向けマルチメディア放送を置局する場合、近接するFM局

からの妨害が想定される。

さらにFM放送信号による3次歪は、FM放送周波数帯が76MHzから90MHzであることから、90MHzから104MHzに落ち込む可能性がある。そこで、携帯端末向けマルチメディア放送のチャンネルプラン、置局検討時においては、FM放送波の周波数関係を加味することが望ましい。